

<表紙>

第 6 次広島県環境基本計画

令和 8 年●月
広島県

<表紙裏 空白ページ>

<知事巻頭言>

第6次広島県環境基本計画の 策定に当たって

目次

第1章 基本的事項	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 これまでの取組状況	3
第2章 環境を取り巻く情勢	5
1 広島県の自然環境の特徴	5
2 環境に関する国内外の動向	6
3 社会・経済の動向	8
第3章 計画の方向性	10
1 基本理念	10
2 サブテーマ	10
3 施策体系	10
4 注力する取組	12
第4章 施策の展開	16
第1節 ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進	16
1 省エネルギー対策等の推進	16
2 再生可能エネルギーの導入促進	24
3 カーボンサイクルの推進	27
4 気候変動への適応策の推進	30
第2節 循環型社会の実現	34
1 循環経済への移行に向けた資源循環の推進	35
2 廃棄物処理システムの更なる充実・強化	41
第3節 地域環境の保全	47
1 良好な大気環境の確保	48
2 健全な水環境の保全・管理	51
3 化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全	61
4 プラスチックごみの海洋流出防止対策	62
5 地域環境の維持・向上	66
第4節 自然環境と生物多様性の保全	69
1 自然資源の持続可能な利用	69
2 生態系の健全な維持管理	71
第5節 環境負荷の少ない社会を支える人づくり・仕組みづくり	79
1 環境学習・自主的な環境活動等の推進	79
2 環境関連産業の振興	81
3 環境配慮の仕組みづくり	82

第5章 計画の推進	85
第1節 各主体の役割.....	85
1 県民.....	85
2 事業者.....	85
3 行政.....	85
第2節 計画の進行管理.....	86
参考資料	87
1 指標一覧	87
2 施策体系ごとの法定計画の対応表.....	91
3 用語解説.....	93

第1章 基本的事項

1 策定の趣旨

- 本県は、世界に誇れる瀬戸内海をはじめ、緑あふれる中国山地を擁するなど、美しく豊かな環境に恵まれています。
- 一方で、経済成長に伴う都市化の進展や生活様式の変化等による自動車交通公害、生活排水等による水質汚濁などの都市・生活型公害や廃棄物量の増大といった環境問題が発生してきました。
- このような環境問題に対し、恵み豊かな環境を将来にわたって守り育てるため、環境の保全に関する基本理念、県民・事業者・行政の責務や施策の基本的事項を定めた「広島県環境基本条例」を平成7（1995）年3月に制定し、平成9（1997）年3月には同条例に基づき「広島県環境基本計画」を策定しました。

以来、社会情勢の変化等に合わせて見直しを行い、現在は、令和3（2021）年3月に策定した第5次広島県環境基本計画により、県民や事業者の皆様と連携・協働した取組を進めています。
- この間においても、環境を取り巻く情勢は、2050年カーボンニュートラルに向けた地球温暖化対策の加速、気候変動による高温や大雨といった自然災害リスクへの適応、海洋プラスチックごみ汚染や生物多様性¹損失の対応、社会経済システムの循環経済（サーキュラーエコノミー）²への移行など、世界や国内で複雑に変化しており、本県においても、新たな環境課題等に対し積極的に取り組むことが求められています。
- また、本県では、令和8（2026）年7月に県の総合計画である「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」を改定し、将来にわたって、「広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かった」と心から思える広島県を実現していくこととしています。
- 社会情勢の変化に適切に対応し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現するため、そして、本県の新たな総合計画を環境分野から推進するため、新たに第6次広島県環境基本計画を策定します。

【参考：広島県環境基本条例 前文】

わたしたちの広島は、世界に誇れる瀬戸内海をはじめ、中国山地などを擁する美しく豊かな環境に恵まれ、遠い過去から現在へとつながる時の流れの中で、生活を営み、産業を興し、個性ある文化を創り出してきた。

しかし、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした経済社会活動は、環境の恵みである資源を消費し、不用物を環境に排出していく営みでもあり、環境に大きな影響を及ぼしている。

また、自然の復元力を超えるまでに大きくなりつつある人間の活動は、自然の生態系を破壊するだけでなく、地球の温暖化やオゾン層の破壊などの地球的な規模の環境問題を引き起こし、人類の生存基盤を脅かすまでに至っている。

健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受することは、健康で文化的な生活を営む上での現在及び将来の県民の権利であり、この環境を守り、育て、将来の世代に継承していくことは、わたしたちの責務である。

わたしたちは、環境が有限なものであることを深く認識し、県民・事業者・行政が相互に協力しあって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な広島を目指さなければならない。

ここに、わたしたちは、広島の健全で恵み豊かな環境を保全していくとともに、よりよい環境を築き、これを将来の世代に引き継いでいくことを決意し、この条例を制定する。

¹ 生物多様性：自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念。

² 循環経済（サーキュラーエコノミー）：線形経済（リニアエコノミー）という天然資源の採取から廃棄まで一方通行型の経済システムと比べ、製品や資源の廃棄を減らして再利用を促進し、環境負荷を低減する経済システム。

2 計画の位置付け

- 本計画は、令和 8（2026）年 7 月に改定した、県の総合計画である「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」を環境の面から推進する環境分野の分野別計画です。
 - 広島県環境基本条例第 9 条の規定により、環境保全に関する基本構想や環境保全に関する施策に係る基本的事項を定め、次の役割を果たすものとします。
 - ・ 環境の保全に関する長期的な目標と施策の全体像を明らかにすることにより、環境の保全に対する共通認識を形成する役割
 - ・ 環境の保全に関する計画や指針に対する上位計画として基本的方向を与え、環境の保全に関する諸施策を総合化・体系化することで有機的連携を促し、環境行政の計画的な推進を可能にする役割
 - ・ 県民、事業者等のあらゆる主体の協力による取組を進めるための指針としての役割
 - ・ 環境に影響を及ぼす可能性のある各種計画の策定や施策の実施に対して、環境保全との調和・調整を図る上での指針としての役割
 - また、本計画は次の法定計画として位置付けます。
 - ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条第 3 項に規定する地方公共団体実行計画（区域施策編）
 - ・ 気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）第 12 条に規定する地域気候変動適応計画
 - ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 5 条の 5 に規定する都道府県廃棄物処理計画
 - ・ 食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第 19 号）第 12 条に規定する都道府県食品ロス削減推進計画
 - ・ 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 4 条に規定する瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画
 - ・ 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成 21 年法律第 82 号）第 14 条に規定する地域計画
 - ・ 生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）第 13 条に規定する生物多様性地域戦略
 - ・ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成 15 年法律第 130 号）第 8 条に規定する行動計画
- ※なお、本計画のどの部分が各法定計画に該当するかについては、91、92 ページの対応表をご確認ください。

3 計画の期間

令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの 5 年間とします。

4 これまでの取組状況

第5次広島県環境基本計画（計画期間：令和3（2021）年度～令和7（2025）年度（令和8（2026）年10月まで延長））では、「地球温暖化対策の推進」、「循環型社会の実現」、「地域環境の保全」、「自然環境と生物多様性の保全」及びこれらと横断的に関係する「人づくり・仕組みづくり」をあわせた5つの施策体系を掲げるとともに、SDGs³の考え方を取り入れながら、基本理念（環境にやさしい広島づくりと次代への継承）の実現を目指し、取組を進めてきました。

ネット・ゼロカーボン社会⁴の実現に向けた地球温暖化対策の推進

- 産業部門、業務部門では中小企業の自主的な省エネルギー設備改修等を後押しするため、プッシュ型・伴走型の支援を実施しました。家庭部門では、省エネルギータイプの家電設備の導入支援や断熱性能の高い省エネルギー住宅の普及促進、うちエコ診断の受診促進を中心に取組を推進しました。
- 地域特性を活かした再生可能エネルギー導入の強化として、太陽光発電と小水力発電⁵を軸に取組を展開しました。
- カーボンリサイクル⁶を核とした新たな産業集積を目指し、企業間のマッチング、県独自の研究開発支援制度等により共同研究・開発案件の創出を図りました。

循環型社会の実現

- 再生利用率が全国平均より低いがれき類や、国際的な輸入規制等を踏まえた取組強化が求められるプラスチックを重点対象とし、リサイクル施設の整備や再生資源の使用を促進するとともに、太陽光パネルやリチウムイオン電池など新製品・新素材の普及に対応したリサイクル技術の開発を支援し、エネルギー利用を含めた再生利用を推進しました。
- AI⁷/IoT⁸などのデジタル技術の導入を積極的に支援し、混合廃棄物の自動選別によるリサイクルの徹底や廃棄物のトレーサビリティ⁹の強化等に取り組み、デジタル技術を活用した資源循環サイクルの拡大を図りました。
- 大規模災害に備え、市町等と連携した災害廃棄物処理体制の強化や、関係法令に基づき廃棄物の排出者や処理業者への監視・指導を徹底し、廃棄物の適正処理を推進しました。

³ SDGs：Sustainable Development Goals の略。「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標（2015年9月に国際サミットで採択）。17のゴール・169のターゲットから構成。

⁴ ネット・ゼロカーボン社会：二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、再利用等による除去量とが均衡した、温室効果ガス排出実質ゼロの社会。

⁵ 小水力発電：小規模な水の落差や流量を利用して発電する方式。地域の水資源を活用した再生可能エネルギー。

⁶ カーボンリサイクル：二酸化炭素（CO₂）を炭素資源（カーボン）と捉え、これを回収し、多様な炭素化合物として再利用（リサイクル）すること。

⁷ AI：Artificial Intelligence（人工知能）の略。コンピュータがデータを分析し、推論・判断、最適化提案、課題定義・解決・学習などを行う、人間の知的能力を模倣する技術。

⁸ IoT：Internet of Things の略。これまで主にパソコンやスマートフォンなどの情報機器が接続していたインターネットに、産業用機器から自動車、家電製品までさまざまな「モノ」をつなげる技術。

⁹ トレーサビリティ：産業廃棄物の処理状況が即時に排出事業者及び廃棄物処理業者によって確認できる状態のこと。近年、アプリケーション・サービス・プロバイダ（ASP事業者）のサービスにおいて、全地球測位システム（GPS）を用いた運搬経路情報や処理状況の画像情報の提供など、ITを用いて排出事業者が適正な処理を確認できる仕組みが利用され始めている。

地域環境の保全
・ 大気・水・土壌等が環境基準¹⁰に適合した良好な状態を確保・維持するため、工場・事業場への監視・指導や、大気・河川・海域・地下水の測定・監視等を実施するとともに、その状況を毎年度取りまとめて公表しています。 ・ 大気環境については、二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質¹¹、微小粒子状物質（PM2.5）¹²で環境基準を達成しています。一方、光化学オキシダント¹³は、注意報等の発令基準を超える日があります。 ・ 水環境については、人の健康の保護に関する項目は概ね環境基準を達成しています。一方、県内で排出されるCOD¹⁴汚濁負荷量¹⁵は減少傾向ですが、富栄養化¹⁶に伴う赤潮も依然として発生しています。 ・ プラスチックごみの海洋流出による汚染防止のため、海岸漂着量の多い主要3品目（ペットボトル、プラスチックボトル、食品包装・レジ袋）について、使用量削減対策等の重点的な取組を実施し、3品目の海岸漂着量は目標を上回るペースで減少しています。 ・ 有害性が指摘されている有機フッ素化合物（PFAS¹⁷）が検出された事案に対しては、国が定めた対応の手引きに従い、曝露防止の取組を進めるとともに、継続的な監視調査を実施しています。
自然環境と生物多様性の保全
・ 県民が身近な自然とのふれあいの場として利用できるように自然公園等施設の維持・管理を実施するとともに、民間事業者による投資と創意工夫による新たな魅力創出の試みを実施しました。 ・ 希少な野生生物をはじめとする種の保存や生物多様性保全の重要性について県民の理解を高めるため、保護すべき野生生物の安定的な生息環境の保全に取り組んでいます。
環境負荷の少ない社会を支える人づくり・仕組みづくり
・ 県民の自主的な環境保全活動を促進し参加機会の拡大を図るため、各地で行われている取組に関する情報提供や、地域で緑化活動や美化活動などを行っている団体等の活動支援、環境学習講師の派遣など、環境保全活動の拡大に向けた支援を行いました。 ・ 事業者等が自主的に環境負荷低減を目指す環境マネジメントシステム¹⁸（エコアクション21¹⁹等）の導入に資するセミナー等を開催していますが、認証資格の取得事業者数は横ばい傾向です。

¹⁰ 環境基準：環境基本法第16条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。

¹¹ 浮遊粒子状物質：大気中に浮遊する粒径10μm以下の粒子（SPM）。呼吸器疾患の原因となる。

¹² 微小粒子状物質（PM2.5）：Particulate Matterの略。粒径2.5μm以下の微細な粒子で、肺の奥まで到達し健康影響が大きい。

¹³ 光化学オキシダント：工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NOx）や揮発性有機化合物（VOC）などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなど酸化性物質の総称。

¹⁴ COD（化学的酸素要求量）：Chemical Oxygen Demandの略。水中の有機物を酸化剤で酸化する時に消費される酸素の量で、湖沼・海域で環境基準値が定められている。この値が大きいほど汚濁の程度も大きい。

¹⁵ 汚濁負荷量：陸域から排出されるCOD（化学的酸素要求量）、窒素及びりん等の汚濁物質の総量。「汚濁負荷量＝汚濁濃度×排出量」で計算する。

¹⁶ 富栄養化：水域に窒素やリンが過剰に供給され、植物プランクトンが過剰増殖する現象。

¹⁷ PFAS：有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して「PFAS」と呼び、1万種類以上の物質があり、幅広い用途で使用されていたが、有害性が指摘されており、国内外で規制やリスク管理に関する取組が進められている。

¹⁸ 環境マネジメントシステム：企業等の事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価するためのシステム。①環境保全に関する方針、目標、計画等を定め（Plan）、②これを実行、記録し（Do）、③その実行状況を点検して（Check）、④方針等を見直す（Act）一連の手続。

¹⁹ エコアクション21：環境省が認定する環境経営システム。事業者による環境への取組を認証・登録する制度。

第2章 環境を取り巻く情勢

1 広島県の自然環境の特徴

(1) 地形・地質

広島県は、日本の中国地方の南部に位置し、北部は中国山地に、南部は瀬戸内海に面しており、面積は8,478 km²です。

北から南に向けて中国山地（標高1,000m以上）、吉備高原面（標高400～700m）、瀬戸内海面（標高250m以下）と断層によりできた3つの高さの違う平坦な地形が階段のように並んでおり、徐々に標高が下がっていく地形となっています。山地が県土の約7割を占め、全国に比べて山地が多く、低地が極めて少ないことが特徴です。

中国山地は多くの河川の源流となっています。これらの河川は、山地から瀬戸内海へと流れ込み、沖積平野を形成しています。特に、太田川下流の広島平野や、芦田川下流の福山平野は、人口や産業が集中しています。また、瀬戸内海には多数の島々が点在し、多島美と言われる独自の景観を形成しています。

地質は、流紋岩類と花崗岩類が広い面積を占めています。一般的に「広島型花崗岩」と称される花崗岩が、県内面積の約40%を占め最も広く分布しており、表土は花崗岩が風化した真砂土で覆われています。

(2) 気候

広島県は、中国山地によって冬の季節風が、四国山地によって夏の季節風がさえぎられるため、年間を通じて晴天が多く、おおむね温暖低湿な気候となっています。また、北部の山間地帯は降水量が多く、冬季は寒冷で積雪が多い地域もあり、県全体で多様な気候を呈しています。

(3) 動植物

中国山地のブナ林や落葉広葉樹林帯には、ツキノワグマ、ヤマネ、ニホンモモンガ等の哺乳類やクマタカ等の猛禽類、ゴギ等の魚類が生息しています。

吉備高原面、瀬戸内海面の二次林（アカマツ林、コナラ林等）や田園地帯は、里山・里地として、人々の生活や営農の営みと一緒に育まれた様々な生き物の生息場所となっており、両生類のナゴヤダルマガエル、魚類のオヤニラミ、昆虫類のタガメやゲンゴロウなどのほか、本県が最後の生息地であるヒョウモンモドキが生息しています。

内陸部の河川には、上流部にゴギ、アマゴ、ヤマメが生息しています。また、インドジョウやスイゲンゼニタナゴ等の希少な魚類のほか、オオサンショウウオや貝類のカワシンジュガイなどが生息し、水辺の豊かな生態系を形成しています。

瀬戸内海は、世界でも有数の多島海であり、穏やかな波と豊かな漁業資源に恵まれています。沿岸域の里海には、アマモやガラモ等の海草、海藻からなる藻場²⁰や干潟²¹があり、多くの魚介類の産卵場所や生息場所となっています。瀬戸内海には、スナメリなどの哺乳類、アビ類（アビ、オオハム、シロエリオオハム）などの鳥類が生息するほか、ナメクジウオやカブトガニなどの貴重な生き物も生息しています。また、宮島の潮汐湿地の一部には、日本で唯一ミヤジマトンボが生息しています。

²⁰ 藻場：アマモなど沿岸の海草が群生する区域。魚類の産卵場・生育場として重要な生態系。

²¹ 干潟：干潮時に現れる砂泥質の平坦な場所。プランクトンなどの微生物や多種多様な生物の生息の場となり、海水を浄化する機能がある。水鳥の飛来場所にもなっている。

2 環境に関する国内外の動向

令和5（2023）年のG7広島サミットで採択された首脳声明では、「我々の地球は、**気候変動、生物多様性の損失及び汚染**という3つの世界的危機並びに進行中の世界的なエネルギー危機からの未曾有の課題に直面している。」と、環境に関する3つの危機が述べられました。この課題解決のため、国内外で様々な取組が進められています。

(1) 気候変動

人間活動による温室効果ガス²²の増加による地球温暖化によって、異常気象、海面上昇、生態系破壊など深刻な影響が生じ、人類の生存基盤を脅かすことから、温室効果ガスの排出削減及び吸収により「カーボンニュートラル²³」を実現する必要があります。

国際的には、令和3（2021）年の気候変動枠組条約締約国会議（COP26）で、石炭火力発電所の段階的な削減等（グラスゴー気候合意）が採択されました。令和5（2023）年のCOP28では、パリ協定後初の進捗評価において1.5度目標達成のための緊急的な行動の必要性などが示され、各国の温室効果ガス削減目標の更なる引き上げが求められています。

国内では、「2050年カーボンニュートラル」に向けて、温暖化対策推進法の改正やGX（グリーントランスフォーメーション）²⁴推進のための投資促進、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）²⁵に基づく企業の情報開示などが進められています。さらに、令和7（2025）年2月には、新たな地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画により、令和17（2035）年度及び令和22（2040）年度の温室効果ガス削減目標や、その達成のための主な施策、非化石エネルギーへの大幅な転換などが示されました。令和8（2026）年度に一部企業での排出量取引制度²⁶が開始されたほか、令和10（2028）年度には化石燃料賦課金制度²⁷の開始が決まっています。

また、猛暑や豪雨などの異常気象が頻発しており、防災・減災、農林水産、健康、自然生態系などの各分野における気候変動への適応策の重要性が高まっています。

(2) 生物多様性の損失

生物多様性の損失とは、地球上の種、遺伝子、生態系の多様性が減少することです。これにより、生態系の機能が低下し、食料や医薬品などの資源が失われ、病気の拡大や災害への脆弱性が増すなど、人類の生存基盤が脅かされてしまうため、生物多様性の損失を止め、回復させる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」が必要となっています。

国際的には、令和3（2021）年から令和4（2022）年の生物多様性条約締約国会議（COP15）で「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、生態系を回復に向かわせるため令和12（2030）年までに地球の陸域と海域の少なくとも30%以上を保護地域として効果的に保全するという「30by30目標」などが採択されました。企業の活動に

²² 温室効果ガス：大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書による第二約束期間（平成25（2013）～令和2（2020）年）から追加された三フッ化窒素のほか、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の7物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。

²³ カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、実質排出量をゼロにすること。

²⁴ GX（グリーントランスフォーメーション）：脱炭素社会への転換に向けた産業・社会構造の変革。

²⁵ 気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）：Task Force on Climate-related Financial Disclosuresの略。企業の気候関連リスク情報開示を促進する機構。

²⁶ 排出量取引制度：温室効果ガスの排出枠を設定し、企業間で取引できる制度。排出削減を促進する政策手段。

²⁷ 化石燃料賦課金制度：化石燃料の使用に対し課金する制度。脱炭素化へのインセンティブとして機能。

については、令和 5（2023）年に自然資本や生物多様性に関するリスクや機会を評価・開示する枠組みである自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）²⁸が示され、企業における情報開示の動きが本格化してきています。

国内では、生物多様性の保全及び「30by30 目標」の達成に向けて、国立公園や都道府県立自然公園等の行政機関が定める保護地域以外に、企業や団体等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域を登録する「自然共生サイト」の制度が始まっています。

一方で、外来生物²⁹の定着により、従前の生態系が脅かされたり、人の健康や農林水産業の被害が生じています。また、野生鳥獣の分布拡大による市街地への出没や人身被害の発生、農産物の被害など、人との軋轢が深刻化しています。クマ類については令和 6（2024）年に指定管理鳥獣に指定され、令和 7（2025）年には一定条件下で市街地での銃猟を可能とする緊急銃猟³⁰制度が創設され、野生鳥獣の管理を図るための取組が進められています。

また、自然公園の活用については、平成 28（2016）年から「国立公園満喫プロジェクト」が推進されていますが、混雑やマナー問題等に対応するため、「国立公園ならではの魅力的な滞在体験の提供」、「国立公園のブランド力向上と国内外へのプロモーション強化」、「保護と利用の好循環による地域への貢献」を柱とする「国立公園満喫プロジェクト 2026 年以降の取組方針」（令和 8（2026）年 3 月）に基づき、取組が加速されています。

（3）汚染（海洋プラスチック汚染、化学物質等）

海洋プラスチックごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化、景観への悪影響、漁業や観光への影響など様々な問題を引き起こしており、近年は、マイクロプラスチック³¹による海洋生態系や人体への影響が懸念されています。そのため、プラスチック製品等の流出やマイクロプラスチックの発生を防止する必要があります。

国際的には、令和元（2019）年の G20 大阪サミットにおいて、令和 32（2050）年までに新たな海洋プラスチック汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が採択され、国際条約を策定する交渉が進められています。また、企業においても、プラスチックの使用削減やリサイクル推進の取組が行われています。

国内では、令和 4（2022）年にプラスチック資源循環促進法が施行され、使い捨てプラスチックの削減、プラスチックごみの分別回収、リサイクルの推進が本格化したほか、様々な主体により回収や清掃等の取組が進められています。

²⁸ 自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）：Taskforce on Nature-related Financial Disclosures の略。企業の自然資本関連リスク情報開示を促進する機構。

²⁹ 外来生物：国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物。

³⁰ 緊急銃猟：人の日常生活圏に出没したクマ類・イノシシに対して一定の条件のもとで銃猟を可能とする制度で、令和 7（2025）年に鳥獣保護管理法の改正により創設された。

³¹ マイクロプラスチック：一般に粒径 5mm 以下の微細なプラスチック粒子。海洋汚染や生態系への影響が懸念される。

また、人体への影響が懸念される有機フッ素化合物等の化学物質、建築物の解体時に飛散防止が必要なアスベスト³²のほか、大気、水質、土壌の環境中の有害物質など、環境汚染を引き起こす物質に対して引き続き管理や監視が必要です。

3 社会・経済の動向

(1) 経済・企業における視点の変化

近年の環境危機の顕在化により、自然資本（環境）の基盤の上に経済社会活動が成立しているという認識が世界的に定着されつつあります。

その結果、人々の環境と経済の関係についての認識は、以前の「環境対策はコストである」「経済成長と環境保全はトレードオフ」から、「環境問題への対応の在り方が競争力等に影響する」という考え方が広まってきています。国内の企業においても、ESG 投資³³の普及、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）等の取組の浸透とともに、環境問題を含む社会課題の解決を企業価値の創造につなげていく動きが活発化しています。

(2) 人口減少・少子高齢化

本県の総人口は令和 2（2020）年の約 280 万人から、令和 32（2050）年に約 223 万人まで減少すると推計されており、また、県全体の 65 歳以上の比率も 35%を超えるなど、人口減少と少子高齢化による構造変化の進行が予測されます。

急速に進行する人口減少により、エネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出やごみの排出量が減るとされる一方、世帯の少人数化や高齢化により、一人当たりのエネルギー消費量やごみの排出量が増えるといった環境負荷の増大が懸念されています。

また、中山間地域居住者の減少やライフスタイルの変化に伴い、里地の環境が変化しており、里地里山における水源涵養、災害防止、自然景観などの多面的機能や里地里山特有の生態系が失われつつあります。

このため、少子高齢化等によるライフスタイルの変化に対応した環境施策を展開していく必要があります。

(3) 急速に革新・普及が進むデジタル技術

AI/IoT 等のデジタル技術を活用した DX（デジタルトランスフォーメーション）³⁴の潮流は、産業構造やビジネスモデル、働き方、暮らし方、生活スタイルそのものに変革をもたらし、社会をより便利で、快適かつ豊かなものに変える可能性を秘めています。本県では、デジタル技術を活用して、新たなサービスや付加価値を創出できる環境を整備し、県内産業の生産性向上や競争力の強化を促していくこととしています。

³² アスベスト（石綿）：天然に存在する繊維状の鉱物のこと。繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、WHO（世界保健機関）ではアスベストを発ガン物質と断定。日本でも「大気汚染防止法」（昭和 43（1968）年）により、平成元（1989）年に「特定粉じん」に指定され、使用制限又は禁止されるようになった。

³³ ESG 投資：従来のキャッシュフローや利益率などの、定量的な財務情報による投資判断に加えて、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）という非財務情報も考慮しておこなう投資手法。

³⁴ DX（デジタルトランスフォーメーション）：デジタル技術を活用して、生活に関わるあらゆる分野（仕事、暮らし、地域社会、行政）において、ビジネスモデル、オペレーション、組織、文化などのあり方に変革を起こすこと。

環境施策においても、デジタル技術を積極的に活用し、エネルギー消費量の見える化や廃棄物処理施設の高度化など、環境・エネルギー分野での研究開発や施設整備を支援し、イノベーション創出につなげていく必要があります。

一方で、AI の普及や、データセンターや半導体デバイス製造工場等の関連インフラの整備に伴い、電力需要が増加すると予測されており、エネルギー効率の向上や再生可能エネルギーの導入といった持続可能な電力供給体制の確保が求められています。

(4) 大規模災害

近年、台風や集中豪雨に伴う風水害や土砂災害、地震災害などの自然災害が激甚化・頻発化しており、全国各地で甚大な被害が発生しています。令和 7（2025）年には、国において南海トラフ巨大地震の被害想定の見直しが行われ、大規模地震における対策の重要性が高まっています。

大規模災害が発生した際には、早期に避難生活を終わらせ生活基盤を整えるため、被災家屋の解体及び災害廃棄物の処理を迅速に進める必要があります。また、解体時のアスベスト飛散や、廃棄物処理場の周辺環境の悪化を抑えるための対応も必要になります。そのため、平時から県・市町・関係事業者が連携した備えを整えることが重要です。

第3章 計画の方向性

【基本理念】

環境にやさしい広島づくりと次代への継承

【サブテーマ】

持続可能な広島の未来へ 環境による「価値」の創造に向けて

1 基本理念

- 基本理念は、広島県環境基本条例前文に掲げる理念を、平成9（1997）年の当初計画策定時から継続して設定し、ひろしまビジョンに掲げる「あるべき姿（概ね30年後）」を見据えて、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築し、次代へ継承していきます。

ひろしまビジョンに掲げる環境分野の「あるべき姿（概ね30年後）」

県民や事業者が地球温暖化をはじめとする環境問題の重要性を共有し、環境と共生した生活スタイルや事業活動が定着することにより資源循環・自然共存社会が実現し、環境への負荷の少ない持続可能な社会が構築されています。

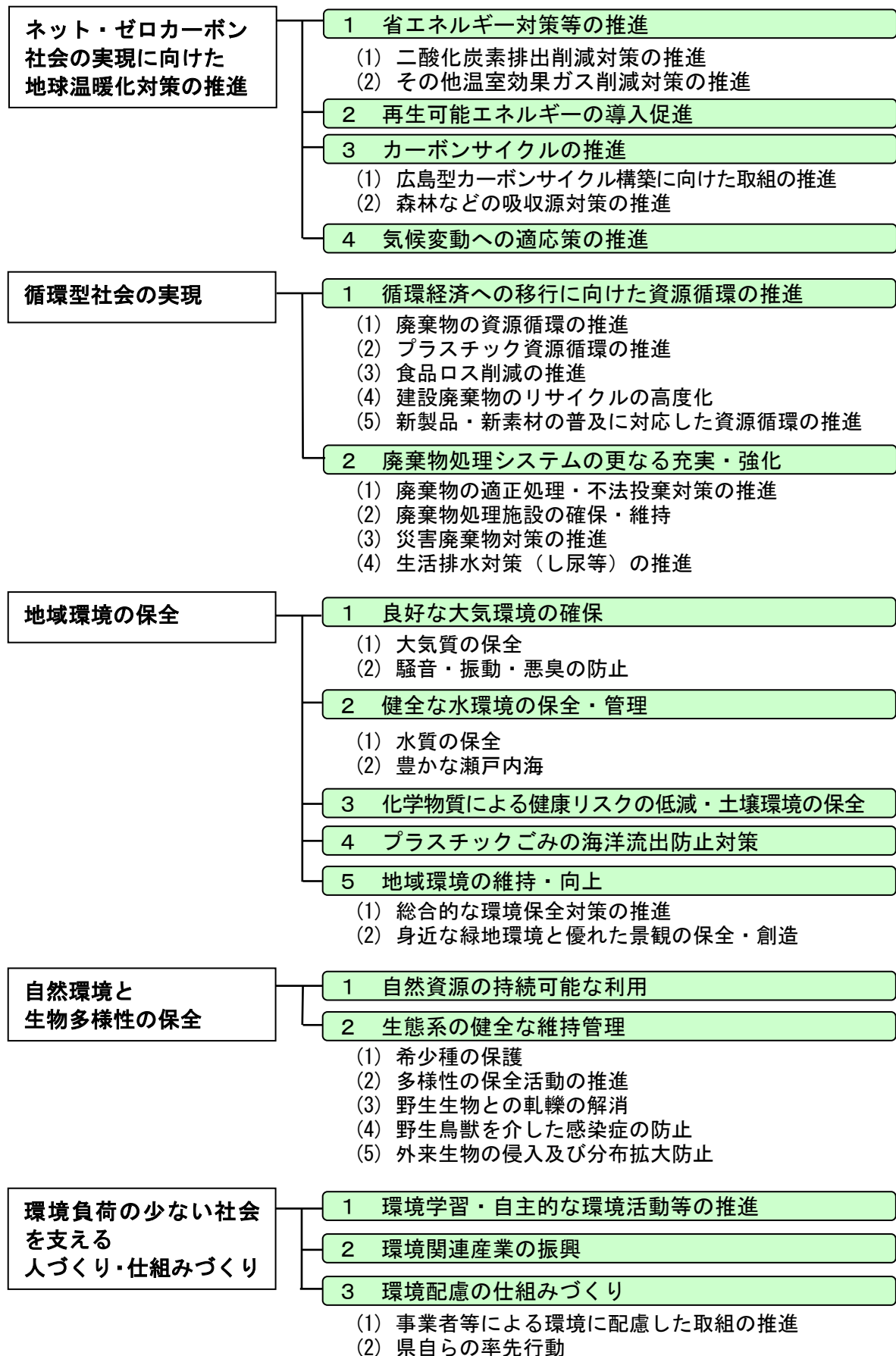
2 サブテーマ

- 5年間の計画期間での方向性として定めるサブテーマについては、社会情勢の変化等を踏まえ、県民・事業者が主体となって、環境の「価値」を高める取組を推進していくことが、企業のブランドや競争力の向上、県民の生活の質の向上という「価値」につながり、それを基盤として広島が持続的な成長・発展をしていくため『持続可能な広島の未来へ 環境による「価値」の創造に向けて』を設定します。

3 施策体系

- 基本理念の実現に向け、引き続き「ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進」「循環型社会の実現」「地域環境の保全」「自然環境と生物多様性の保全」「環境負荷の少ない社会を支える人づくり・仕組みづくり」の5つの施策体系により総合的に推進していきます。

図表 3-1 施策体系図



4 注力する取組

○ サブテーマの実現に向け、次の3つのポイントに注力し取組を推進します。

(1) ひろしまネット・ゼロカーボンの推進

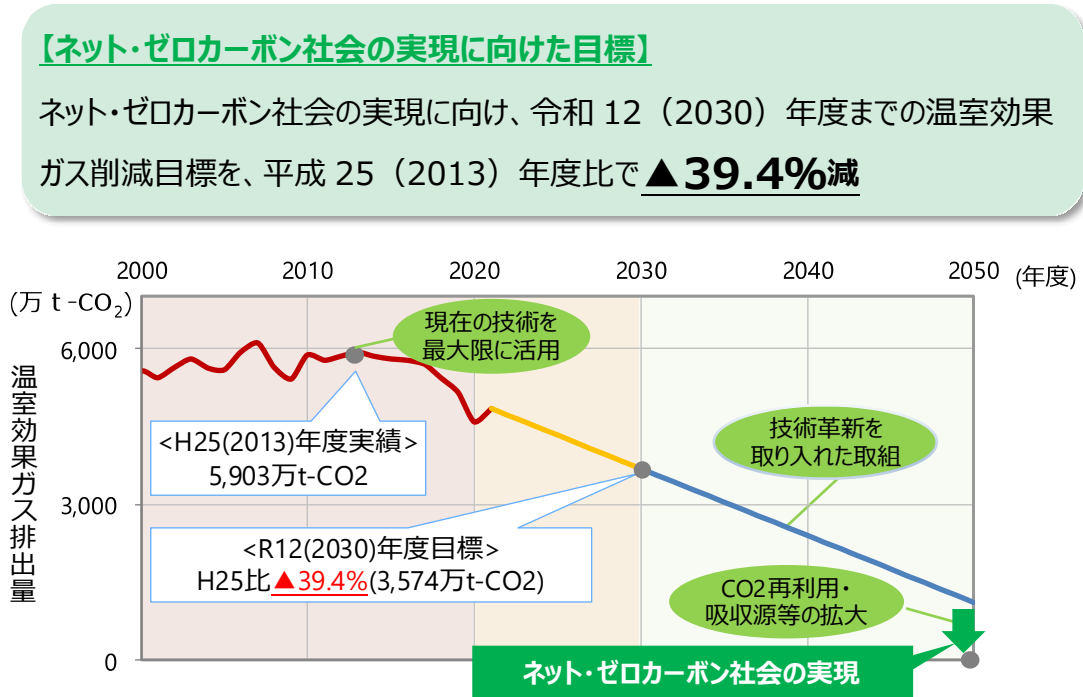
積極的な温暖化対策の推進は、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな経済成長にもつながると考えられてきています。また、省エネルギーや再生可能エネルギーの普及は温暖化対策のみならず、企業や県民にとっては経済性の向上、国全体にとってはエネルギー安全保障や地政学的リスクに寄与します。

そこで、事業者の経営課題と絡めた支援や、生活において実際の行動につなげるための取組など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に向けた機運醸成等により、より一層の省エネルギーへの対策強化や推進、再生可能エネルギーの導入促進等に取り組みます。

また、大崎上島でのカーボンリサイクル実証研究拠点と連携し、二酸化炭素を資源として回収・再利用するためのカーボンリサイクル技術・製品の事業化・社会実装を推進し、産業活動の維持・拡大と両立した経済成長を目指します。また、県土面積の7割を占める森林の吸収源対策に加え、瀬戸内海に分布している藻場・干潟や農業分野の取組を活性化させていきます。

さらに、防災・減災、農林水産、健康、自然生態系などの各分野における気候変動への適応に向けて、情報収集や、普及啓発、調査・研究などに取り組みます。

図表 3-2 広島県の温室効果ガス削減目標



資料：県環境政策課

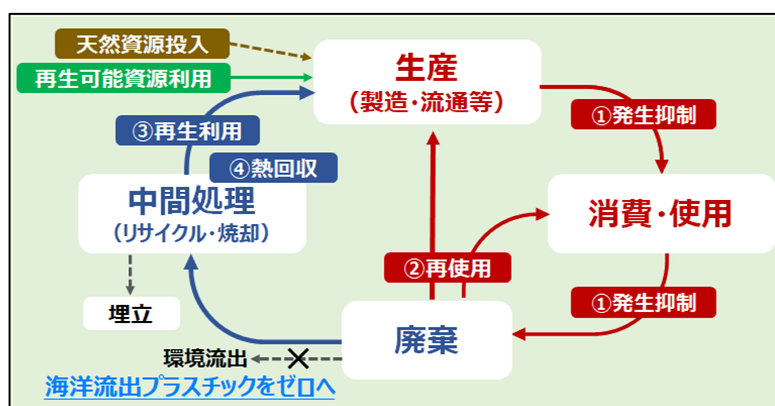
(2) 海洋プラスチックごみ対策を軸とした循環経済の形成

人口が増加し、経済が拡大する世界において、世界的に持続可能な資源の利用に向けた取組が強化される中、資源の消費や廃棄物の発生など、環境への負荷を低減するとともに、廃棄物を再生資源として最大限活用し、付加価値を生み出し、新たな成長につなげる循環経済へ移行していく必要があります。

特にプラスチックは、利便性の高さから産業や生活で大量に消費されています。その中には、使い捨てられるものも多く、廃棄物処理により環境負荷が発生しています。また、環境に流出することで海洋汚染や生態系への悪影響が懸念されています。

そこで、これまで焼却・埋立処理されていた家庭系・事業系のプラスチックごみについて、徹底的に選別し、資源として最大限活用するとともに、高品質な再生材を安定供給させるため、リサイクルの処理工程の高度化を目指します。また、本県では、2050（令和32）年までに瀬戸内海に新たに流出するプラスチックごみゼロを目指して「瀬戸内ひろしま宣言」を令和3（2021）年に発表し、プラスチックごみの海洋流出の防止を進めており、目標の実現に向け、本計画の期間では、プラスチックの使用量削減や流出防止等の取組の社会実装を図っていきます。

図表 3-3 循環経済への移行に向けた資源循環のイメージ図



資料：県循環型社会課

(3) 生態系の保全と持続可能な活用

地球温暖化による気候変動や、海洋プラスチックごみ等による環境汚染は、種の絶滅や生息域の移動、消滅等を引き起こし、生態系サービス³⁵の低下が懸念されます。生態系サービスを支えている生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せるため、県民一人一人が生物多様性の重要性について理解を深める必要があります。

本県は、北部には湿原や溪谷、豪雪地帯を有する中国山地と、南部には温暖少雨で多島美を誇る瀬戸内海、そしてそれらを繋ぐ段階的な地形には高度に応じた多様な動植物の生態系が分布し、山・川・海・森のすべてが近く、自然の多様性を体験できる場所となっています。自然公園等施設の改修や魅力の情報発信により、豊かな自然環境をフィールドとして、県民が触れ合い楽しめる機会や、生物多様性を学ぶ機会を増やし、自然環境保全や野生生物保護の重要性に対する理解醸成を進めることで、地域資源を活かした社会経済活動と自然環境の保護活動が調和した地域社会の構築を図ります。

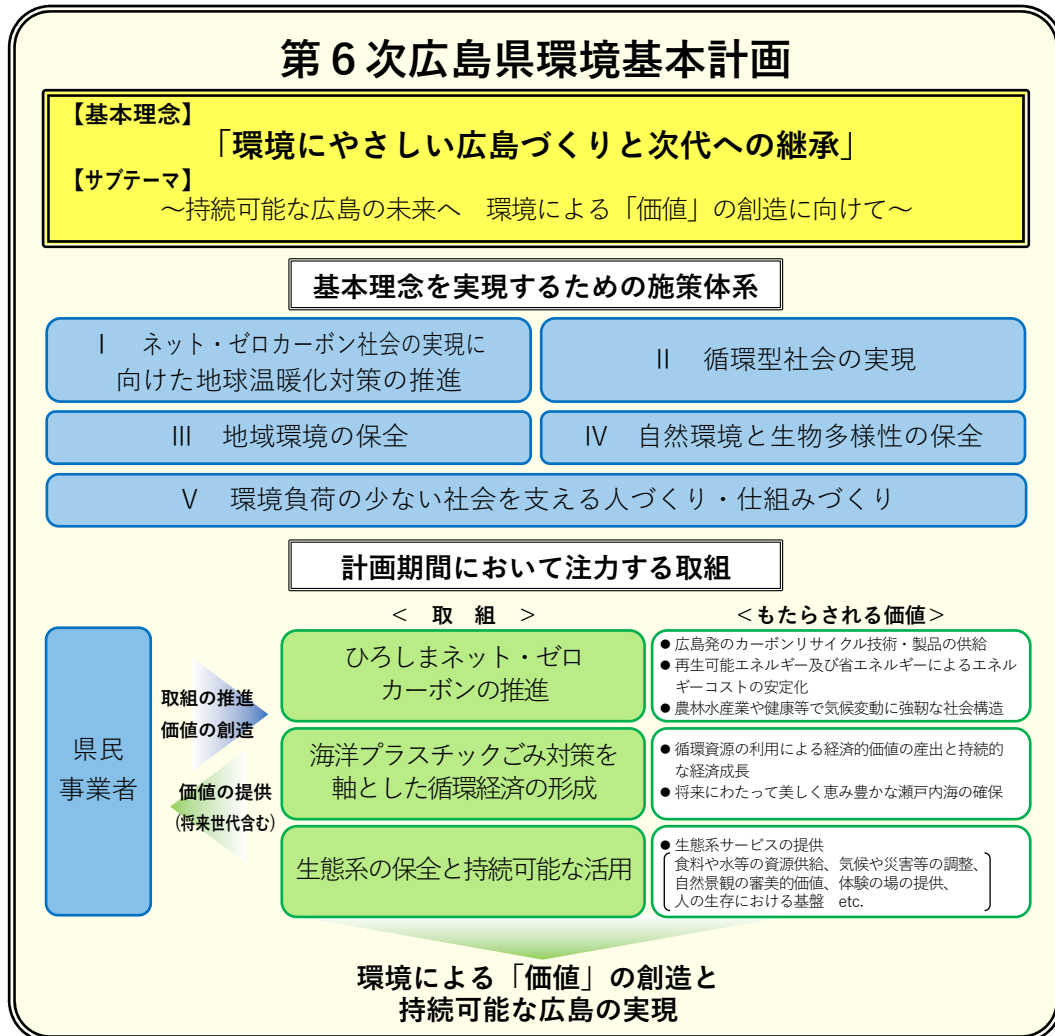
図表 3-4 生態系サービスのイメージ



引用：環境省 HP（ネイチャーポジティブポータル）

³⁵ 生態系サービス：食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わりあう生態系から、人間が得ることのできる恵み。「国連の主導で行われたミレニアム生態系評価（2005年）」では、食料や水、木材、繊維、医薬品の開発等の資源を提供する「供給サービス」、水質浄化や気候の調節、自然災害の防止や被害の軽減、天敵の存在による病害虫の抑制などの「調整サービス」、精神的・宗教的な価値や自然景観などの審美的な価値、レクリエーションの場の提供などの「文化的サービス」、栄養塩の循環、土壌形成、光合成による酸素の供給などの「基盤サービス」の4つに分類している。

図表 3-5 本計画の概要図



第4章 施策の展開

第1節 ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進

《目指す姿（5年後）》

ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けて、省エネ住宅や省エネ家電等の普及・拡大や、生産・加工・流通・消費の各段階における省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの活用が進み、二酸化炭素の排出をできるだけ抑えた暮らしや事業活動が定着しています。加えて、資源としての二酸化炭素の再利用や石油由来プラスチックからの代替などを促進し、環境と地域経済の好循環を図りながら、広島型カーボンサイクル³⁶構築の取組が加速しています。

《背景》

- 令和5（2023）年に開催された、G7 広島サミットにおいて、気候変動が「3つの世界的危機」の一つとして言及される等、地球温暖化対策は世界共通の喫緊の課題として認識されており、取組の強化が求められているところです。
- 国においては、令和2（2020）年10月の首相所信表明演説において、2050年カーボンニュートラルを宣言するとともに、令和12（2030）年度における温室効果ガス排出削減量を、平成25（2013）年度比で46%削減する目標を掲げました。
- また、GX推進法やGX推進戦略等、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を目指した取組を加速しています。
- 本県では、令和3（2021）年3月に「みんなで挑戦 未来につながる 2050 ひろしまネット・ゼロカーボン宣言」を行うとともに、令和5（2023）年3月に、温室効果ガス排出量の削減目標を見直し、平成25（2013）年度比39.4%以上削減することとし、家庭や中小事業者等における省エネルギー対策、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入促進、カーボンサーキュラーエコノミーの推進等に取り組んでいます。
- なお、第1節は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第3項に規定する地方公共団体実行計画（区域施策編）及び気候変動適応法（平成30年法律第50号）第12条に規定する地域気候変動適応計画に位置付けます。

1 省エネルギー対策等の推進

(1) 二酸化炭素排出削減対策の推進

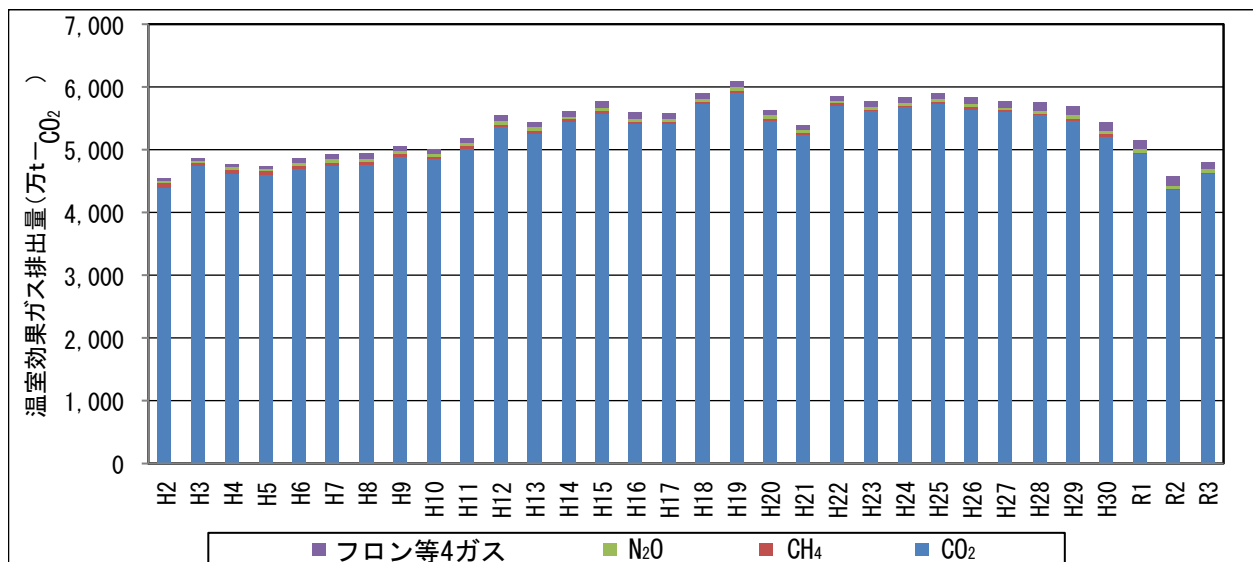
【現状】

- 本県の温室効果ガス排出量は、平成25（2013）年度の5,903万t-CO₂をピークに減少傾向が見られており、令和3（2021）年度は4,725万t-CO₂となっています。
- 温室効果ガスの内訳は、二酸化炭素（CO₂）が概ね96%程度を占めており、令和3（2021）年度の県内の二酸化炭素排出量を部門別にみると、産業部門（74.9%）が最も大きな排出部門となっており、次いで、運輸部門（11.1%）、民生（家庭）部門（8.4%）、民生（業務）部門（4.6%）の順となっています。

³⁶ 広島型カーボンサイクル：二酸化炭素（CO₂）を炭素資源（カーボン）と捉え、広島県の強みを生かしながら、生産活動における再利用や、海洋中で二酸化炭素に分解される海洋生分解性プラスチック等の普及促進などにより、海洋を含む地球上において、炭素を循環させる仕組み。

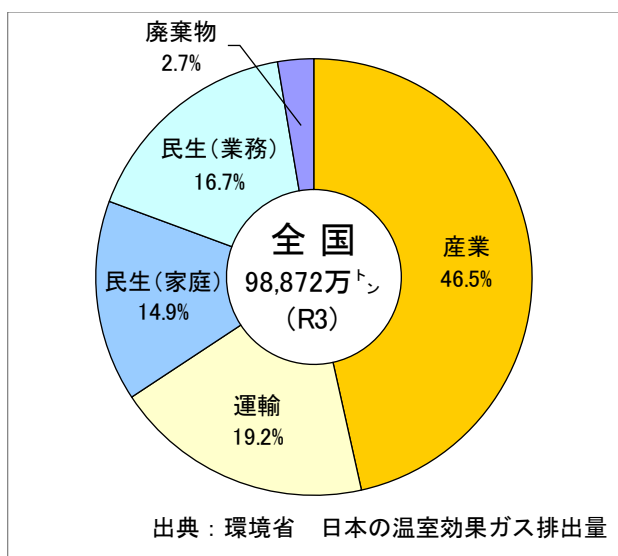
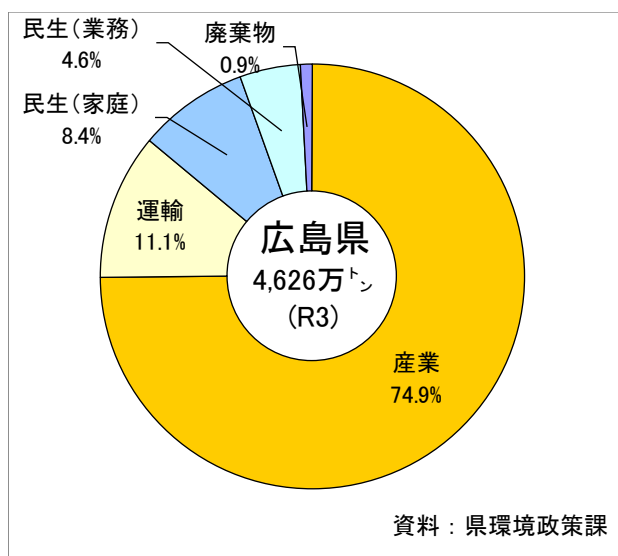
- 本県は、鉄鋼業や化学工業などエネルギーを多く使う工場が多い「ものづくり県」であるため、全国と比べて産業部門からの排出量の割合が高いのが特徴となっています。

図表 4-1-1 広島県における温室効果ガス排出量推移



資料：県環境政策課

図表 4-1-2 部門別の二酸化炭素排出量（令和3（2021）年度）



図表 4-1-3 二酸化炭素排出量と削減率（令和 3（2021）年度）

区 分	H25 基準年度		R3 実績※2,3		H25 からの削減率		県の削減目標 （目標年度：R7）
	国 （万 t）	県 （万 t）	国 （万 t）	県 （万 t）	国 （%）	県 （%）	
産 業※1	61,886	4,094	45,976	3,467	▲ 25.7	▲ 15.3	H25 比 24%削減
運 輸	22,424	613	19,014	515	▲ 15.2	▲ 16.1	H25 比 16%削減
民生（家庭）	20,759	579	14,730	389	▲ 29.0	▲ 32.8	H25 比 41%削減
民生（業務）	23,727	405	16,514	214	▲ 30.4	▲ 47.1	H25 比 47%削減
廃 棄 物	2,990	45	2,638	42	▲ 11.8	▲ 6.4	H25 比 24%削減
合 計	131,787	5,736	98,872	4,626	▲ 25.0	▲ 19.4	H25 比 27%削減

※1 産業にはエネルギー転換（発電施設等の自家消費）、工業プロセス（セメント生産など）を含む。

※2 令和 3（2021）年度の県の二酸化炭素排出量は、中国電力（株）の実排出係数（0.529kg-CO₂/kwh）を用いて算出している。

※3 令和 3（2021）年度の国の二酸化炭素排出量は、国立環境研究所「日本の温室効果ガス排出量データ」（R7（2025）年 4 月）から引用している。

資料：県環境政策課

【課題】

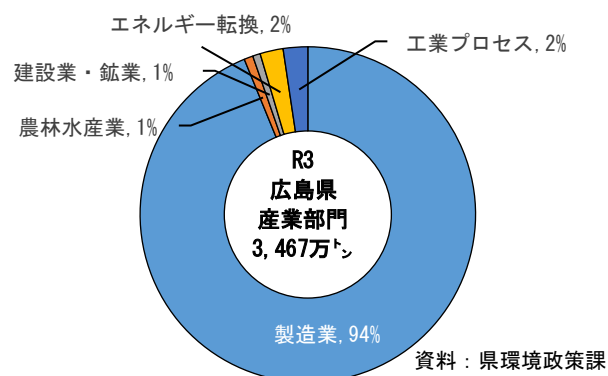
<産業部門・民生（業務）部門>

○ 産業部門においては、製造業が排出量全体の 94%を占めており、製造業の電力消費のうち、生産設備の占める割合が 83%（全国データ）と高く、省エネ設備への更新や効率的な運用改善を進めていく必要があります。

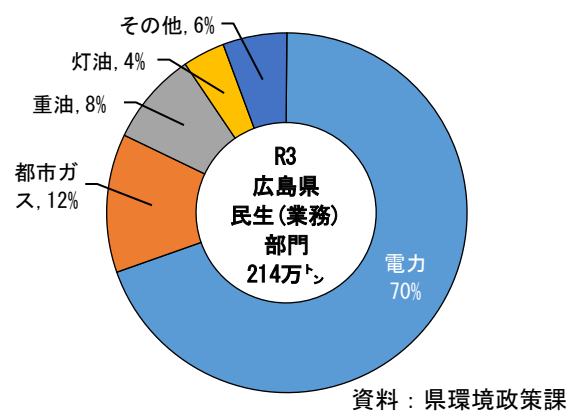
○ 民生（業務）部門においては、排出量全体の 70%を電力由来の排出が占め、業種にもよりますが、空調や照明の占める割合が高く、こうした設備及び建築物への対策を進めていく必要があります。

○ カーボンプライシングの開始、取引先からの要請の動きなどを受け、取組の重要性を認識し、自主的に計画を策定・実施する企業が増加する一方で、中小企業を中心に、人材不足、エネルギー価格高騰や生産性向上などの経営課題との優先順位の関係から、具体的な取組に踏み込めない事例も多くみられます。

図表4-1-4 産業部門のCO₂排出量内訳（広島県）



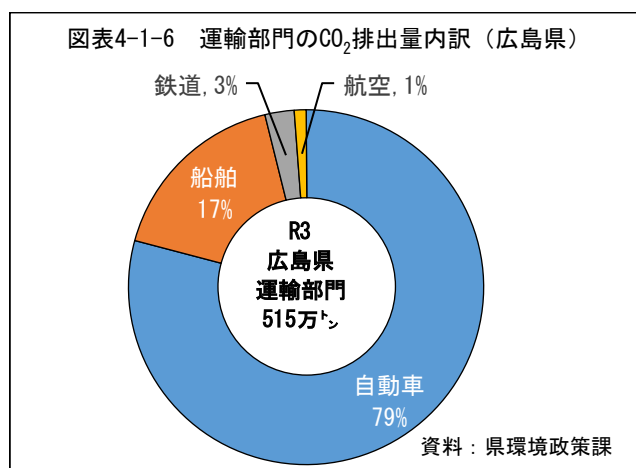
図表4-1-5 民生（業務）部門のCO₂排出量内訳（広島県）



- また、取り組もうとする場合でも、支援メニューの分かりにくさや支援メニューへのアクセスの分散、取組の必要性やメリットの伝わりづらさなどの課題があります。

<運輸部門>

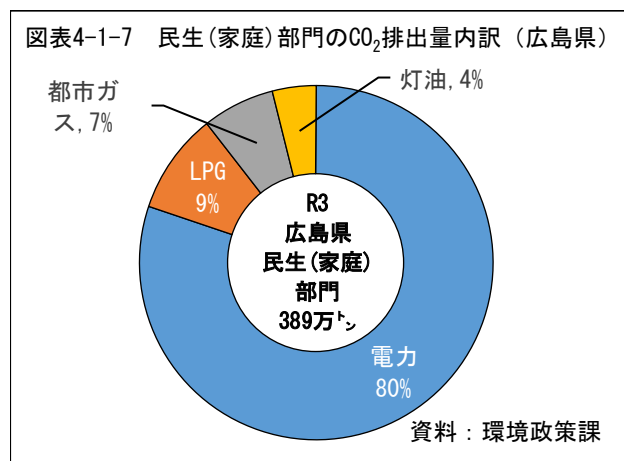
- 排出量全体のうち、自動車由来が79%を占めており、エネルギー源は、ガソリンと軽油で80%を占めています。
- マイカーや社用車、貨物自動車など、それぞれ電動車などの次世代自動車³⁷や、バイオ燃料や水素³⁸などの次世代燃料への転換が必要であり、充電器や次世代燃料供給体制等のインフラ整備が必要です。



- 環境性能の良い次世代自動車へのシフトが非常に重要であるため、引き続き、「自動車使用合理化³⁹計画」策定・公表制度による、事業者の自主的な取組を促すとともに、家庭に対して啓発していくことが求められます。
- エコドライブ⁴⁰等の普及や道路交通流対策、環境対策に取り組む交通事業者の支援、カーボンニュートラルポート計画の策定などにも取り組んできたところですが、更なる削減のためには、引き続き取組が求められます。
- 道路法改正により、国が「道路脱炭素化基本方針」を定めました。これに基づき、各道路管理者が協働して脱炭素化を促進する新たな枠組みが導入されるなど、国内CO₂排出量の約18%を占める道路の脱炭素化を推進していく必要があります。

<民生（家庭）部門>

- 排出量全体のうち、80%を電力由来の排出が占め、電力消費はエアコン、冷蔵庫、照明の順番で高いとされています（全国データ）。そのため、省エネタイプの家電設備の導入や、断熱性能の高い省エネ住宅の普及が求められます。
- 排出量を「見える化」し、ライフスタイルに合わせた最適な省エネ・節約



³⁷ 次世代自動車：窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のことで、燃料電池自動車（FCV）、電気自動車（EV）、天然ガス自動車（CNG）、ハイブリッド自動車（HV）、プラグインハイブリッド自動車（PEV）、クリーンディーゼル自動車（CDV）などを指す。

³⁸ 水素：新エネルギーとして注目されており、さまざまな資源からつくることができ、エネルギーとして利用しても二酸化炭素（CO₂）を出さないなどの特徴がある。燃料電池車や家庭用燃料電池「エネファーム」などに使用されている燃料電池は、水素から電気をつくりだしている。

³⁹ 自動車使用合理化：自営配送から委託配送への転換、複数の荷主との共同輸配送、公共交通機関の利用などにより、自動車の走行量を削減すること。

⁴⁰ エコドライブ：二酸化炭素（CO₂）や大気汚染物質の排出削減のための環境に配慮した運転。具体的には、駐停車時に原動機を停止する（アイドリングストップ）、経済速度で走る、無駄な荷物を積まない、無駄な空ぶかしをやめる、急発進・急加速・急ブレーキをやめる、渋滞などをまねく違法駐車をしないなどが挙げられる。

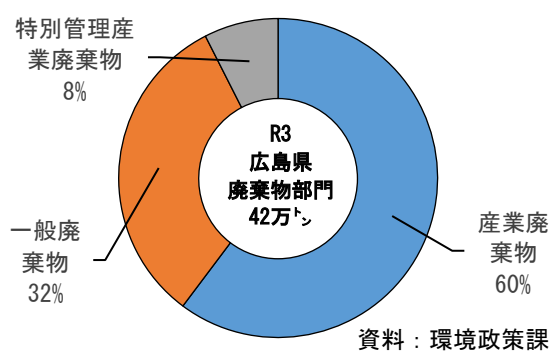
対策を提案する「うちエコ診断⁴¹」の受診を進めてきましたが、実際の行動につなげていく必要があります。

- 新築住宅の省エネルギー基準への適合義務化により、令和7（2025）年4月以降、住宅の省エネ化が進んでいくものと考えられますが、既存住宅を含めた住宅ストック全体としては、十分普及が進んでいるとはいえない状況です。

<廃棄物部門>

- 排出量全体のうち、産業廃棄物由来が60%を占めるほか、一般廃棄物由来が32%、特別管理産業廃棄物⁴²由来が8%を占めています。それぞれ、排出源は主に廃プラスチック類の焼却となっています。
- 本県の廃プラスチック類の再生利用率は、国の63.0%より高い79.2%となっていますが、国の「プラスチック資源循環戦略」（令和17（2035）年に100%有効利用（熱回収含む））を踏まえ、更に再生利用を進めていくことが求められます。

図表4-1-8 廃棄物部門のCO₂排出量内訳（広島県）



【取組の方向】

<産業部門・民生（業務）部門>

- 自主的削減計画策定及び取組の推進
 - ・ 「温室効果ガス削減計画書」策定・公表制度により、事業者の自主的な取組を促進します。
- 二酸化炭素の排出削減につながる技術・設備の導入促進
 - ・ 省エネ技術・設備等の導入促進に向けた普及啓発等の支援を行います。
 - ・ 主に中小企業などを対象として、県と金融機関や経済団体、支援機関等が連携した地域ぐるみの支援体制を構築し、セミナーや説明会、事業者の状況や取組段階に応じた伴走支援等を通じて、排出量の把握、省エネ診断、設備投資、資金調達等の必要な支援につなげることにより、コスト削減や取引維持、企業価値・競争力の向上につながる「脱炭素経営」の視点での取組を推進します。
- 脱炭素に取り組む人材の育成支援
 - ・ ひろしま地球環境フォーラム⁴³等の関係機関と連携し、脱炭素推進に向けた人材育成を支援します。
- 県の率先した取組の推進
 - ・ 県の事務及び事業から排出される温室効果ガスについて、「広島県地球温暖化対策実行計画」に基づき、照明や信号機のLED化や太陽光発電の導入等、省エネルギー・省資源につながる取組を推進します。

⁴¹ うちエコ診断：各家庭における、電気やガスなどのエネルギー消費量や温室効果ガス排出量が見える化し、ライフスタイルに合わせた具体的な対策を提案する、家庭向けの無料省エネ・CO₂削減診断サービス。

⁴² 特別管理産業廃棄物：産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの。

⁴³ ひろしま地球環境フォーラム：広島県の県民、団体、事業者、行政が相互に連携・協働しながら、環境にやさしい地域づくりを進める環境保全推進組織。

<運輸部門>

- 「自動車使用合理化計画」の策定・公表制度の適切な運用等
 - ・ 「自動車使用合理化計画書」策定・公表制度により、事業者の自主的な取組を促進するとともに、エコドライブやアイドリング・ストップ等を推進します。
- 次世代自動車の導入促進
 - ・ 次世代自動車の導入メリットなどについて情報発信し、乗換えを促進するとともに、次世代燃料等の普及について、関係機関との情報交換を通じ、必要な施策を検討します。
- 低炭素型交通体系の推進
 - ・ バイパス整備や現道拡幅等の道路整備、交通管制システムの高度化を推進します。
 - ・ パーク＆ライド⁴⁴など都市交通円滑化施策の推進や、多様な公共交通機関の乗換への円滑化等を通じた公共交通機関の利用促進を図ります。
 - ・ 地域公共交通事業者が取り組む各種の環境対策を支援します。
 - ・ 国の「道路脱炭素化推進計画」に係る取組状況等を踏まえながら、道路の脱炭素化に取り組めます。
- 物流の効率化等
 - ・ 物流拠点の整備等により、物流の効率化・円滑化を促進します。
 - ・ カーボンニュートラルポート計画に沿った取組を推進します。

<民生（家庭）部門>

- 地域における温暖化防止の取組の促進
 - ・ 「広島県地球温暖化防止活動推進センター⁴⁵」、「地球温暖化対策地域協議会⁴⁶」、「地球温暖化防止活動推進員⁴⁷」、「ひろしま地球環境フォーラム」等と連携して地域における温暖化防止の取組を推進します。
- 省エネルギー住宅の推進
 - ・ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）⁴⁸やスマートハウス⁴⁹について、工務店等と連携した普及啓発を推進します。
 - ・ 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」等に基づき、省エネ建築物等の普及を推進します。
 - ・ 地球環境に配慮した県営住宅の整備に取り組めます。
- 脱炭素型ライフスタイルへの転換を促すための仕組みづくり・情報発信
 - ・ AI やアプリ等を活用し省エネ行動による削減効果等が見える化し、各家庭の実際の行動につながるよう、「楽（たのしい、ラク）」、「得（トク）」の要素を加味するなど、生活に根ざした継続的な省エネ行動の定着に向けた支援を検討・実施します。

⁴⁴ パーク＆ライド：都心の外周部や都市周辺部の鉄道駅等の駐車場を活用し、そこから都心部まで公共交通機関を利用すること。

⁴⁵ 広島県地球温暖化防止活動推進センター：「地球温暖化対策推進法」の規定に基づき、地域における普及啓発活動の拠点として知事が指定するもので、本県では平成12（2000）年4月1日に（一財）広島県環境保健協会を指定。

⁴⁶ 地球温暖化対策地域協議会：「地球温暖化対策推進法」の規定に基づき、地方公共団体、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化防止活動推進センター等が温室効果ガスの削減に向けた措置等について協議を行うために設置。

⁴⁷ 地球温暖化防止活動推進員：「地球温暖化対策推進法」の規定に基づき、地球温暖化対策の推進に熱意と見識を有する者の中から知事が委嘱した者。

⁴⁸ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）：高断熱などの省エネルギー化と再生可能エネルギー導入により、年間消費エネルギーをゼロ以下にする住宅。

⁴⁹ スマートハウス：情報通信技術（ICT）を活用し、エネルギー管理・消費を効率化する住宅。太陽光発電や蓄電池と連携する。

- ・ 家庭における「うちエコ診断」の普及を通じ、エネルギー使用状況や省エネ効果の見える化、生活実態に応じた省エネ行動の提案や情報発信、省エネ性能の高い家電への更新や住宅の断熱化・省エネ化の促進などにより、県民が日常生活の中で効果を実感しながら、継続的に省エネ・脱炭素行動を実践・定着できる環境づくりを進めます。
- ・ 適切に冷暖房を使用し、快適に過ごすことができるライフスタイル「クールビズ (COOL BIZ) ⁵⁰」「ウォームビズ (WARM BIZ) ⁵¹」を推進します。

< 廃棄物部門 >

○ 廃プラスチック類などの廃棄物処理における再生利用等の推進

- ・ これまで焼却・埋立処理されていた家庭系・事業系のプラスチックごみについて、徹底的に選別し、資源として最大限活用するとともに、高品質な再生材を安定供給させるため、リサイクルの処理工程の高度化を推進します。
- ・ 産業廃棄物多量排出事業者⁵²処理計画の策定、公表制度により事業者の自主的な廃棄物の発生抑制、減量化を推進します。

【指標】

項目	単位	基準値 (年度)	現状値 (年度)	R8	R9	R10	R11	R12
温室効果ガス排出量※ (県全体)	万 t - CO ₂	5,903 (H25)	4,725 (▲19.9%) (R3)	4,091 (▲30.7%)	3,962 (▲32.9%)	3,832 (▲35.1%)	3,703 (▲37.3%)	3,574 (▲39.4%)
二酸化炭素排出量 (産業)	万 t - CO ₂	4,094 (H25)	3,467 (▲15.3%) (R3)	3,017 (▲26.3%)	2,934 (▲28.3%)	2,851 (▲30.4%)	2,768 (▲32.4%)	2,685 (▲34.4%)
二酸化炭素排出量 (民生 (業務))	万 t - CO ₂	405 (H25)	214 (▲47.1%) (R3)	199 (▲50.9%)	183 (▲54.8%)	168 (▲58.7%)	152 (▲62.6%)	136 (▲66.5%)
二酸化炭素排出量 (運輸)	万 t - CO ₂	613 (H25)	515 (▲16.1%) (R3)	510 (▲16.9%)	502 (▲18.2%)	494 (▲19.5%)	486 (▲20.8%)	478 (▲22.1%)
二酸化炭素排出量 (民生 (家庭))	万 t - CO ₂	579 (H25)	389 (▲32.8%) (R3)	324 (▲43.9%)	305 (▲47.3%)	285 (▲50.7%)	266 (▲54.1%)	246 (▲57.4%)
二酸化炭素排出量 (廃棄物)	万 t - CO ₂	45 (H25)	42 (▲6.4%) (R3)	33 (▲26.0%)	32 (▲28.0%)	31 (▲30.0%)	30 (▲32.0%)	30 (▲34.0%)
次世代自動車導入割合	%	8.1 (H25)	27.0 (R5)	32	34	36	38	40

※ 排出量目標は森林等の吸収源で吸収される量による削減分を含んだ数値。

⁵⁰ クールビズ (COOL BIZ) : 環境省が推奨する夏季の軽装キャンペーン。冷房温度を上げ、エアコン使用を削減することで低炭素化を図る。

⁵¹ ウォームビズ (WARM BIZ) : 環境省が推奨する冬季の着衣工夫キャンペーン。暖房温度を下げ、エネルギー消費を削減する取組。

⁵² 多量排出事業者: 廃棄物処理法又は広島県生活環境の保全等に関する条例に基づくもので、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者であって、前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上 (特別管理産業廃棄物は 50 トン以上)、条例は 500 トン以上ある事業場を設置している事業者のこと。

参考：2030 年以降の温室効果ガス排出量の目安

国は、令和 7（2025）年に、新たな地球温暖化対策計画を閣議決定し、2050 年ネット・ゼロカーボンに向け、令和 17（2035）年度、令和 22（2040）年度において、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%、73%削減することを目指す、新たな削減目標を定めました。

国の新たな削減目標における各部門の排出量を、本県に当てはめて試算した場合、令和 17（2035）年度は 2,702～2,877 万 t-CO₂（基準年度比▲51～54%）、令和 22（2040）年度は 1,830～2,180 万 t-CO₂（基準年度比▲63～69%）となります。

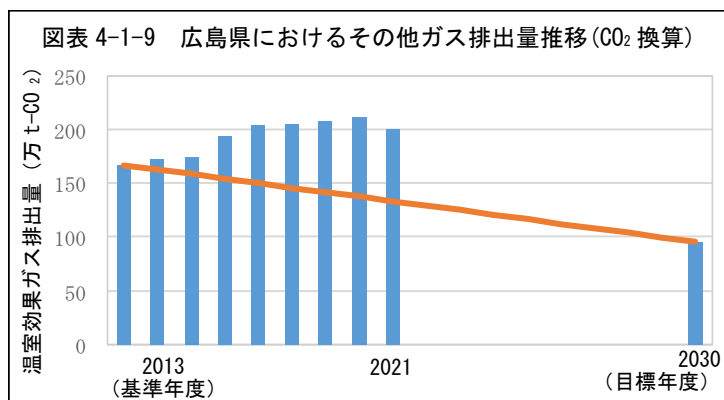
項目	単位	基準値 (年度)	現状値 (年度)	R12 目標	R17 目安	R22 目安
温室効果ガス排出量※ (県全体)	万 t-CO ₂	5,903 (H25)	4,725 (▲19.9%) (R3)	3,574 (▲39.4%)	2,702～2,877 (▲51%～▲54%)	1,830～2,180 (▲63%～▲69%)

※ 排出量目標は森林等の吸収源で吸収される量による削減分を含んだ数値。

(2) その他温室効果ガス削減対策の推進

【現状】

- 代替フロン類⁵³等 4 ガス(HFCs、PFCs、SF₆、NF₃)を含む、二酸化炭素以外のその他ガス(以下「その他ガス」という。)の排出量は、令和 3（2021）年度に 200 万 t-CO₂ となっており、基準年度（平成 25(2013)年度）の 167 万 t-CO₂ に対し、19.7%増加しています。



資料：県環境政策課

この要因としては、エアコン

や冷凍冷蔵機器の冷媒が、オゾン層⁵⁴破壊物質であるクロロフルオロカーボン類(CFC)やハイドロクロロフルオロカーボン類(HCFC)から、オゾン層を破壊しないハイドロフルオロカーボン類(HFCs)への代替が進んだことによるものと考えられます※。

※ CFC や HCFC も温室効果を有しますが、既に生産・消費が規制されているため、地球温暖化対策推進法上の対象物質になっていません。

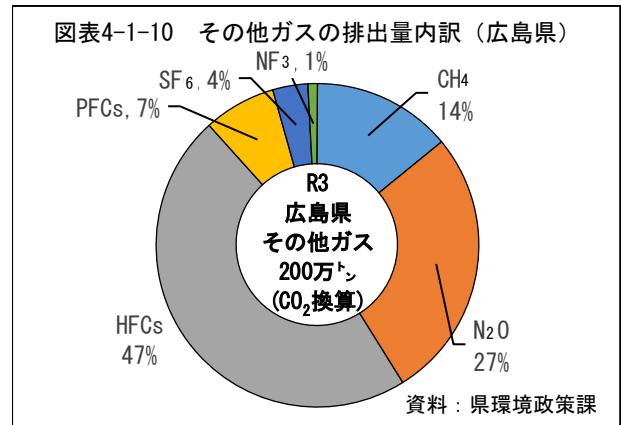
- 代替フロン類が使用されている業務用空調冷凍機器について、フロン排出抑制法が改正され、令和 2（2020）年 4 月から、フロン類の回収率の向上などフロン類の排出抑制を推進するための措置が強化されています。
- その他、エアコン、冷蔵庫などの家電や自動車に代替フロン類が使用されており、それぞれリサイクル法が整備されています。

⁵³ フロン類：炭化水素にフッ素が結合した化合物（フルオロカーボン）。CFC（クロロフルオロカーボン）と HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）はオゾン層破壊物質。HFCs（ハイドロフルオロカーボン）は塩素を持たないためオゾン層を破壊しない物質だが、温室効果ガスの一つである。なお、フロン排出抑制法では、オゾン層保護法に規定された CFC 及び HCFC 並びに地球温暖化対策推進法に規定された HFCs を対象として、規制を行っている。

⁵⁴ オゾン層：オゾン層は地上 10～50km の大気圏にあり、約 20km 付近が最大濃度になっている。オゾンは酸素原子 3 個が結合してできた気体。成層圏内に上昇した酸素分子が上空の紫外線のエネルギーを受けて 2 個の酸素原子に分かれ単独になった酸素原子と別の酸素分子とが結合しオゾンとなる。

【課題】

- その他ガスの内訳は、冷凍冷蔵機器や空調機器に使用されている HFCs が 47%を占めており、近年増加傾向であるため、機器廃棄時の回収等の促進が求められます。
- 業務用冷凍空調機器の廃棄時の代替フロン回収量は増加傾向にあるものの、いまだ回収率が低く、適切な回収が十分に行われていません。
- 家電や自動車について、それぞれのリサイクル法に基づき、適切な対応が求められます。



【取組の方向】

- 代替フロン類対策の推進
 - ・ 「フロン排出抑制法」に基づき、業務用冷凍空調機器からのフロン類の充填・回収を業として行う者に対し、登録及び立入検査等を実施するとともに、業務用冷凍空調機器の管理者に対し、機器の使用、廃棄について必要な指導及び助言を実施します。また、建築物の解体現場において、立入検査等を実施し、業務用冷凍空調機器からのフロン類の適切な回収を促進します。
 - ・ 「家電リサイクル法」に基づき、廃家電（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）からのフロン類の回収を推進します。
 - ・ 「自動車リサイクル法」に基づき、使用済自動車からのフロン類の回収を推進します。
- ノンフロン冷媒機器導入の促進
 - ・ 自然冷媒使用機器などに係る国の補助制度紹介や必要に応じた業界との情報交換により課題を把握し、取組を検討します。
- メタン対策
 - ・ 農地由来の温室効果ガスを削減するため、水稻作の秋耕⁵⁵や中干し延長⁵⁶を推進します。

【指標】

項目	単位	基準値 (年度)	現状値 (年度)	R8	R9	R10	R11	R12
その他ガス排出量	万 t - CO ₂	167 (H25)	200 (19.7%) (R3)	112 (▲32.6%)	108 (▲35.1%)	104 (▲37.6%)	100 (▲40.2%)	96 (▲42.7%)

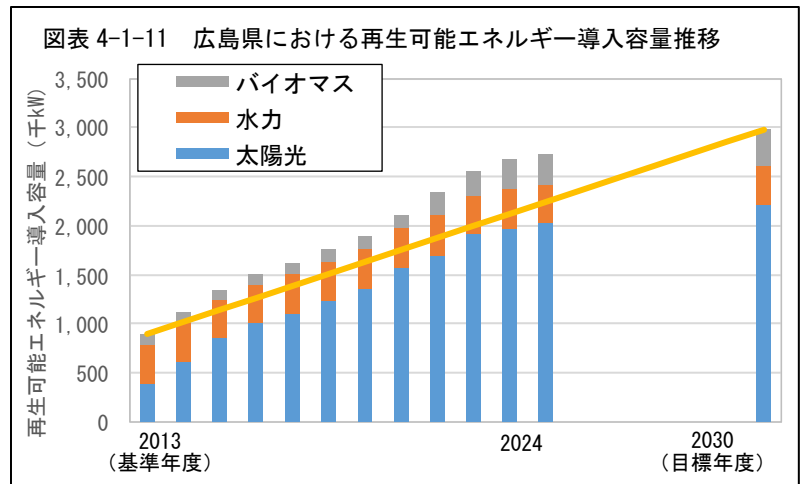
⁵⁵ 秋耕：稲刈り後の秋に耕起して稲わらを土に混ぜ込むことにより、土壌中に酸素がいきわたることでメタンガスの原料となる有機物が分解される。

⁵⁶ 中干し延長：水稻を健全に生育するため、出穂期前に一定期間、水を抜いて土壌を乾かす中干し期間を延長すること、土壌中のメタン生成菌の働きが抑制する。

2 再生可能エネルギーの導入促進

【現状】

- 日射量が多いという本県の地域特性及び電力固定価格買取制度(FIT)⁵⁷等により、太陽光発電の導入が進んでおり、太陽光発電システムの設置導入容量は、令和6(2024)年度末時点で2,026千kWになっているほか、水力発電が403千kW、バイオマス発電が306千kW導入されています。



資料：県環境政策課

- 国が令和7(2025)年2月に閣議決定した、第7次エネルギー基本計画においては、2040(令和22)年度の電源構成として再エネ割合を4～5割程度と見通しており、中でも、太陽光が23～29%程度と大きな割合を占めており、今後も、太陽光発電を主力として導入拡大していく動きが続くと見込まれます。
- 県と中国電力グループの共同によるメガソーラーの設置や、国の基金事業を活用した防災拠点への太陽光発電設備の導入支援などにより、太陽光発電の普及が拡大していますが、近年は導入量が鈍化傾向にあります。
- 太陽光発電については、これまではパネルを設置できなかった箇所にも設置可能な次世代太陽電池(有機薄膜太陽電池、ペロブスカイト太陽電池⁵⁸)など、新たな技術の実証が行われています。
- 太陽光発電以外の再生可能エネルギーについては、木質や下水汚泥の消化ガス⁵⁹を活用したバイオマス発電、廃棄物焼却による発電などが行われています。
- 脱炭素先行地域⁶⁰の採択を受け、太陽光や小水力などの再生可能エネルギーを活用しつつ地域課題の解決を目指す取組が県内市町でも始まっています。また、産官学で連携して小水力を地域課題と絡め様々な事業モデルを検討・実現を目指す広島CSVラボの取組が開始されています。

⁵⁷ 電力固定価格買取制度(FIT)：平成24(2012)年7月に施行された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき、再生可能エネルギー(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を用いて発電された電力を、国が定める固定価格で、一定期間、電気事業者に調達を義務付ける制度。

⁵⁸ 有機薄膜太陽電池、ペロブスカイト太陽電池：有機薄膜太陽電池は、有機半導体材料を発電層として用いることを特徴とした太陽電池。ペロブスカイト太陽電池は、ペロブスカイト型の結晶構造を持つ物質を光吸収層とする太陽電池。いずれも、シリコン系と比べ製造コストが低いことが見込まれ、厚さが極薄で軽量かつ柔軟な次世代型太陽電池。

⁵⁹ 汚泥消化ガス：下水処理により発生する汚泥を嫌気性発酵(メタン発酵)させることにより発生するガス。下水処理場内での熱源や発電等への有効活用が広まってきている。

⁶⁰ 脱炭素先行地域：2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門(家庭部門及び業務その他部門)の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の令和12(2030)年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域で、「実行の脱炭素ドミノ」のモデル。

【課題】

- カーボンニュートラルに向けた対応が世界的な潮流となっている中、グローバル企業を中心に、サプライチェーンの取引先等に対して消費電力を再生可能エネルギーとすることや、産業競争力の強化のため、地域で活用できる再生可能エネルギーの導入が求められています。
- 太陽光発電は、地域の自然的社会的条件に応じて環境保全等への配慮をした上で、安定的・継続的な普及が求められています。
- 太陽光発電以外の再生可能エネルギーについては、エネルギー源の供給などに当たって環境や安全に配慮するとともに、地域課題を踏まえた事業モデルを構築し、維持や導入拡大に向けた支援が必要です。
- 先進的な取組である脱炭素先行地域や広島 CSV ラボを踏まえ、太陽光発電や小水力発電の導入に当たっては、導入に向けた環境整備や継続的な支援が必要であるとともに、モデル事例の横展開も求められています。

【取組の方向】

- 再生可能エネルギー施設に係る促進区域の適切な運用
 - ・ 「広島県促進区域の設定に関する環境配慮基準（令和5（2023）年）」に基づき、市町の促進区域設定等を支援します。
 - ・ 地域共生や環境に配慮した再生可能エネルギー施設の設置を推進します。
- 太陽光のエネルギー利用の促進
 - ・ エネルギーの地産地消、災害時の自立分散型電源確保、企業の再エネ需要への対応等の観点から、家庭や工場・事業場、公共施設等への自家消費型等の太陽光発電の普及を推進します。また、自家消費型太陽光発電の多様な設置方法や電力の活用方法の普及を図ります。
 - ・ 新たな太陽光パネル技術の普及を図るため実証等の支援に取り組みます。
 - ・ 地域還元型メガソーラー発電所の安定した運営を行います。
 - ・ 原油価格・物価高騰対策における省エネや再エネの対策支援など、温暖化対策にもつながる各種取組について、広く周知します。
- 小水力のエネルギー利用の促進
 - ・ 未利用水力や潜在する水力エネルギーの有効活用を図り、小水力発電を推進します。
 - ・ 市町、地元団体や事業者などの意向を確認し、きっかけづくりや必要に応じて支援策等を検討します。
 - ・ 市町や地元団体と連携し、導入検討に必要なデータや権利などの情報や相談先の情報などを分かりやすく情報発信します。
 - ・ 脱炭素先行地域や広島 CSV ラボについて、関係市町や関係機関等と連携し検討を支援します。
- バイオマスのエネルギー利用の促進
 - ・ 森林資源の持続的利用のため、林地残材等の木質資源をバイオマス発電所に安定供給する取組などを推進します。
 - ・ 廃棄物発電など、廃棄物をエネルギーとして利用する取組を推進します。
 - ・ 下水道処理における汚泥消化ガス発電や汚泥の燃料利用を推進します。

【指標】

項目	単位	現状値 (年度)	R8	R9	R10	R11	R12
太陽光発電導入量	千 kW	2,026 (R6)	2,088	2,119	2,150	2,181	2,212
水力発電導入量	千 kW	403 (R6)	403	403	403	403	404
再生可能エネルギー 発電設備導入容量	千 kW	2,735 (R6)	2,815	2,854	2,894	2,934	2,974

3 カーボンサイクルの推進

(1) 広島型カーボンサイクル構築に向けた取組の推進

【現状】

- 化石燃料の利用に伴う二酸化炭素 (CO₂) の排出を大幅に低減していくことが求められる中、国が令和元 (2019) 年 6 月 (令和 3 (2021) 年 10 月改定) に閣議決定した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」では、二酸化炭素を資源として捉え、分離・回収し、燃料や素材への再利用等を通じて、大気中への二酸化炭素排出を抑制していく CCS⁶¹・CCU⁶²／カーボンリサイクルを推進することとしています。
- 国が令和 5 (2023) 年 6 月に策定した「カーボンリサイクルロードマップ」では、カーボンリサイクルについて、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、火力発電所の脱炭素化や二酸化炭素の排出が避けられない分野を中心に、カーボンマネジメントの一環として最大限活用する必要性を指摘するとともに、日本の脱炭素化と産業政策やエネルギー政策を両立するための鍵となる重要なオプションの一つとして位置付けています。
- 本県では、大崎上島町において、高効率石炭火力発電から二酸化炭素を分離、回収する実証試験が進められているほか、カーボンリサイクル技術の早期実用化に向け、関連する各種の研究や技術開発に集中・横断的に取り組む「カーボンリサイクル実証研究拠点」が整備され、研究開発が行われています。

【課題】

- カーボンリサイクル技術の多くが、いまだ要素技術の研究開発段階にあり、また、全般的に研究開発の難易度が高いことから、実用化まで時間がかかることが見込まれています。
- カーボンリサイクル分野については、今後の市場成長が大きく見込まれており、本県の強みである国が大崎上島に整備した「カーボンリサイクル実証研究拠点」と連携しながら、カーボンリサイクル分野における本県のブランドを確立するなど、本県にカーボンリサイクル分野の産業が集積しやすい環境を構築する必要があります。

⁶¹ CCS : Carbon Capture and Storage の略。大気中や排出源から CO₂ を回収し、地下に貯蔵する技術。

⁶² CCU : Carbon Capture and Utilization の略。回収した CO₂ を建材や化学品など有用な製品に活用する技術。

【取組の方向】

- 研究開発支援（カーボンリサイクルサンドボックス）の充実
 - ・ カーボンリサイクルに関連する研究案件を発掘し、研究資金支援やステップアップ伴走支援により、基礎研究から社会実装まで切れ目のない支援を実施します。
- CHANCE を通じた企業間等のマッチングによる研究・事業化の促進
 - ・ 県が設立した「広島県カーボン・サーキュラー・エコノミー推進協議会（CHANCE）」を通じた企業間等のマッチングによる研究・事業化を促進し、ワーキンググループを組成することなどにより、CO₂ サプライチェーン構築に向けた新規プロジェクト創出を支援します。
- 大崎上島「カーボンリサイクル実証研究拠点」との連携
 - ・ 本県がカーボンリサイクルの先進地であるというブランド力を向上させ、カーボンリサイクル技術が集積しやすい環境を構築するため、国の「カーボンリサイクル実証研究拠点」と連携し、カーボンリサイクル実証研究拠点の魅力づくり及び認知向上に資する取組を実施します。
- ビジネスへの需要拡大支援
 - ・ 令和 12（2030）年頃の早期社会実装を見据え、サプライチェーン構築支援、公共調達の推進等により、カーボンリサイクル製品の認知・導入の意義等の理解を促進する取組を実施します。
- 若手研究者の育成と次世代教育
 - ・ 高校生等を対象としたカーボンリサイクルの重要性を伝えるための出前授業等による次世代教育の実施や、カーボンリサイクル技術を研究する若手研究者の裾野を広げるための支援を実施します。

【指標】

項目	単位	現状値 (年度)	R8	R9	R10	R11	R12
環境・エネルギー分野の取組企業数（カーボンリサイクル分野）	社	0 (R7)	—	—	1	1	2

(2) 森林などの吸収源対策の推進

【現状】

- 本県の森林面積は、県土面積の約 7 割に当たる 615 千 ha（2025 農林業センサス）で、そのうち民有林面積は 568 千 ha と、森林面積の 92%を占めており、これらの森林は、二酸化炭素を吸収し、温室効果ガス削減やカーボンニュートラル達成に重要な役割を果たす吸収源として機能しています。
- 林業経営を通じた適切な森林管理を進めるため、森林経営計画の作成や高性能林業機械の導入支援等に取り組んだほか、低コスト化や林業経営適地⁶³の集約化など、森林資源経営サイクルが構築できるよう取組を実施しています。

⁶³ 林業経営適地：現場条件がよく、一定規模の面積としてまとまっており、地域の関係者により持続的な林業経営を行う場所として特定された森林。

- 林業経営に適さない森林においては、ひろしまの森づくり事業などを通じて手入れ不足の人工林の間伐を推進しています。
- 県内では、森林由来の J-クレジットの創出や販売に取り組む企業や団体が増加しています。
- 平成 21（2009）年 10 月に国連環境計画（UNEP）の報告書では、海洋における炭素固定効果の重要性が指摘（ブルーカーボンと命名）されており、二酸化炭素吸収源対策として、ブルーカーボン生態系を活用する取組が進められており、令和 3（2021）年度からは、ブルーカーボン・オフセット・クレジット制度が試行され、県内においても、ブルーカーボンの認証を受けクレジット化して販売し、その収益を藻場・干潟の維持管理等に充てていく取組などが生まれています。
- 農業分野においても、バイオ炭の農地施用による炭素貯留や、水稻の中干し延長によるカーボンクレジット取得・販売などの動きが生まれています。

【課題】

- 持続可能な林業経営の確立に向けて、林業経営適地の集約化に取り組んでいますが、所有者や境界が不明な森林の存在などにより集約化が進み難い状況にあります。
- 手入れ不足人工林については、間伐などに取り組んでいるものの、依然として放置された人工林が存在しています。
- 森林由来のカーボンクレジットは、他のクレジットに比べて創出コストが高く、活用割合が低いなどの課題があります。
- ブルーカーボンについては、定量化して取引可能なクレジットにする制度として国が試行的に運用しているものであり、法令に基づく企業の温室効果ガス削減量に算入されずクレジット購入者のメリットが限定的であること、認証の取得に必要な手続きが煩雑であること、認知や周知が十分ではないこと、などの課題があります。
- 農業分野では、1 経営体あたりのクレジット創出量が小さく、認証に要する労力やコストに見合うクレジット収入が得られにくいため、地域でまとまって取り組む必要があります。

【取組の方向】

- 森林整備の推進
 - ・ 林業経営適地の集約化を図り、経営力の高い林業経営者により県産材が安定的に生産される持続的な経営を確立します。
 - ・ 林業経営に適さない森林において、手入れ不足の人工林の集中的な整備を図りつつ、所有者の施業意思のない森林等の公的管理を推進します。
- 森林由来のカーボンクレジットの推進
 - ・ 航空レーザ計測データの活用により、吸収量の算定手続きが簡素化されたことから、企業や団体に向けた情報提供などにより、制度の活用の広がりを支援します。
- ブルーカーボンの推進
 - ・ 制度の認知度向上に向けた普及啓発を実施します。
 - ・ 藻場・干潟は、二酸化炭素の吸収源（ブルーカーボン）としての役割も期待されていることから、計画的な造成を進めていきます。
- 農業分野のカーボンクレジットの推進

- ・ 農業者や市町・農業協同組合などの関係機関の理解促進を図り、地域が一体となったカーボンクレジットの取組を推進します。
 - ・ 農地由来の温室効果ガスを削減するため、水稻においては秋耕・中干し延長の取組を促進するとともに、J-クレジット制度の活用など収入につながる取組を支援します。
- J-クレジットの新たな取組について
- ・ 企業（や家庭）の太陽光発電設備等による CO₂ 削減量を取りまとめ、国の J-クレジット制度でクレジット化し、売却して得られる収益を企業に還元したり、県内の環境保全活動等に活用するサービス等がはじまっており、こうした事例なども踏まえながら、本県の取組を調査・検討していきます。

【指標】

項目	単位	現状値	R8	R9	R10	R11	R12
手入れ不足の人工林の間伐面積	ha/年	836 (R7)	940	940	940	940	940

4 気候変動への適応策の推進

【現状】

- 本県において、広島、呉の 1920 年～1924 年の平均気温と 100 年後の 2020 年～2024 年の平均気温は、広島で 2.5℃、呉で 2.1℃上昇しており、1980 年～1984 年からの 40 年間で大きく平均気温が上昇しています。また、福山、東広島、三次も 1980 年～1984 年と比べて平均気温が大きく上昇しています。また、安芸太田町では、令和 7（2025）年 8 月に、県内で観測史上初めて、40℃を観測しました。
- 全国的に見ても、夏（6～8 月）の平均気温が、令和 5（2023）年、令和 6（2024）年、令和 7（2025）年と、3 年連続最も高い記録を更新しています。
- 豪雨や猛暑など、極端な気象が増加する傾向にあり、気候変動及びその影響が全国各地で現れ、さらに、今後、長期にわたり拡大するおそれがあります。
- 本県でも、平成 30（2018）年 7 月豪雨災害により、多くの犠牲者をもたらし、生活、社会、経済に多大な被害を与えました。個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような豪雨や、猛暑のリスクはさらに高まることが予測されています。
- 特に、農業分野においては、気候変動による農産物の品質の低下や収量の減少等の影響が顕在化しているほか、水産分野においては、海水温の上昇など海洋環境の変化により漁獲量が減少するなど、生産環境が大きく変化しています。
- 平成 30（2018）年 6 月に、気候変動適応法が制定され、気候変動適応を推進し、現在と将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することが求められています。
- また、令和 6（2024）年 4 月からは、改正気候変動適応法が本格施行され、熱中症特別警戒アラートが創設されるなど、熱中症対策が強化されています。

図表 4-1-12 県内各地点の平均気温の変化

平均気温 測定局	1920-1924 年	1980-1984 年		2020-2024 年	
		(増減)		(増減)	
広島	14.9	14.8	-0.1	17.4	+2.5
呉	15.2	15.2	0.0	17.3	+2.1
福山	—	14.3	—	17.0	+2.7
東広島	—	12.7	—	14.5	+1.8
三次	—	12.5	—	14.4	+1.9

出典：気象庁気象データから作成

【課題】

- 「日本における気候変動による影響に関する評価報告書」(平成 27 (2015) 年 3 月 中央環境審議会 地球環境部会気候変動影響評価等小委員会)において示された、気候変動適応における 7 つの分野(農林水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動、国民生活)とそれぞれの項目における重大性、緊急性、確信度の評価において、優先順位が高いとされている次の項目については、本県においても特に、情報収集等を含めた適応への取組が求められます。
- 前記以外の項目についても、継続的に情報収集し、必要に応じて気候変動適応への取組を見直すことが求められます。

図表 4-1-13 広島県における対策が必要な重要分野・項目

分野	大項目	小項目
農業・林業・水産業	農業	水稻、果樹、病害虫・雑草
自然生態系	分布・個体群の変動	在来種、外来種
自然災害・沿岸域	河川	洪水
自然災害・沿岸域	沿岸	高潮・高波
自然災害・沿岸域	山地	土石流・がけ崩れ等
健康	暑熱	死亡リスク、熱中症
健康	感染症	節足動物媒介感染症
県民生活・都市生活	その他	暑熱による生活への影響等(都市における熱ストレス・睡眠阻害、不快感等)
基盤的施策(全般的な情報収集等)		

【取組の方向】

- 気候変動適応に係る情報の収集及び発信等
 - ・ 「ひろしま気候変動適応センター⁶⁴」を中心として、情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を実施します。
 - ・ 重要分野・項目について、継続的に現状を把握し、適応策のあり方を検討します。
 - ・ 県立総合技術研究所と連携し、調査、研究を推進します。

⁶⁴ ひろしま気候変動適応センター：気候変動適応法に基づく地域気候変動適応センターとして令和 3 (2021) 年 4 月に県立総合技術研究所保健環境センター内に設置。

○ 重要な分野・項目に係る適応策の推進

<農業>

- ・ 農地における精密な気象が予測可能な「農業気象データプラットフォーム」を構築します。
- ・ 収穫量推移や技術相談内容をモニタリングし、必要に応じて、新品種を検討します。
- ・ 水稻について、県奨励品種に位置付けている高温耐性品種「恋の予感」「あきさかり」や県で育成した酒米品種「広系酒 45 号」（商標名「萌えいぶき」）の普及に取り組みます。また、新たな高温耐性品種や多収性品種を選定します。
- ・ 果樹について、低温被害を回避するための指標となるレモン栽培適地（レモン収穫優先度）マップの活用を推進します。
- ・ 病害虫について、害虫の発生状況をモニタリングして適時に防除指導を実施します。

<林業>

- ・ 林業用苗木について、夏期の高温に対応した育成方法の普及に取り組みます。
- ・ 高温化や乾燥による林野火災リスクが高まることから、普及啓発など、予防対策を実施します。

<水産>

- ・ スマート養殖の推進など科学的根拠に基づく養殖管理方法を確立し、環境変化に対応したかき養殖への転換に取り組みます。
- ・ 複数漁法の組み合わせや小規模養殖との兼業、漁村ならではの地域資源を活用した海業の取組等を支援し、資源変動や環境変化による漁獲物の変化に対応できる漁獲技術を備え、安定的な漁業収入が得られる担い手の確保・育成に取り組みます。

<畜産>

- ・ 暑熱による家畜のへい死、生産性や繁殖成績、飼料作物の収量や品質の低下などへの対応に取り組みます。

<自然生態系>

- ・ イノシシやニホンジカなど、野生生物のモニタリングを継続して実施します。
- ・ 外来生物等の侵入・定着の防止や防除の促進を実施します。

<自然災害・沿岸域>

- ・ 「広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動」において、県民が災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう取り組みます。
- ・ 気候変動により激甚化・頻発化する水害に備えるため、流域全体のあらゆる関係者が協働して水害リスクの軽減に取り組む「流域治水」を推進します。
- ・ 洪水氾濫を未然に防ぐため、河道拡幅等のハード対策や堆積土砂等の除去を実施します。
- ・ 住民の適切な避難行動につながるよう、水害リスクの正しい理解を深める取組や、きめ細かな水害リスク情報の提供等、ソフト対策を実施します。
- ・ 将来的に予測される平均海面水位の上昇量等を加味した対策を実施するとともに、引き続き、国などと連携して気候変動適応に係る情報を収集していきます。
- ・ 土石流・がけ崩れ等の土砂災害に備え、ハード対策を着実に実施します。
- ・ 災害リスクに対し適切な避難行動につなげるためのソフト対策を実施します。

<健康>

- ・ 熱中症の予防や対策について、普及啓発を実施します。
- ・ 気候変動に係る感染症情報について、SNS 等の活用による普及啓発を実施します。
- ・ 関係機関と連携した暑熱対策に係る調査研究等に取り組みます。

<県民生活・都市生活>

- ・ 都市における熱ストレス・睡眠障害、不快感等について、広く周知、理解を図るとともに、クールビズ、クールシェア⁶⁵といった運動などを推進します。
- ・ 気候変動適応法に基づくクーリングシェルター⁶⁶について、市町による指定が進むよう、必要な情報提供等を行います。
- ・ 県民一人ひとりが、気象状況や自身の体調等に応じて適切な暑さ回避行動を取りやすくなるよう、クーリングシェルターの市町指定状況など、分かりやすい情報発信や普及啓発に取り組みます。

【指標】

項目	単位	現状値 (年度)	R8	R9	R10	R11	R12
気候変動適応策の認知度	%	11.9 (R7)					
			現状値より増加				

⁶⁵ クールシェア：エアコンの使い方を見直し、涼を分かち合う取組。例えば、家庭において複数のエアコン使用をやめ、なるべく1部屋に集まる工夫をしたり、公園や図書館などの公共施設を使用することで涼をシェアするなどの取組がある。

⁶⁶ クーリングシェルター：熱中症特別警戒アラートの発表時、極端な高温時に熱中症の健康被害を防ぐため、市町村が冷房設備のある施設（公共施設や民間施設）を一時的な避難場所として開放する制度。

第2節 循環型社会の実現

《目指す姿（5年後）》

廃棄物が適正かつ効率的・安定的に処理されているとともに、新たな資源の投入量・消費量を抑えつつ、発生した廃棄物が素材ごとに高度に選別され、資源として再生利用されることにより、循環経済が構築されています。

《背景》

- 人口が増加し、経済が拡大する世界において、世界的に持続可能な資源の利用に向けた取組が強化される中、資源の消費や廃棄物の発生など、環境への負荷を低減するとともに、廃棄物を再生資源として最大限活用し、付加価値を生み出し、新たな成長につなげていく必要があります。
- 特に欧州連合（EU）などの先進諸国を中心に、近年、様々な製品分野で再生材活用に係る戦略・規制を発表し、国際市場ルール形成を主導するなど、循環経済への移行に向けた国際的な動きが急速に拡大しています。
- 国においては、令和6（2024）年8月に循環型社会形成推進基本計画を改定し、循環経済への移行を、資源循環の観点から、気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会課題を解決し、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、質の高い暮らしの実現にも資するものとして、国家戦略に位置付けました。
- 併せて、令和6（2024）年5月に資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の制定や、令和6（2024）年6月に再生材の利用や環境配慮設計の促進等に向けた資源の有効な利用の促進に関する法律の改正、令和8（2026）年6月に太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律の制定など、資源循環の促進に関する関係法整備を進めるとともに、「循環経済への移行加速化パッケージ」を取りまとめるなど、推進体制の確保に向けた取組を加速しています。
- また、令和7（2025）年3月に改定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（第二次基本方針）では、国民一人ひとりの行動変容を促すための普及啓発や、食品関連事業者の取組に対する支援、フードバンク等の未利用食品等を提供するための活動支援等の国の基本的施策が示されており、自治体において、地域の特性に応じた取組を推進することが求められています。
- このような情勢を踏まえ、本県では、ごみ排出量の削減、不法投棄の防止に向けた従来からの取組に加え、プラスチックの資源循環、食品ロスの削減、安定的な廃棄物処理体制の確保、災害廃棄物への対応等、より対応を強化すべき課題や新たな課題に対し実効性のある施策の展開を図ります。
- 特に、循環経済への移行に向け、事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環を通じた再生材の利用拡大などに取り組んでいきます。
- なお、第2節は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」第5条の5に基づく「都道府県廃棄物処理計画」として位置付け、「広島県廃棄物処理計画」とします。
- また、第2節 1（3）は、「食品ロスの削減の推進に関する法律」第12条に基づく「都道府県食品ロス削減推進計画」として位置付けます。

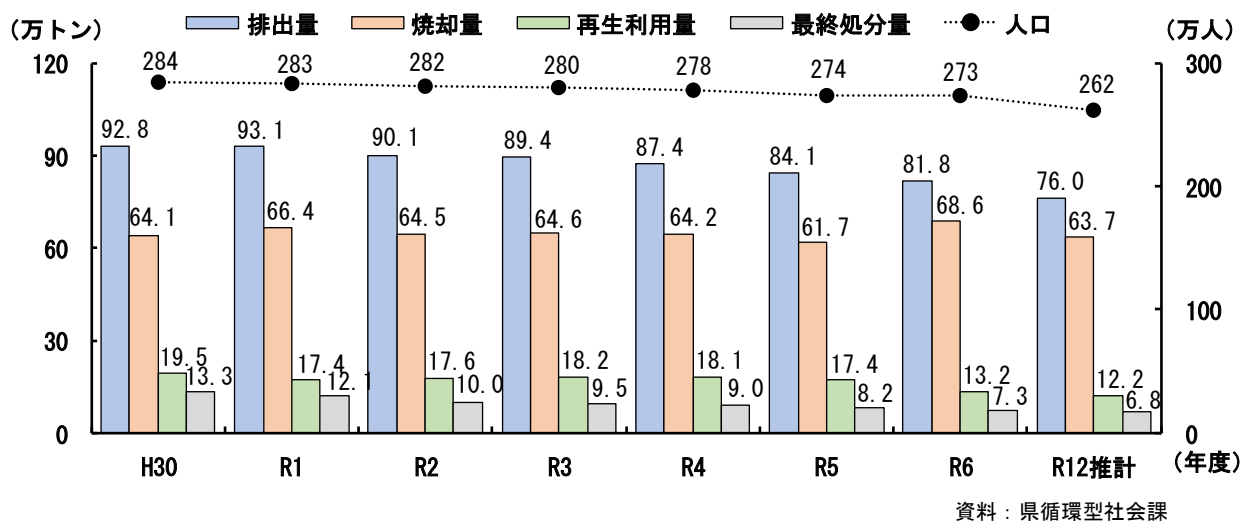
1 循環経済への移行に向けた資源循環の推進

(1) 廃棄物の資源循環の推進

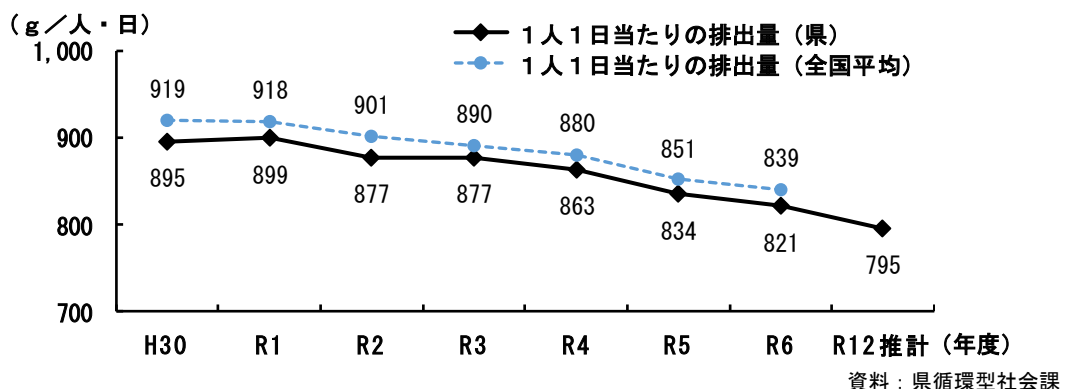
【現状】

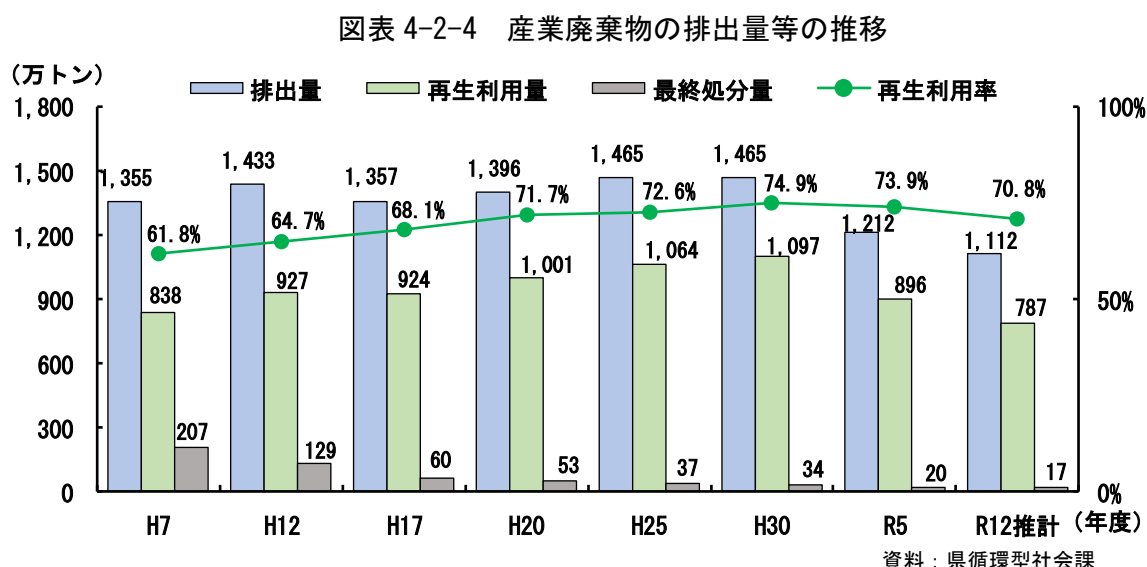
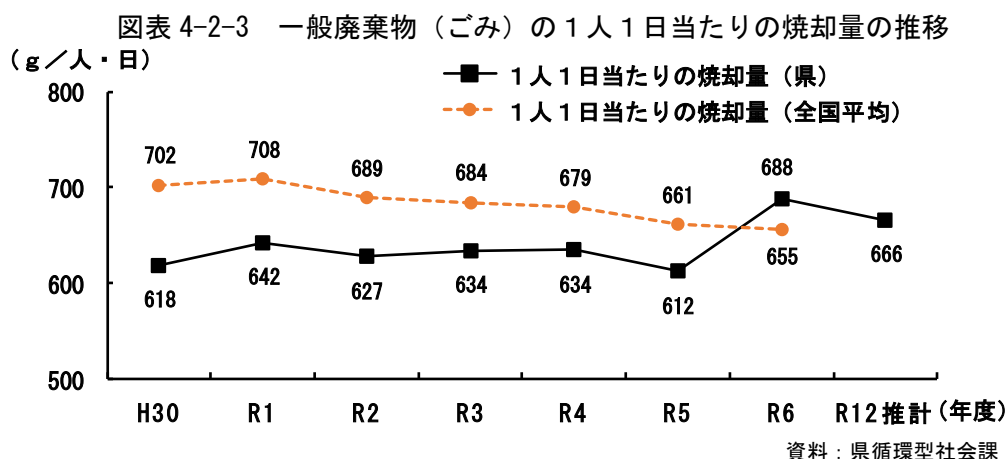
- 令和 6（2024）年度の県内における一般廃棄物の排出量は約 82 万トンで、令和 2（2020）年度以降徐々に減少しており、県民一人 1 日当たりの排出量は 821 グラムで全国平均（令和 6（2024）年度、839 グラム）を下回っています。また、最終処分量は約 7 万トンで、令和 2（2020）年度以降減少傾向で推移しています。
- 一般廃棄物の再生利用量及び焼却量は、近年横ばいで推移していましたが、福山リサイクル発電株式会社の事業終了に伴い、新たな処理施設においても、発電等のサーマルリサイクルが行われていますが、再生利用量はやや減少して令和 6（2024）年度は約 13 万トン、焼却量はやや増加して令和 6（2024）年度は約 69 万トンとなっています。
- 県内における産業廃棄物の排出量は、平成 30（2018）年度まで概ね 1,400 万トン前後で推移し、再生利用量は徐々に増加していましたが、製鉄所の閉鎖の影響等により、再生利用が進んでいた、鉄鋼の製造工程で排出される鉍さいの排出量が大きく減少したため、排出量と再生利用量のいずれもが減少し、令和 5（2023）年度の排出量は約 1,212 万トン、再生利用量は約 896 万トンとなっています。
- 産業廃棄物の最終処分量は徐々に減少しており、令和 5（2023）年度は約 20 万トンとなっています。

図表 4-2-1 一般廃棄物（ごみ）の排出量等の推移



図表 4-2-2 一般廃棄物（ごみ）の 1 人 1 日当たりの排出量の推移





【課題】

- 近年の世界的な資源制約の顕在化、人口減少、ライフスタイルの変化などの社会環境の変化を踏まえた持続可能な資源利用を推進するため、資源の効率的で長期的な利用や廃棄物の発生抑制、再使用の促進などにより廃棄物を削減するとともに、排出される廃棄物は再生利用を促進し、地域の資源循環をこれまで以上に徹底していく必要があります。
- 安定的な廃棄物処理体制の確保を進めるとともに、製造業をはじめとする動脈産業と廃棄物処理業などの静脈産業が連携を図りながら、質と量を確保した再生資源の供給を拡大する取組を強力に推進していく必要があります。

【取組の方向】

- 循環経済への移行に向け、県内の社会経済活動に伴い生産・流通・消費される素材・製品等のうち、廃棄物の処理状況や環境影響、社会課題への対応の観点から、重点的に対策を講じるべき4つの分野（プラスチック資源循環の推進、食品ロス削減の推進、建設廃棄物のリサイクルの高度化、新製品・新素材の普及に対応した資源循環の推進）を設定し、その特性に応じた包括的な資源循環施策を展開します。

【指標】

項目	単位	現状値 (年度)	R8	R9	R10	R11	R12
排出量（一般廃棄物）	万 t	81.8 (R6)	80.4	79.1	77.9	76.8	75.5
1人1日当たりの排出量（一般廃棄物）	g	821 (R6)	820	810	805	799	790
1人1日当たりの焼却量（一般廃棄物）	g	688 (R6)	687	679	674	668	661
再生利用量（一般廃棄物）	万 t	13.2 (R6)	13.1	12.9	12.7	12.6	12.4
再生利用率（一般廃棄物）	%	16.1 (R6)	16.2	16.2	16.3	16.3	16.4
最終処分量（一般廃棄物）	万 t	7.3 (R6)	7.2	7.0	6.9	6.8	6.7
排出量（産業廃棄物）	万 t	1,212 (R5)	1,169	1,155	1,141	1,127	1,112
再生利用量（産業廃棄物）	万 t	896 (R5)	851	836	822	807	792
再生利用率（産業廃棄物）※	%	70.5 (R5)	70.8	70.9	71.0	71.1	71.2
〔見直し前〕再生利用率（産業廃棄物）	%	73.9 (R5)	72.8	72.4	72.0	71.6	71.2
最終処分量（産業廃棄物）	万 t	20 (R5)	17	16	15	14	14

※ 令和12年度までに休廃止が予定されている大規模施設の影響を考慮した再生利用率。

鉄鋼業と電気業において、高炉鋼から電炉鋼への転換や石炭火力発電所の減少により、再生利用率が高い鋳さいやばいじん等の排出量が減少することが見込まれることから、R12までに廃止が予定されている高炉や石炭火力発電所から排出される産業廃棄物の影響を考慮した再生利用率に算出方法を見直し、目標値を設定しています。

(2) プラスチック資源循環の推進

【現状】

- 近年、プラスチック資源循環促進法の施行や、プラスチックの水平リサイクル等の取組が進展しており、排出抑制・分別・回収・再資源化に至るまで、製品ライフサイクル全体を通じた対応が求められており、プラスチックの循環利用は、循環経済への移行に当たって、必要不可欠なものとなっています。
- 一般廃棄物については、プラスチック等のより一層の分別の徹底により、サーマルリサイクルから水平リサイクル等への移行が必要です。
- 産業廃棄物については、県内における廃プラスチック類の再生利用率が平成30（2018）年度の64%から、令和5（2023）年度では79%と増加していますが、最終処分量（容量換算）ががれき類に次いで多く、更なる循環利用が必要です。

【課題】

- プラスチックの使用削減を図りつつ、廃プラスチックの効果的な分別収集・再資源化を推進するとともに、再生プラスチックの需要創出などの取組も進めていく必要があります。

【取組の方向】

- 家庭系廃プラスチックの資源循環の推進
 - ・ 使い捨てプラスチック（以下「ワンウェイプラスチック」という。）の使用削減やプラスチック代替品の利用促進を図るため、市町等と連携した広報展開等を通じて、マイバックの持参、マイボトルの利用、環境にやさしい製品の選択など、県民・事業者の行動変容を促します。
 - ・ 日常生活から排出されるプラスチックについて、市町による容器包装プラスチック及び製品プラスチックの分別収集の促進を行います。
 - ・ 製造業者や小売業者による店頭回収・自主回収の取組を更に拡大するため、業界団体や事業者と連携し、実施品目・店舗の拡大やルート多様化などに取り組みます。
- 事業系廃プラスチックの資源循環の推進
 - ・ 先進的なリサイクル技術を有する再資源化事業者を育成するために、廃棄物処理業者の再資源化事業等の高度化を支援し、再商品化事業者が求める品質・量の循環資源が供給されるよう、排出事業者と再資源化事業者や再商品化事業者とのマッチングや優良事例の情報提供を関係団体と連携して実施することで、動静脈連携を促進します。
 - ・ 事業所やオフィス、商業施設等におけるマイボトルやリユース容器の導入などを促進することで、2R（リデュース・リユース）ビジネスの導入拡大を図ります。
 - ・ 製造、流通、販売等の事業活動に伴い発生する廃プラスチックについては、発生を抑制するための技術実証や設備整備等を促進します。
 - ・ 大都市圏など県外から流入する最終処分目的の廃プラスチックについては、流入元である自治体と連携して排出事業者のリサイクルを促します。

【指標】

項目	単位	現状値 (年度)	R8	R9	R10	R11	R12
廃プラスチック類の 再生利用率（産業廃 棄物）	%	79.2 (R5)	83.3	84.6	86.0	87.3	88.7

(3) 食品ロス削減の推進

【現状】

- 本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品「食品ロス」の発生は、資源の浪費、処理コストの増加や焼却処理によるCO₂排出や焼却灰の埋立等による環境負荷の増加に繋がっています。また、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、食料の多くを輸入に依存している日本において、食品ロスの削減は真摯に取り組むべき課題であり、県としても、削減の推進を図っていかなければなりません。
- 本県の食品ロス発生量は約9.9万トン（令和6（2024）年度）であり、内訳は一般家庭から発生する家庭系食品ロスの発生量が約2.9万トン、食品製造業、卸売業、小売業及び外食業の食品関連事業者から発生する事業系食品ロスの発生量が約7.0万トンとなっています。

【課題】

- 食品ロスは、消費者及び事業者の双方から発生し、各々に課題があるため、各々が削減の必要性や自らに求められる役割を理解し、具体的な行動に移すと同時に、相互に連携・協働してサプライチェーン全体で取り組んでいくことが必要です。
- 消費者側の主な食品ロスは、手つかず食品の廃棄や食べ残しであり、食品の期限表示等に対する知識不足、食べ残しや廃棄に対する問題意識の不足等が要因となっています。
- 事業者側の主な食品ロスは、業種により異なりますが、製造業・卸売業では納品期限が切れた商品、小売店では、消費期限・賞味期限の短い総菜や日配品の売れ残りであり、欠品を回避するために需要予測より多めの商品を確保することや急な天候変化により来店者が少ないことが要因となっており、外食業では、消費者の食べ残しであり、衛生面のリスクから持ち帰りがしにくいことが要因となっています。
- 各主体の理解を深めるための更なる普及啓発を推進するとともに、多様な主体が連携して、削減に向けて県を挙げて取り組んでいくことが必要です。

【取組の方向】

- 県民一人ひとりが食品ロス問題を「我が事」として捉え、「理解」するだけにとどまらず「行動」に移し、多様な主体が連携して取り組むことで、県全体で食品ロスの削減が進んでいる状態を目指し、取組を進めます。
- まずは食品ロスを発生させない取組を最優先で行った上で、やむを得ず、様々な理由で不要となった食品についても安易に廃棄せず、食品を必要としている団体へ寄付するなど出来るだけ食品として有効活用していくことが必要であることから、取組については、「食品ロスの発生抑制」と「食品としての有効活用」の2段階で推進することとします。
- 「食品ロスの発生抑制」については、消費者と事業者の両者に対し働きかけを行うこととします。「食品としての有効活用」については、未利用食品を提供するための活動の支援等を行っていきます。また、食品ロスの削減に十分に取組んだ上でも生じる食品廃棄物については、再生利用（飼料化、肥料化等）に努めるよう働きかけを行っていきます。
- 消費者へ普及啓発・学習の振興等
 - ・ 県民一人ひとりが日常生活の中で食品ロスを減らすため、「手前どり」、「使いきり」、「食べきり」の3つのアクションを推進し、家庭や外食時に発生する食品ロスの削減を促します。
 - ・ 事業者の取組に対する消費者の理解を促進します。
 - ・ 教育機関、市町等と連携し、食べ残しを減らす意識や食べ物を大切にすることの気持ちを育て、食品ロスの削減を意識した食生活の実践を促します。
- 食品関連事業者等における取組の支援
 - ・ 事業者の取組（手前どり、外食時の食べきり・食べ残しの持ち帰り等）に対する支援を行います。
 - ・ アプリを活用したフードマッチングを促進します。
 - ・ 食品業界団体等の協力のもと、食品ロスの実態や取組事例を事業者へ情報提供し、取組を後押しします。

○ 未利用食品を提供するための活動の支援等

- ・ 事業者及び県民が安心して食品の提供を行える環境づくりを行うため、信頼できる寄附先一覧の作成、フードバンク活動への理解促進、各種広報媒体による普及啓発を実施します。

【指標】

項目	単位	現状値 (年度)	R8	R9	R10	R11	R12
食品ロス発生量	万 t	9.9 (R6)	9.5	9.4	9.2	9.0	8.8
家庭系 食品ロス発生量	万 t	2.9 (R6)	2.8	2.8	2.7	2.7	2.6
事業系 食品ロス発生量	万 t	7.0 (R6)	6.7	6.6	6.5	6.3	6.2
食品ロス問題を認知 して削減に取り組ん でいる県民の割合	%	82.0 (R7)	85.4	86.6	87.7	88.9	90.0

(4) 建設廃棄物のリサイクルの高度化

【現状】

- 平成 12 (2000) 年に建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律が施行されて以降、建設工事に伴って排出される特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木くず等）の再資源化が大きく進展しました。また、公共工事における再生資材の利用促進も図られており、県においても、公共工事における建設再生材の利用を規定するなど、建設資材廃棄物のリサイクルを推進しています。

【課題】

- 循環経済への移行の機運が高まる中、再生砕石などの再資源化された資材の利用が滞る状況が見られており、品質の確保や路盤材以外の需要を開拓していくことが必要となっています。

【取組の方向】

- 分別の徹底
 - ・ 建築物の解体工事で発生しがれき類や木くずなどの廃棄物については、リサイクルを容易にするため、分別解体又は現場条件に応じた分別の徹底を促進します。
- 建設廃棄物のリサイクルの高度化
 - ・ コンクリート塊の水平リサイクルの推進や、再生資材不足地域への広域的な供給体制の構築の支援などにより、再生資材の需給等の実態を踏まえた再生コンクリート骨材や再生クラッシュランの利用拡大を促進します。

【指標】

項目	単位	現状値 (年度)	R8	R9	R10	R11	R12
がれき類の再生利用率 (産業廃棄物)	%	94.0 (R5)	95.3	95.7	96.1	96.6	97.0

(5) 新製品・新素材の普及に対応した資源循環の推進**【現状】**

- 近年、リチウムイオン電池等の火災リスクを伴う廃棄物や、今後大量廃棄が見込まれる太陽光パネル等の処理困難な廃棄物が排出されており、回収・リサイクル処理体制の構築が急務となっています。

【課題】

- リチウムイオン電池を使用した製品の増加に伴い、使用済製品が廃棄物となり処理される際に火災事故等が発生し、処理施設が長期間稼働停止になるなどの問題が全国的に生じており、処理施設の安定的な稼働に向けた対策が必要です。
- 太陽光発電の導入拡大に伴い、将来的に、使用済太陽光パネルが大量に排出されることが懸念されており、鉛など有害物質を含有している可能性があることに留意した適切な処理や、埋立抑制に向けたリサイクルの推進が必要です。

【取組の方向】

- リチウムイオン電池の分別排出の徹底、回収・リサイクル体制の構築
 - ・ 家庭や事業所等から排出されるリチウムイオン電池等については、市町や関係事業者等と連携して、混入による火災リスク等の普及啓発を行い、県民に分別排出の徹底を図るとともに、回収・リサイクル体制の構築を図ります。
- 太陽光パネルの資源循環の推進
 - ・ 将来の大量廃棄への対応に向け、効率的な収集運搬・処理や処理設備の高度化を促進し、関係事業者等と連携して回収・リサイクル体制の強化に取り組みます。

2 廃棄物処理システムの更なる充実・強化**(1) 廃棄物の適正処理・不法投棄対策の推進****【現状】**

- 高齢化社会の進展に伴い、家庭からの日々のごみ出しに課題を抱える世帯の増加などが起きており、地域によって日常的なごみ出しそのものが困難な状況が生まれつつあります。
- 道路や空き地、林地などで、ごみの散乱・放置や廃家電等の不法投棄などの事例が依然として見受けられます。
- 排出事業者や産業廃棄物処理業者に対する監視指導を強化し、不適正処理の未然防止や早期の是正指導などにより適正処理の徹底を図っています。
- 廃棄物の排出から収集運搬、処分に至るまでの過程を電子情報で管理する電子マニフェストの普及が進み、廃棄物のトレーサビリティの強化が促進されています。

【課題】

- 地域の実情に応じた柔軟な収集体制の整備や、使用済み紙おむつや在宅医療及び遺品整理等に伴って発生する廃棄物の増加など、高齢化社会に対応した廃棄物処理体制の構築が求められています。
- 大規模な不法投棄に発展する前の早期発見、未然防止が重要であり、引き続き不法投棄防止対策への取組が必要です。
- 不法投棄件数は減少しているものの、依然として不法投棄等の不適正処理が発生しており、監視体制の更なる強化、効率化が求められています。
- PCB やアスベストなどの有害産業廃棄物について、継続的な適正処理対策を講じる必要があります。
- マニフェスト制度の適正な運用や、電子マニフェストの更なる普及促進を進めていく必要があります。

【取組の方向】

- 一般廃棄物適正処理の推進
 - ・ 家庭からのごみ出し支援施策について、市町の現状を把握するとともに、国のモデル事業や先進事例の情報を収集し、市町等に対し情報提供や助言等を行います。
 - ・ 今後増加が懸念される使用済み紙おむつや在宅医療、遺品整理等に伴って発生する廃棄物の適正処理や再資源化について、必要な助言等を行います。
- 排出事業者責任の遵守の徹底
 - ・ 産業廃棄物処理の基本である「排出事業者責任」が徹底されるよう、研修会の実施や監視指導を通じて意識向上を図るとともに、排出事業者と処理業者の委託において、委託基準の遵守や委託業者の処理能力・処理状況確認の徹底を指導します。
 - ・ 優良な産業廃棄物処理業者の育成を図り、優良認定業者が優先的に選定される環境づくりを推進します。
 - ・ 県外から産業廃棄物を搬入する場合、「県外産業廃棄物の県内搬入処理に係る事前協議に関する要綱」に基づき、あらかじめ県に協議するよう求めることにより、適正処理を推進します。
- 監視指導の強化
 - ・ 排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対して立入検査で適正処理を指導し、違反者には是正指導や行政処分などにより、迅速かつ厳正に対応します。
 - ・ 監視強化や効率化のため、ドローンを活用した監視等を行います。
 - ・ 廃棄物処理法の改正により、使用済金属・プラスチック物品の保管・再生に係る許可制度が設けられたことから、これらについても適切に監視指導を行っていきます。
- マニフェスト制度による適正処理の推進
 - ・ 産業廃棄物の処理を委託する際に使用が義務付けられている産業廃棄物管理票（マニフェスト）⁶⁷の適正かつ円滑な実施を推進します。

⁶⁷ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）：産業廃棄物の排出事業者が処理業者に処理委託する際、不法投棄の防止や適正処理の確保を目的に交付する管理票。

- 産業廃棄物の排出から収集運搬、処分に至るまでの過程を電子情報で管理する電子マニフェストの更なる普及拡大に取り組み、トレーサビリティの強化を推進します。
- 有害産業廃棄物の適正処理の推進
 - アスベスト廃棄物は、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）」（令和4（2022）年11月一部改正、環境省環境再生・資源循環局）に基づき、排出事業者及び産業廃棄物処理業者等に適正処理を指導します。また、環境モニタリングや関係機関の連携による立入調査で飛散状況を監視し、除去工事の適正管理と廃棄物の適正分別・処分を指導します。
 - PCB廃棄物は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）」に基づき、確実かつ適切な処理を推進します。
 - ダイオキシン類⁶⁸含有廃棄物は、産業廃棄物焼却施設や管理型最終処分場における基準適合状況等の監視のほか、産業廃棄物焼却施設のばいじん⁶⁹や燃え殻のダイオキシン類含有量低減のための適切な維持管理を指導します。
 - 感染性廃棄物⁷⁰は、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（令和8（2026）年4月、環境省環境再生・資源循環局）に基づき、感染性廃棄物の適正処理の徹底、感染症の侵入及び拡大防止など、適正処理指導を徹底します。
- 不法投棄防止に向けた啓発、監視の強化
 - 陸域・海上・上空からのパトロールや不法投棄対策班による機動的な監視活動及び情報収集、ドローン等デジタル技術を活用した監視により、不適正事案の未然防止や早期発見を図り、原因究明や改善指導を徹底します。
 - 県庁に設置する「不法投棄110番ファックス」、県ホームページ、業界団体と締結した不法投棄通報協定等により、県民等から幅広く情報を収集し、迅速な対応を行い、早期解決に努めます。また、市町、警察、海上保安部等で構成する地区不法投棄防止連絡協議会により、地域と連携した監視を行います。
- 市町と県の連携
 - 市町職員の県職員への併任制度等により市町の監視や立入検査を可能とし、事案発生時には、県と市町が連携して迅速に対応し、早期解決を図ります。
 - 市町が実施する不法投棄防止対策や啓発及び清掃事業について、引き続き、取組を支援します。

【指標】

項目	単位	現状値 (年度)	R8	R9	R10	R11	R12
産業廃棄物の不法投棄件数（10 t 以上）	件	1.2 (R2～R6平均)	1	1	1	1	1

⁶⁸ ダイオキシン類：一般的には、有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びポリ塩化ジベンゾフランをまとめた略称。「ダイオキシン類対策特別措置法」では、これらに加えて、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニルをダイオキシン類と定義している。塩素原子の数と位置により多数の異性体があり、このうち2, 3, 7, 8-テトラクロロジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性が最も強く、生殖機能への影響、発ガン性や奇形を引き起こすおそれがあることなどが指摘されている。主な発生源として、ごみの焼却等により非意図的に副生成物として生成。

⁶⁹ ばいじん：大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設及びダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設又は焼却施設において発生し、集塵装置で捕集された粒子状の廃棄物のこと。

⁷⁰ 感染性廃棄物：感染性病原体を含むか、そのおそれのある廃棄物のこと。医療機関や研究機関から排出されることが多く廃棄物処理法上では、特別管理廃棄物とされている。

(2) 廃棄物処理施設の確保・維持

【現状】

- 人口減少や老朽化した施設の維持管理・更新コストの増大などを踏まえて、一般廃棄物処理施設の長寿命化・延命化を図るとともに、更新時には広域化・集約化することで、廃棄物処理体制を効率化し、持続可能な適正処理が確保できるように、市町に技術的支援を行っています。
- 焼却や埋立処分される産業廃棄物の処理施設については、法令に基づき、適正に管理、運営されるよう監視・指導しています。
- 県内の事業者から排出された埋立処分せざるを得ない管理型産業廃棄物の受け皿として、公共関与処分場を設置して、地域住民等の理解を得ながら管理・運営を行っています。

【課題】

- 人口減少に伴うごみ排出量の減少が見込まれており、一般廃棄物処理施設の安定的かつ効率的な施設整備及び運営体制の構築を図るために、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を進めていくことが重要であるとともに、施設整備時には、地球温暖化に配慮した高効率発電・熱回収施設の導入を促進するなど、必要な助言等を行っていく必要があります。
- 最終処分場に対する住民の安心確保のため、施設設置における設置者と地域住民との合意形成の促進、産業廃棄物処理施設の設置許可申請の厳格な審査、稼働中の施設の適切な管理運営及び監視指導等を通じ、産業廃棄物処理施設に対する信頼性を向上することが求められています。
- 埋立処分せざるを得ない廃棄物の受け皿として、廃棄物最終処分場を確保する必要があります。

【取組の方向】

- 一般廃棄物処理施設の計画的な整備及び適正な維持管理の促進
 - ・ 高齢化社会など、社会環境変化に対応した持続可能な処理体制の確保・維持に向けて、老朽化した廃棄物処理施設の長寿命化・延命化や更新時の「ごみ処理広域化・集約化計画【別冊】」に基づく一般廃棄物処理施設の計画的な整備の促進など、市町支援を行います。また、廃棄物処理システム全体でエネルギー消費量の低減や温室効果ガス排出量の削減ができるように、市町に技術的支援を行います。
 - ・ 災害や事故時にも一般廃棄物の処理体制を安定的に継続できるよう、関係市町と広域的な処理について調整を行います。
- 産業廃棄物処理施設の監視指導及び確保
 - ・ 処理施設の設置に当たっては、法令に基づく厳正な審査を行うとともに、稼働中の施設については、維持管理基準等の遵守を指導し、維持管理状況の公表による信頼性の確保を図ります。
 - ・ 最終処分場等の処理施設設置に伴う紛争の予防と調整を図るため、設置者と地域住民との合意形成が円滑に行われるよう地元調整を促進します。
 - ・ 公共関与処分場として整備している福山市箕島地区及び広島市出島地区における埋立処分事業は、引き続き、地域住民の理解を得ながら、一般財団法人広島県環境

保全公社により適切に管理・運営します。また、民間事業者による最終処分場の設置が困難な状況が継続し、適正処理に必要な埋立容量が逼迫することが想定される場合は、これを補完するための公共関与による将来にわたる安定的な廃棄物の受入体制を検討します。

(3) 災害廃棄物対策の推進

【現状】

- 市町及び関係業界団体が連携し、災害に備えた災害廃棄物処理体制の強化に向けて、災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物初動マニュアルに基づき、災害廃棄物処理研修や仮置場設置・運営に係る模擬訓練を実施しています。

【課題】

- 頻発化する大規模災害に対して、市町や業界団体等と連携し、災害廃棄物を早期に処理し、復旧・復興を滞らせない体制の拡充が求められています。
- 発災時の円滑な処理につながるよう、各市町における災害廃棄物の分別、仮置場への搬入ルールについて、平時から県民への周知を図る必要があります。
- 令和6（2024）年能登半島地震において課題となった公費解体や市町の受援体制整備等の課題への対応や、令和7（2025）年10月に改定された広島県地震被害想定調査報告書の被害想定等を踏まえた災害廃棄物処理計画の見直しが必要です。

【取組の方向】

- 災害対応力の一層の強化
 - ・ 引き続き、市町や業界団体と連携し、今後の災害に備えた災害廃棄物処理体制の確保を進めるとともに、社会福祉協議会等との連携を図り、災害廃棄物訓練をより実践的な内容とするなど、体制の強化を図ります。
 - ・ 平時から災害廃棄物の分別方法等について県民への周知が図られるよう、啓発資料の作成、社会福祉協議会や災害ボランティアとの連携に向けた取組などについて、市町を対象とした支援を実施します。
 - ・ 新たな課題等を踏まえ、県の災害廃棄物処理計画や災害廃棄物処理に係る市町等初動マニュアルの見直しを行うとともに、市町の災害廃棄物処理計画や災害廃棄物処理に係る初動マニュアルの見直しを支援します。
- 能登半島地震への支援を踏まえた対応策
 - ・ 国の方針等を踏まえ、発災時に市町が速やかに公費解体・撤去を行えるよう、市町の課題に応じた支援を行います。また、公費解体に係る支援団体等との意見交換、研修を実施するなど、平時から連携体制の確認を行います。
 - ・ 避難所ごみの分別等の避難者への周知方法について、被災経験のある市町と意見交換を行い、市町へフィードバックを行います。
 - ・ 避難所等のし尿の収集運搬・処理について、近隣し尿処理施設での受入調整の手法についての検討を行います。

(4) 生活排水対策（し尿等）の推進

【現状】

- 生活排水処理について、広島県污水適正処理構想に基づき、地域の実情に応じた汚水処理施設の計画的な整備を推進しています。
- 浄化槽の維持管理（清掃・保守点検・法定検査）が適切に行われるよう、市町、指定検査関係機関、関係事業者等と連携し、普及啓発等を行っています。

【課題】

- 令和6（2024）年度末の污水処理人口普及率は、91.0%で、年々増加していますが、全国平均（93.7%）と比べると依然低い状態にあります。
- 将来的に下水道が整備されない地域や整備が遅れている地域では、合併処理浄化槽の普及が求められています。
- 県内では、令和6（2024）年度末現在で単独処理浄化槽の割合は38.0%であり、合併処理浄化槽への転換が課題となっています。特に、老朽化による破損や漏水等により、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある特定既存単独処理浄化槽の把握と、合併処理浄化槽への転換等の指導が必要です。
- 県内の法定検査（11条検査）受検率は、全国平均を上回っていますが、更なる受検率の向上が必要です。

【取組の方向】

- 生活排水処理対策（し尿等）の推進
 - ・ 「広島県污水適正処理構想」に基づき、地域の実情に応じた合理的・効率的な公共下水道、農業（漁業）集落排水施設及び合併処理浄化槽の計画的な整備を推進し、污水処理人口普及率の向上を図ります。
 - ・ 市町の浄化槽設置整備事業を支援し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、特定既存単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽への転換等の必要な措置をとるよう指導します。
 - ・ 市町や指定検査機関等と連携し、浄化槽情報等を精査したうえで、維持管理情報を反映した台帳を運用し、浄化槽の適正管理を推進します。
 - ・ 維持管理講習会の開催や、技術上の基準項目を網羅した保守点検・清掃記録票様式の活用等により、維持管理業者の技術の維持向上を図ります。
 - ・ 法定検査の受検率が令和12（2030）年度に概ね80%となるよう、市町、指定検査機関、関係事業者等と連携して、法定検査の必要性の普及啓発や未受検者に対する受検指導等を実施します。

【指標】

項目	単位	現状値 (年度)	R8	R9	R10	R11	R12
污水処理人口普及率	%	91.0 (R6)	92.8	R9以降は、次期污水処理構想において目標設定予定			

第3節 地域環境の保全

《目指す姿（5年後）》

大気・水・土壌等が環境基準に適合した状態が引き続き保たれています。また、海洋プラスチックごみによる新たな汚染がゼロになる仕組みの構築や、海洋生分解性プラスチック⁷¹等の開発・普及促進の取組が進んでいるとともに、かき養殖に由来するごみの流出防止対策の徹底が図られることにより、本県の宝である瀬戸内海の環境が保全されています。さらに、これらの情報が県民へ適切に発信されることで、安全・安心に生活できる良好な地域環境が確保されています。

《背景》

- 国が令和6（2024）年5月に策定した第六次環境基本計画において、「大気、公共用水域⁷²、地下水、土壌等の汚染・汚濁を防止することにより、国民の健康と生活環境を守るための施策は、環境行政の出発点である」とされており、「生存基盤たる水・大気・土壌環境について、環境基準を達成し、また、継続的な改善を図るため、法令に基づく対策を引き続き適切に実施していくこと」が求められています。
- 本県が面する瀬戸内海は、高度経済成長期に水質汚濁が進行し、赤潮が多発するなど環境が悪化したため、瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「瀬戸法」という。）が制定され、排水規制など水質汚濁の防止に努めてきたことにより、水質が多くの海域で改善されました。

その一方で、一部の海域においては、栄養塩類の不足等によるノリの色落ちやカキの生育不良、水産資源の減少が指摘されるようになり、令和4（2022）年に瀬戸法が改正され、知事が栄養塩類管理計画⁷³を策定することで、指定した海域において、栄養塩類⁷⁴を増加させるための措置を講ずることが可能となりました。

また、瀬戸内海の海洋プラスチックごみの大半は、本州・四国・九州といった周辺地域から流出したものであると言われていたことから、瀬戸内海に新たに流出するプラスチックごみゼロを目指して、県民及び事業者など様々な主体と連携した取組を行っています。

- なお、瀬戸法に基づく「広島県瀬戸内海環境保全計画」に記載すべき事項については、主に第4章第3節2（2）及び5に記載しており、瀬戸法の基本理念や令和4（2022）年2月に閣議決定された瀬戸内海環境保全基本計画に規定された次の項目を踏まえ、美しく恵み豊かな瀬戸内海の実現に向けて、沿岸域の環境の保全・再生・創出、水質の保全及び管理等の取組を進めます。

- ・ 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保

⁷¹ 海洋生分解性プラスチック：ある一定の条件の下で微生物などの働きによって分解し、最終的には二酸化炭素と水にまで変化する性質を持つもののうち、海洋中で生分解するプラスチック。

⁷² 公共用水域：河川、湖沼、海域、港湾、沿岸海域など広く一般に開放された水域及びこれらに接続する下水路、用水路等公共の用に供する水域のこと。

⁷³ 栄養塩類管理計画：瀬戸内海における生物の多様性及び生産性の確保に向けて、あらかじめ指定した海域において、栄養塩類濃度（窒素及びリンそれらの化合物）を増加させる措置を可能とする計画

⁷⁴ 栄養塩類：植物プランクトンが増殖するうえで必要となる栄養物質（窒素、りん、ケイ素など）が、他の物質と結合して水に溶けているものの総称。海の生態系の基盤となす植物プランクトンにとっては、生育を支える重要な要素

- ・ 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観⁷⁵の保全
 - ・ 海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の除去・発生抑制等
 - ・ 気候変動への対応を含むモニタリング、環境研究調査の推進
 - ・ 基盤的施策の着実な実施
- さらに、第4章第3節4は「海岸漂着物処理推進法」に基づく「広島海岸漂着物等推進地域計画」に位置付け、海岸における良好な景観及び環境の保全・再生を図るべく関係者と連携し海岸漂着物等対策を推進します。

1 良好な大気環境の確保

(1) 大気質の保全

【現状】

- 大気汚染の状況は、高度経済成長期と比べ、工場・事業場や自動車排出ガスへの対策が進んだことから、近年では、全般的に改善されており、令和6（2024）年度では、二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、全ての測定局で環境基準を達成しました。
- 一方、光化学オキシダントは、全ての測定局で環境基準未達成であり、注意報等の発令基準を超える日があります。また、微小粒子状物質（PM2.5）は、環境基準を超える日があるものの、健康影響が出現する可能性が高くなると予測される濃度水準である「暫定的な指針となる値」の超過はありません。
- アスベスト（石綿）については、一般環境及び発生源周辺における大気中の濃度を測定し、いずれの地点も低いレベルであることを確認しています。また、令和2（2020）年に「大気汚染防止法」の一部が改正され、規制対象となるアスベスト含有建材の範囲が拡大されるなど、規制が強化されています。

図表 4-3-1 大気汚染物質の環境基準達成率（％）

項目／年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
二酸化硫黄	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
一酸化炭素	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
二酸化窒素	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
浮遊粒子状物質	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
光化学オキシダント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【参考】（ ）内は、1時間値における環境基準値以下の割合	(91)	(90)	(89)	(92)	(92)	(93)	(94)	(93)	(95)	(93)
微小粒子状物質（PM2.5）	38	71	71	83	96	100	100	100	100	100

（注）環境基準達成率：環境基準達成測定局数／測定局数×100％

資料：県環境保全課

⁷⁵ 文化的景観：地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの。

【課題】

- 将来に渡って良好な大気環境を維持するために、引き続き、「大気汚染防止法」等に基づく事業場等への監視・指導を行う必要があります。
- 常時監視システムにより大気汚染状況を監視し、光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM_{2.5}）など、注意報等の発令基準等を超過した際には、事業者への緊急時の措置要請や県民への情報提供を行う仕組みの継続が求められます。

【取組の方向】

- 固定発生源対策の推進
 - ・ 「大気汚染防止法」及び「広島県生活環境の保全等に関する条例」に基づくばい煙発生施設の立入指導等により、大気汚染物質の排出抑制を推進します。
- 効果的・効率的な監視・情報提供体制の整備
 - ・ 光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM_{2.5}）などの大気汚染物質の常時監視を引き続き実施し、緊急時の発令基準に達した際には、県民に迅速な情報提供を行います。
 - ・ 微小粒子状物質の常時監視の結果をもとに、注意喚起のための方針に基づいて高濃度予報を的確に実施するとともに、成分分析を実施します。
 - ・ 測定機器の更新や測定局の新設・廃止など計画的に効果的・効率的な監視体制の整備を推進します。
- アスベスト対策の推進
 - ・ 建築物等の解体工事における監視指導体制を強化します。
 - ・ 一般環境及び発生源周辺における環境モニタリングを実施します。
 - ・ 大規模災害時に備え、アスベストの飛散・曝露防止体制の整備等を実施します。
- 「自動車使用合理化計画」の策定・公表制度の適切な運用等（再掲）
 - ・ 「自動車使用合理化計画書」策定・公表制度により、事業者の自主的な取組を促進するとともに、エコドライブやアイドリング・ストップ等を推進します。
- 低炭素型交通体系の推進（再掲）
 - ・ バイパス整備や現道拡幅等の道路整備、交通管制システムの高度化を推進します。
 - ・ パーク＆ライドなど都市交通円滑化施策の推進や、多様な公共交通機関の乗換えの円滑化等を通じた公共交通機関の利用促進を図ります。
 - ・ 地域公共交通事業者が取り組む各種の環境対策を支援します。
 - ・ 国の「道路脱炭素化推進計画」に係る取組状況等を踏まえながら、道路の脱炭素化に取り組めます。

【指標】

項目	単位	現状値 (年度)	R8	R9	R10	R11	R12
環境基準達成率： 二酸化硫黄	%	100 (R6)	100	100	100	100	100
環境基準達成率： 一酸化炭素	%	100 (R6)	100	100	100	100	100
環境基準達成率： 二酸化窒素	%	100 (R6)	100	100	100	100	100
環境基準達成率： 浮遊粒子状物質	%	100 (R6)	100	100	100	100	100
環境基準達成率： ベンゼン	%	100 (R6)	100	100	100	100	100
環境基準達成率： ジクロロメタン	%	100 (R6)	100	100	100	100	100
特定事業場（協定工場）から排出されるばい煙の排出基準適合率	%	100 (R6)	100	100	100	100	100

(2) 騒音・振動・悪臭の防止

【現状】

- 騒音の苦情件数は、年間 280 件前後であり、発生源別では、建設作業や工場等が多くなっています。また、深夜営業や日常の家庭生活に起因する近隣騒音も問題化しています。
- 振動の苦情件数は、年間 30 件前後であり、発生源別では、建設作業が多くなっています。
- 悪臭の公害苦情件数は、年間 160 件前後であり、悪臭の発生源は、製造業、塗装業、畜産業、下水・清掃事業、浄化槽など多種多様となっています。

【課題】

- 騒音・振動・悪臭に係る苦情等の解消のため、引き続き、発生防止や効果的な対策の実施が求められます。

【取組の方向】

- 騒音・振動の防止
 - ・ 「騒音規制法」、「振動規制法」及び「広島県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、道路交通、工場・事業場などの発生源ごとの騒音・振動防止対策を推進します。
- 悪臭の防止
 - ・ 「悪臭防止法」及び「広島県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、臭気指数⁷⁶規制等の導入による悪臭防止対策を推進します。

⁷⁶ 臭気指数：においのものを人の嗅覚により測定する方法。採取した空気は無臭空気希釈して実際に人がにおいを嗅ぎ、においのなくなったときの希釈倍率から算出する。

【指標】

項目	単位	現状値 (年度)	R8	R9	R10	R11	R12
環境基準達成率： 一般地域における騒音	%	95.6 (R6)					
			現状値より増加				
環境基準達成率： 道路に面する地域に おける騒音	%	93.4 (R6)					
			現状値より増加				
環境基準達成率： 航空機騒音	%	100 (R6)	100	100	100	100	100
環境基準達成率： 新幹線鉄道騒音	%	75.0 (R6)					
			現状値より増加				

2 健全な水環境の保全・管理

(1) 水質の保全

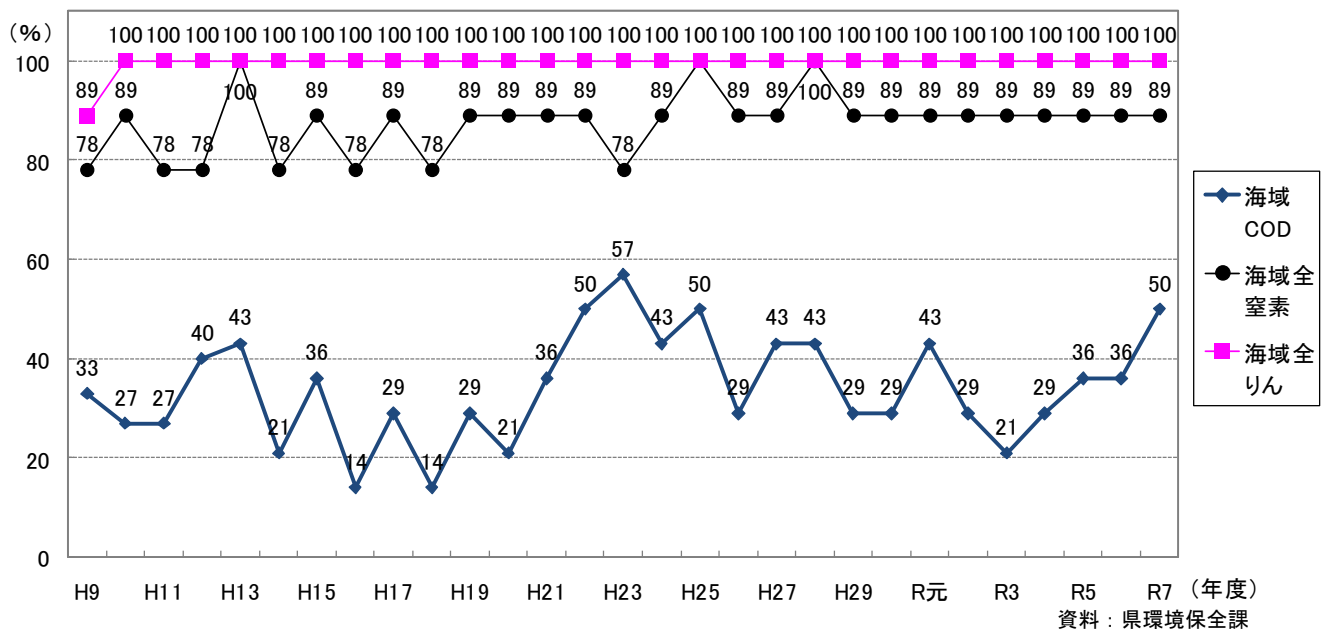
【現状】

- 人の健康の保護に関する項目（カドミウムなど 27 項目）については、測定した 146 の全地点で環境基準を達成しています。
- 河川の BOD⁷⁷環境基準達成率は高い水準ですが、都市部の河川では、生活排水による汚濁がみられ、環境基準が未達成となっています。
- 海域における COD の環境基準の類型が指定されている 14 水域では、県内で排出される COD 汚濁負荷量が減少傾向にもかかわらず、内部生産⁷⁸や藻場・干潟の減少等による浄化機能の低下などの影響により、COD 環境基準達成率は低い水準で推移しています。
また、海域における全窒素及び全りん的环境基準の類型が指定されている 9 水域では、全窒素は高い水準で環境基準を満たし、全りんは全地点で環境基準を達成しています。
- 有害性が指摘されている有機フッ素化合物（PFAS）の一種である PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及び PFOA（ペルフルオロオクタン酸）が、令和 5（2023）年度以降、河川及び地下水において、国が定めた指針値である 50ng/L を超過して検出される事例が確認されています。
- 生活排水処理について、広島県污水適正処理構想に基づき、地域の実情に応じた汚水処理施設の計画的な整備を推進しています。

⁷⁷ BOD（生物化学的酸素要求量：Biochemical Oxygen Demand の略。微生物が水中の有機物を分解する時に消費する酸素の量で、河川で環境基準値が定められている。この値が大きいほど、汚濁の程度も大きい。

⁷⁸ 内部生産：湖沼、内湾など閉鎖性水域において、植物プランクトンの増殖（光合成）により有機物が生産されること。植物プランクトンの増殖には、窒素やりんが不可欠であることから、こうした栄養塩類の水域への流入量を削減することにより内部生産を抑制できる。

図表 4-3-2 COD、全窒素、全りん（海域）環境基準達成率



【課題】

- 海域に流入する汚濁負荷量の削減が進んでいるものの、水域によっては富栄養化に伴う赤潮も依然として発生しており、汚濁負荷量の計画的な管理が求められています。
- 生物多様性や生産性の確保が課題となっており、美しく恵み豊かな瀬戸内海の実現に向け、地域の実情に応じた、きめ細やかな水質管理に関する検討や取組を進める必要があります。
- 有機フッ素化合物（PFAS）など、環境基準が設定されていないものの、近年になり、人の健康への影響が懸念され、県民にも不安が広がっている化学物質への対応については、国が定めた対応の手引き等に従い、曝露防止の取組を進めるとともに継続的な監視調査を行う必要があります。
- 令和6（2024）年度末の汚水処理人口普及率は、91.0%で、年々増加していますが、全国平均（93.7%）と比べると依然低い状態にあります。

【取組の方向】

- 水環境の保全の推進
 - ・ 水質汚濁防止法に基づき、公共用水域等の水質測定計画を策定し、公共用水域及び地下水の常時監視を実施します。
 - ・ 工場・事業場に対する立入検査及び排水基準や総量規制基準の遵守状況等の監視、指導の実施します。
 - ・ 主要湖沼における水質改善計画を策定・推進します。
 - ・ 有機フッ素化合物（PFAS）等の指針値超過事案に対応します。
- 生活排水処理対策（し尿等）の推進（再掲）

○ 水源林等の保全・整備の推進

- ・ 水源地域の森林を保全・再生するため、保安林⁷⁹制度等の適切な運用により現状の森林を維持するとともに、森林整備等による森林の積極的な育成を図っていく必要があります。
- ・ 水源林から海域に至る河川流域の水循環及び水資源管理を考慮した河川、ダム、下水道等を整備します。

○ 地下水汚染対策の推進

- ・ 有害物質の適正な使用・保管の徹底により、有害物質による地下水汚染の未然防止に努めます。
- ・ 地下水汚染が判明した場合には、関係機関等と連携し、適切な対策を実施します。

【指標】

項目	単位	現状値 (年度)	R8	R9	R10	R11	R12
環境基準達成率： 重金属等有害物質	%	100 (R6)	100	100	100	100	100
環境基準達成率： 河川 BOD	%	93.9 (R6)	現状値より増加				
環境基準達成率： 海域 COD	%	35.7 (R6)	現状値より増加				
環境基準達成率： 海域全窒素	%	88.9 (R6)	現状値より増加				
環境基準達成率： 海域全りん	%	100 (R6)	100	100	100	100	100
環境基準達成率： 地下水	%	89.8 (R6)	現状値より増加				
特定事業場から排出 される排出水の排水 基準適合率（重金属 等有害物質）	%	100 (R6)	100	100	100	100	100
COD 汚濁負荷量 （瀬戸内海水域）： 生活系 COD	t / 日	14 (R5)	第 10 次水質総量削減計画 において目標値を設定予定				
COD 汚濁負荷量 （瀬戸内海水域）： 産業系 COD	t / 日	16 (R5)	第 10 次水質総量削減計画 において目標値を設定予定				
COD 汚濁負荷量 （瀬戸内海水域）： その他 COD	t / 日	6 (R5)	第 10 次水質総量削減計画 において目標値を設定予定				
汚水処理人口普及率 （再掲）	%	91.0 (R6)	92.8	R9 以降は、次期汚水処理構想において目標設定予定			

⁷⁹ 保安林：水源かん養、土砂崩壊等の災害の防備、生活環境の保全など、特定の公共目的のために、森林法に基づいて、農林水産大臣又は都道府県知事により指定された森林のこと。

(2) 豊かな瀬戸内海

ア 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保

【現状】

- 県内で排出される COD 汚濁負荷量が減少傾向にもかかわらず、内部生産や藻場・干潟の減少等による浄化機能の低下などの影響により、海域における COD 環境基準達成率は低い水準で推移しています。
また、海域において全窒素は高い水準で環境基準を満たし、全りんは全地点で環境基準を達成しています。
- 生活排水処理について、広島県污水適正処理構想に基づき、地域の実情に応じた污水处理施設の計画的な整備を推進しています。
- 広島湾奥部や福山港内港地区において、底泥に有機物が多く堆積し、生物の生息・生育環境に悪影響を及ぼしています。
- 油流出等による環境汚染事故である水質汚染事故の発生件数は、近年は横ばいで推移しています。事故が発生した場合、関係機関と連携して被害の拡大防止を図るとともに、原因者に対して、再発防止を指導しています。
- 栄養塩類不足とノリの色落ちとの因果関係が明らかになっているほか、令和 5（2023）年度から令和 7（2025）年度に県で実施した実証試験において栄養塩類供給がカキの成長に寄与することを示唆する結果が蓄積されてきています。
- 漁業生産量は、昭和 63（1988）年をピークに急激に減少している他、埋立等の開発行為により、水産資源の産卵や成育の場として重要な藻場・干潟が減少し、海域の再生産力が低下しています。

【課題】

- 海域に流入する汚濁負荷量の削減が進んでいるものの、水域によっては富栄養化に伴う赤潮も依然として発生しており、汚濁負荷量の計画的な管理が求められています。
- 令和 6（2024）年度末の污水处理人口普及率は、91.0%で、年々増加していますが、全国平均（93.7%）と比べると依然低い状態にあります。
- 底泥に有機物が多く堆積し、生物の生息・生育環境に悪影響を及ぼしている海域については、改善を図る必要があります。
- 依然として発生する水質汚染事故に対し、原因者に対する再発防止の指導、関係者への普及啓発及び関係機関との連携により、事故の未然防止と迅速な事故処理体制が継続して求められます。
- 生物多様性・生物生産性の確保の重要性に鑑み、地域における海域利用の実情を踏まえ、必要に応じ、順応的かつ機動的な栄養塩類の管理等、特定の海域ごと、季節ごとのきめ細やかな水質管理の実施が求められています。
- 藻場・干潟の造成や保全等の取組が行われていますが、失われた環境の回復には十分ではなく、漁場環境の改善に向けた更なる取組が必要です。

【取組の方向】

- 水質環境管理の観点からの汚濁負荷量の低減
 - ・ 「広島県水質総量削減計画」に基づき、生活排水対策、産業排水対策及びその他の汚濁発生源に係る対策を推進します。
 - ・ 水質環境基準の達成状況を踏まえ、湾・灘ごとの実情に応じた水質管理を実施します。
 - ・ 「広島県水質総量削減計画」に基づき、工場・事業場に対する総量規制制度の適用や立入指導を実施します。
- 下水道等の整備の促進
 - ・ 「広島県汚水適正処理構想」に基づき、地域の実情に応じた合理的・効率的な公共下水道、農業（漁業）集落排水施設及び合併処理浄化槽の計画的な整備を推進し、汚水処理人口普及率の向上を図ります。
- 湾奥部をはじめとする底層環境等の改善
 - ・ 底質の改善が必要な海域における浚渫や覆砂、敷砂、海底耕うん⁸⁰等の対策の実施、効果検証を行います。
- 油等による汚染の防止
 - ・ 市町、消防等の関係機関と連携した環境汚染事故発生時における緊急時体制の充実に努めます。
 - ・ 工場・事業場への注意喚起、関係者への普及啓発による未然防止、関係機関と連携した訓練・研修等を実施します。
- 栄養塩類の管理等
 - ・ 地域における海域利用の実情を踏まえた、順応的かつ機動的な管理を行うため、実証試験の結果など科学的知見に基づく栄養塩類管理計画を策定します。
- 水産資源を含む生物の生息環境の整備等
 - ・ 藻場・干潟の造成及び漁業者団体等による藻場・干潟の保全活動を支援します。
 - ・ 人工魚礁の設置及び海底耕うん等の取組を継続実施します。
- 取組の点検においては、環境基準達成率（海域 COD、海域全窒素及び海域全りん）、汚濁負荷量（瀬戸内海水域 COD、瀬戸内海水域窒素、瀬戸内海水域りん）、赤潮発生数、水浴場の水質判定基準の達成状況、海面漁業漁獲量、かき生産量などの状況を把握するものとします。

イ 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全

【現状】

- 県内の自然海岸は、各種の開発行為等により約 31.5%のみが残存し、藻場・干潟も、沿岸域の環境変化や開発行為等により減少し、生物の生息や海水の浄化などの環境保全機能の低下が懸念されています。

⁸⁰ 海底耕うん：船で爪のある底曳網の漁具やスマルと呼ばれる鉄製の爪のある道具を曳きまわすことで、泥や砂泥の海底を耕すこと。海底を耕すことで、柔らかくしたり、酸素を含んだ海水を混ぜ込み、底生生物が生息しやすい状態にする。

- 自然の状態が維持され、海水浴や潮干狩りで利用されている 19 カ所の海岸について、「広島県自然海浜保全条例」に基づき、「自然海浜保全地区⁸¹」に指定しています。
- 海砂利採取に伴う濁りの発生や海底の礫化による環境影響を防ぐため、水産資源の保護及び自然環境保全の観点から、平成 10（1998）年 2 月 16 日に海砂利採取を全面禁止しました。竹原市沖の海砂利採取跡地では、砂の減少による底質の礫化のため、イカナゴ等以前生息していた生物が減少しています。
- 自然海岸等の環境に大きな影響を与える大規模な公有水面の埋立ては、近年実施されていません。
- 県・市・団体等で構成される「瀬戸内ツーリズム推進協議会」の他、（一社）瀬戸内海エコツーリズム⁸²協会や宮島エコツーリズム推進協議会により、安芸灘諸島や宮島などでエコツーリズムが推進されています。
- 陸域における水循環の過程が、水質浄化、水辺環境や生態系の保全等に大きな役割を果たしています。
- 瀬戸内海らしい多島美の景観等は、きわめて貴重な財産ですが、近年、人口減少、高齢化等の進展、地域を支える担い手の不足等、島しょ部の活力の低下から、この財産の維持が困難になるのではないかと懸念があります。

【課題】

- 自然海浜の保全、養浜等により海浜環境を整備する必要があります。
- 海水浴場については、引き続き利用に適した水質であることを監視していく必要があります。
- 海砂利の採取により地域住民や生物の生息・生育環境に悪影響があった箇所については、現況調査し、修復の方向性を検討する必要があります。
- 公有水面の埋立てに当たっては、環境保全に十分配慮し、環境影響を回避・低減する必要があります。
- 瀬戸内海沿岸と島しょ部に特有な景観を活用して、エコツーリズム推進法に基づくエコツーリズムを推進し、地域が持つ特有の魅力を再評価してもらうとともに、地域の活性化にもつなげていく必要があります。
- 陸域と海域が一体となった水循環・物質循環機能の維持・回復が求められています。
- 島しょ部における草木の緑を保全・再生するため、保安林整備、林地開発許可制度⁸³等の適切な規制の運用により現状の緑を極力維持するとともに、森林整備等による積極的な育成を図り、瀬戸内海の緑地等を保全していく必要があります。

⁸¹ 自然海浜保全地区：市民が利用することが出来る貴重な自然海浜を保全するため、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、関係府県が条例により指定する瀬戸内海の家浜地及びこれに面する海面。

⁸² エコツーリズム：自然環境や歴史・文化を体験し、学ぶとともに、地域の自然環境や歴史・文化の保全に責任を持つ観光のあり方。

⁸³ 林地開発許可制度：森林を一定規模以上開発する場合に、県知事又は市町長の許可を受ける制度。

【取組の方向】

- 自然海浜の保全等
 - ・ 自然海浜の保全に努めるとともに、地域住民や漁業者等の連携による里海づくりや、養浜等による海浜環境の整備を推進します。
 - ・ 県自然海浜保全条例に基づく自然海浜保全地区に対する条例等規定の適切な運用により、自然海浜の保全に努めます。
- 海砂利の採取の禁止
 - ・ 国土交通省の「瀬戸内海的环境修復技術に関する検討事業」における海砂利採取跡地の修復の検討結果に基づき、対応を検討します。
- 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮
 - ・ 公有水面埋立法に基づく埋立ての免許又は承認における瀬戸法の基本方針に沿って、環境保全へ十分に配慮します。
- エコツーリズム等の推進
 - ・ 瀬戸内ツーリズム推進協議会、宮島エコツーリズム推進協議会の構成員として参画及びその他の団体等と連携し、エコツーリズム推進法に基づくエコツーリズムを推進します。
- 健全な水環境・物質循環機能の維持・回復
 - ・ 海域では、藻場・干潟等の適切な整備を実施します。
 - ・ 陸域では、森林や農地の適切な維持管理、河川や湖沼等における自然浄化能力の維持・回復、地下水の涵養等を実施します。
- 島しょ部の環境の保全
 - ・ 限られた環境資源を利用した生活が営まれていることから、住民生活や社会経済のあり方に直結する課題としての自然環境の保全への取組を推進します。
 - ・ 人口減少や高齢化等が進み、様々な課題が生じていることから、「広島県離島振興計画」等に沿った施策の積極的な推進による島しょ部の自然環境の保全の取組を推進します。
- 取組の点検においては、藻場・干潟面積、アマモ場・ガラモ場等造成面積、自然海浜保全地区指定箇所数、環境配慮型構造物の採用件数、瀬戸内海国立公園利用者数などの状況を把握するものとします。

ウ 気候変動への対応を含むモニタリング、環境研究調査の推進

【現状】

- 関係機関の相互協力の下、公共用水域における水質等の常時監視を実施しています。
- ダイオキシン類による環境汚染の状況把握に努めています。
- 試験研究機関及び民間企業も含めた幅広い連携の下、広島湾における富栄養化機構の解明、悪化した底質環境の改善、藻場・干潟等の浅海域の環境保全と創生、アマモ場の造成・修復技術、廃棄物の有効利用等に関する各種研究等を実施しています。
- 水質全般に関するデータ収集・解析のための水質情報管理システムの開発及び環境情報システムの検討等を行っています。
- 近年、海域の栄養塩類と漁業資源との関係を指摘する意見もあり、単なる規制ではなく、水産資源の保持の視点が必要であることが提唱されてきていることから、海域の栄養塩類と漁業資源との関係に係る実証試験を令和4（2022）年度から令和7（2025）年度にかけて実施し、栄養塩類供給がカキの成長に寄与することを示唆する結果の蓄積されました。
- 気候変動による海水温の上昇など海洋環境の変化により漁獲量が減少するなど、瀬戸内海を取り巻く環境が大きく変化しています。

【課題】

- 水産資源の保持の視点から、海域の栄養塩類と漁業資源との関係に係る調査研究を拡充する必要があります。
- 瀬戸内海の環境保全に寄与する技術の開発、習得、情報収集を行っていく必要があります。
- 環境汚染事故等の発生時に迅速に対応する技術や情報を習得・保持する必要があります。
- 近年、瀬戸内海においても気候変動の影響が生じており、これが長期にわたり拡大するおそれがあることを踏まえ、環境保全に係る施策の検討にあたり、気候変動に関する視点を取り入れる必要があります。

【取組の方向】

- 監視測定の充実、調査研究等の推進
 - ・ 公共用水域の水質やダイオキシン類の監視の実施、公表、体制の充実を図ります。
 - ・ 工場・事業場に対する排水基準、総量規制基準の遵守を指導します。
 - ・ 関係機関や民間企業と連携した環境保全に関する調査研究等の実施を推進します。
- 技術開発の促進
 - ・ 養殖業の持続的発展のための技術開発及び技術移転を推進します。
 - ・ 環境汚染事故対策や、海岸・海浜や海の自然の保全と再生、河川、海岸、港湾等の環境整備等、行政施策に還元できる情報や技術の習得を促進します。

- 栄養塩類管理等における最新の科学的知見に基づく評価
 - ・ 今後策定予定の栄養塩類管理計画に基づく栄養塩類増加措置による効果検証の結果について分析、評価を行います。
- 気候変動への対応
 - ・ 気候変動による水温の上昇、海面の上昇量を加味した対策を検討します。
- 取組の点検においては、海水温などの状況を把握するものとします。

エ 基盤的施策の着実な実施

【現状】

- 瀬戸内海環境保全知事・市長会議⁸⁴、公益社団法人瀬戸内海環境保全協⁸⁵会、公益財団法人国際エメックスセンター⁸⁶等を通じ、関係自治体等と連携を進めています。
- 健全な水循環機能・物質循環機能の維持・回復のため、太田川流域振興交流会議⁸⁷による環境保全及び普及啓発等の活動、広島湾再生会議⁸⁸による広島湾再生の取組みなど様々な機関、団体等により環境保全対策が推進されています。
- 湾・灘その他の海域ごとに異なる環境の状況に応じた取組を進めるため、県内の海域等を海域を3つに区分して協議会を設置しています。

図表 4-3-3 湾灘協議会の名称と海域区分

名称	西部湾灘協議会	中部湾灘協議会	東部湾灘協議会
海域区分	広島湾	安芸灘、燧灘	備後灘、備後瀬戸

- 清掃活動等の瀬戸内海の環境保全活動を行う団体を支援することにより、環境保全への理解及び住民参加を促進しています。
- 県の環境情報サイト「eco ひろしま」等のサイトにより、県域の瀬戸内海の環境の現状、汚濁負荷量の削減状況、海岸漂着物の削減に向けた取組を発信しています。
- 環境省のせとうちネット、瀬戸内海環境保全知事・市長会議等のホームページ、広報誌等を通じた情報提供を行っています。

⁸⁴ 瀬戸内海環境保全知事・市長会議：瀬戸内海沿岸の府県市で構成され、瀬戸内海の環境保全及び快適な生活環境創造のための基本施策の推進、国に対する建議及び要望活動等を行っている。

⁸⁵ 公益社団法人瀬戸内海環境保全協会：瀬戸内海の環境保全に関する事業を行うことにより、瀬戸内海の環境保全に資することを目的として民間団体と関係地方公共団体によって組織されている。

⁸⁶ 公益財団法人国際エメックスセンター：行政、研究者、事業者、市民等の各主体間の有機的ネットワークを構築し、国際的かつ学術的な交流を推進するとともに、調査研究及び研修の実施並びに活動に対する支援等の事業を行い、閉鎖性海域の環境の保全・創造及び多様な自然と人間が共生する持続的発展が可能な社会の構築に寄与することを目的として設立された組織。

⁸⁷ 太田川流域振興交流会議：太田川の流域市町が連携し、流域内での振興や交流活動、水質保全活動、自然環境保全活動、普及啓発活動に関する事業の展開や情報交換を行うことにより、太田川流域の振興と交流の推進を図ることを目的としている。

⁸⁸ 広島湾再生推進会議：広島湾の環境修復・保全を推進するため、関係省庁及び関係地方公共団体等が協力して、陸域（流域）と海域（沿岸部を含む）が連携した総合的な広島湾の再生を行うための行動計画を策定し、これを推進することを目的としている。

- 環境学習の指導者を養成するとともに、環境カウンセラー⁸⁹や環境保全アドバイザー⁹⁰等を環境学習講師として登録し、地域や学校、事業所での環境学習活動に派遣しています。
- 環境学習教材の貸出し、環境学習情報の提供等により環境教育・環境学習の普及拡大を推進しています。

【課題】

- 瀬戸内海は13府県が関係する広範な海域であるため、関係機関との連携が必要です。
- 湾・灘その他の海域ごとの環境の状況を考慮し、山や川などの流域を含めた海域ごとの実情に応じた取組を進める必要があります。
- 住民や事業者等の幅広い意見を調整し、施策に反映させるための仕組みづくりが必要です。
- 継続的な情報提供及び広報の充実による県民・事業者への周知が必要です。
- 瀬戸内海の環境保全に対する理解を促進し、環境保全活動に参加する意識及び自然に対する感性や自然を大切に思う心を育むため、地域の自然及びそれと一体をなす歴史的、文化的要素を積極的に活用しつつ、国、地方公共団体、事業者、民間団体の連携の下、環境教育・環境学習を推進することが必要です。

【取組の方向】

- 環境保全思想の普及、広域的な連携の強化、国内外の閉鎖性海域との連携等
 - ・ 広島県アダプト制度⁹¹やせとうち海援隊⁹²などの清掃活動等、瀬戸内海の環境保全に資する活動を行う団体の支援、環境保全思想の普及と住民の参加を促進します。
 - ・ 湾・灘その他の海域の環境に応じた様々な課題に対応するため、湾灘協議会などの場を活用し、住民や事業者などの幅広い意見を調整しながら具体的な取組を推進します。
 - ・ 瀬戸内海環境保全知事・市長会議等の関係機関と連携した取組を推進します。
- 情報提供、広報の充実
 - ・ 県ホームページ等を通じた、瀬戸内海の環境の状況や環境保全団体等による海岸清掃活動などの取組等の継続的な情報発信を行います。
- 環境教育・環境学習の推進
 - ・ 環境学習講師の登録制度の活用等による環境教育・環境学習の普及拡大を推進します。

⁸⁹ 環境カウンセラー：環境問題に関する専門知識や豊富な経験を有し、住民や事業者等の環境保全活動に対する助言を行う人材として環境省が実施する審査を経て登録されている。

⁹⁰ 環境保全アドバイザー：地域で行われる環境学習や環境保全活動について、助言・指導を行うことができる人材。県が実施または認定する養成講座を修了した者や地球温暖化防止活動推進員のうち、希望者をアドバイザーとして登録し、地域での活動を促している。

⁹¹ 広島県アダプト制度：アダプトが「養子縁組をする」という趣旨から、住民等が主体となって道路や河川の清掃・草刈等を中心に、公共空間をわが子のように面倒をみていく活動を支援する制度。

⁹² せとうち海援隊：海浜における環境保全活動（海浜清掃・美化及び海岸・干潟生物調査）を実施する団体等を「せとうち海援隊」として認定し、その活動に対し①傷害保険、賠償保険への加入、②活動に必要な資材の提供、③活動状況のPR等により支援する制度。

- 取組の点検においては、日常生活で環境保全を意識している県民の割合などの状況を把握するものとします。

3 化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全

【現状】

- 現代の社会経済活動において製造・使用されている様々な化学物質は、生活を豊かにし、生活の質の維持向上に欠かせない一方で、長期間曝露することにより、人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれのあるものがあります。
- ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく事業者への監視指導を徹底しているほか、大気、水質、底質、地下水及び土壌の汚染状況調査を行っており、いずれにおいても環境基準の適合を確認しています。
- 土壌汚染については、「土壌汚染対策法」に基づく土地所有者等による土壌汚染状況調査の実施や要措置区域等への指定により、適切なリスク管理が推進されているところです。なお、令和6（2024）年度の全国の調査事例によると、1,680 件中 661 件で土壌汚染が判明するなど、高い水準で推移しており、県内においても、土壌汚染が判明する事例が発生しています。
- 有害性が指摘されている有機フッ素化合物（PFAS）の一種である PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及び PFOA（ペルフルオロオクタン酸）が、令和5（2023）年度以降、河川及び地下水において、国が定めた指針値である 50ng/L を超過して検出される事例が確認されています。（再掲）

【課題】

- 化学物質による人体や生態系への被害を防止するため、引き続き、排出抑制・流出防止の対策が求められているとともに、化学物質による健康リスクを把握するため、継続したモニタリングの実施が求められています。
- 土壌汚染による影響は長期にわたるとともに、地下水への影響も考えられることから、必要な調査を実施し、汚染が判明した場合は適切な措置を講じることが求められます。
- PFOS 及び PFOA の指針値超過は、環境基準値ではないものの、継続的に摂取する飲料水は指針値を下回ることが望ましいとされていることから、国が定めた対応方針に従い、曝露防止の取り組みを進めるとともに継続的な監視調査等を行う必要があります。（再掲）

【取組の方向】

- 化学物質の排出抑制の推進
 - ・ 事業者、住民及び行政による化学物質のリスクコミュニケーション⁹³を推進します。
 - ・ 「化学物質排出把握管理促進法」（化管法）の適切な運用等を通じ、事業者による自主管理の徹底を促進します。
 - ・ ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、工場・事業場への監視指導を徹底するとともに、環境調査を実施します。

⁹³ リスクコミュニケーション：化学物質や環境汚染などにより人類や生態系が受ける影響（リスク）について、企業や地域住民、消費者、行政などが意見交換・対話を通じて相互理解を深め、適切な対策につなげていく手法。

- 土壌汚染対策の推進
 - ・ 土地所有者等による土壌汚染調査等の適切な運用を図るとともに、土壌汚染が確認された場合には、汚染除去等の適正な処理を促進します。
 - ・ 汚染土壌処理業者による適切な処理が行われるよう、必要な指導等を実施します。
- 有機フッ素化合物等新たな汚染への対応
 - ・ 有機フッ素化合物（PFAS）等の指針値超過事案に対応します。（再掲）

【指標】

項目	単位	現状値 (年度)	R8	R9	R10	R11	R12
環境基準達成率： ダイオキシン類 (大気)	%	100 (R6)	100	100	100	100	100
環境基準達成率： ダイオキシン類 (公共用水域)	%	100 (R6)	100	100	100	100	100
環境基準達成率： ダイオキシン類 (土壌)	%	100 (R6)	100	100	100	100	100
事業者によるダイオ キシン自主測定のパ 排出基準適合率	%	98.5 (R6)	100	100	100	100	100
化管法に基づく指定 化学物質の環境への 届出排出量：大気	t/年	4,744 (R6)		現状値より削減			
化管法に基づく指定 化学物質の環境への 届出排出量：公共用水 域	t/年	230 (R6)		現状値より削減			
化管法に基づく指定 化学物質の環境への 届出排出量：埋立処 分	t/年	2,256 (R6)		現状値より削減			

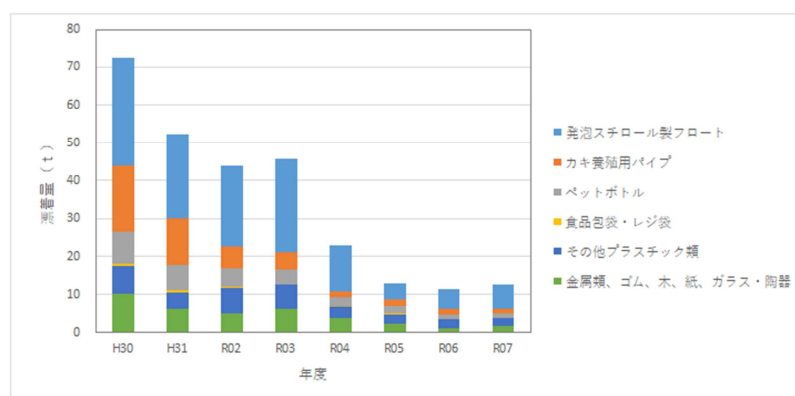
4 プラスチックごみの海洋流出防止対策

【現状】

- 海洋プラスチックごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化、景観への悪影響、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしており、マイクロプラスチックによる海洋生態系への影響も懸念されています。
- 世界の共通課題であり、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の採択やプラスチック汚染に関する条約策定に向けた動きが進む中、国においてもプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律等を制定し、この問題への取組を強化しています。
- 本県が面する瀬戸内海では、海洋プラスチックごみの大半は本州・四国・九州といった周辺地域から流出したものとされています。令和3（2021）年度に実施した調査によると、県内海岸には約48tのごみが漂着し、このうち約9割をプラスチックごみが占めている状況で、かき養殖に由来するごみや、ペットボトルやプラスチックボトル、食品包装・レジ袋等の生活由来のごみが多く漂着しています。

- こうした中、本県では、2050（令和 32）年までに瀬戸内海に新たに流出するプラスチックごみゼロを目指して「瀬戸内ひろしま宣言」を令和 3（2021）年に発表し、プラスチックごみの海洋流出の防止を進めています。
- かき養殖に由来するごみについては、全てのかき養殖事業者が、発泡スチロール製フロート（浮き）や養殖用パイプなどの資材の適正処理計画を策定し、取組状況を共有しながら管理の徹底を図っています。
- 生活由来のごみについては、官民連携組織「GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォーム（略称^{ジーシップ}GSHIP）」を設立し、参画会員や地元団体等と連携して、「プラスチックの使用量削減」「プラスチックごみの流出防止」「プラスチックごみの清掃・回収」「情報の発信等」の 4 つの視点で、海洋プラスチックごみ対策に取り組んでいます。
- これらの取組等により、令和 7（2025）年度の県内海岸の漂着ごみの量は、約 12 t に減少しています。

図表 4-3-4 広島県の海岸漂着物量の推移



資料：県環境保全課

【課題】

- 県内海岸に漂着するごみの量は着実に減少しているものの、いまだ約 12 t ものごみが漂着しており、このうち約 6 割がかき養殖由来のごみ、約 3 割がペットボトルやプラスチックボトル、食品包装・レジ袋等の生活由来ごみと、約 9 割をプラスチックごみが占める状況が続いています。
- プラスチックごみの削減に向けて、海洋生分解性素材や紙などのプラスチック代替素材への転換やリユース容器の利用等の拡大に取り組んでいますが、社会的な仕組みの定着には至っていません。
- プラスチックごみの流出の一因であるポイ捨て対策や、屋外のごみ箱及び空容器の回収ボックス等からの漏洩対策が進められていますが、十分ではありません。
- かき養殖に由来するごみについては、養殖資材の管理及び流出防止の徹底が求められています。
- 流出したプラスチックごみについて、活動団体等と連携して、漂着ごみ、漂流ごみ及び海底ごみ等の清掃・回収を行うことが不可欠です。
- 海ごみの発生量、発生ルート等については未解明な部分も多く、海岸漂着物の種類や量、発生要因等について十分把握できていません。

【取組の方向】

- 重点地区の設定について
 - ・ 国の基本方針で示された考え方を基に、海岸漂着物等の対策を重点的に推進する区域（以下「重点区域」という。）を設定し、海ごみの回収・処理を進めます。
- プラスチックの使用量削減
 - ・ 企業等と連携して、再生利用できないワンウェイプラスチックの削減及び海洋生分解性素材等のプラスチック代替素材の製品・サービスを開発します。
 - ・ 地域と連携して、プラスチック代替素材製品等の利用定着に向けた積極的な活用を推進します。
- プラスチックごみの流出防止
 - ・ 自動販売機横の空容器回収ボックスや漏洩しにくい屋外ごみ箱などへの転換を促進します。
 - ・ かき生産者を主体とした資材管理及び適正処理の徹底、環境に配慮した素材への転換、再資源化の取組強化等、かき養殖資材の流出防止対策を推進します。
- プラスチックごみの清掃・回収
 - ・ 重点地区（図表 4-3-5 参照）を中心とした、企業及び住民参加型の定期的な清掃活動の実施及び漁業者や市町との連携を推進します。
 - ・ 必要資材の提供や環境省の地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）等の活用により、せとうち海援隊や市町の清掃活動を支援します。
 - ・ 国の支援制度の活用などによる漁業者による海底ごみの清掃・回収を推進します。
 - ・ 清港会等による清掃船を活用した漂流ごみの回収を推進します。
- 情報の収集、発信、共有等
 - ・ 海ごみに関する情報の収集、ホームページ等による発信、県内で行われる清掃活動などの情報を共有します。
 - ・ 海岸漂着ごみの実態調査を実施します。
 - ・ GSHIP の枠組みを軸とした行政・企業・団体等による相互の協力体制を維持します。

図表 4-3-5 重点地区一覧【市町へ意見照会予定】

資料：県環境保全課

No.	名称	所在地	該当基準※				
			①	②	③	④	⑤
1	阿多田島沿岸（長浦海岸）	大竹市	○		○	○	○
2	大野鳴川海岸	廿日市市		○	○		
3	地御前海岸、地御前港海岸、漁港周辺			○	○		
4	宮島全島		○	○	○	○	○
5	扇園海岸			○	○		
6	阿品海岸			○	○		
7	観音親水緑地	広島市		○	○		
8	宇品海岸、広島みなと公園			○	○		○
9	長浜海岸	江田島市	○		○		
10	入鹿海岸（サンビーチおきみ）			○	○		
11	江田島湾			○	○		○
12	大附自然海浜保全地区		○				
13	ベイサイドビーチ坂、坂なぎさ公園	坂町		○	○		
14	鯛尾六字岩海岸、横浜海岸、小屋浦海岸			○	○		
15	音戸町大浦崎海岸	呉市	○	○	○		
16	蒲刈町恋ヶ浜、県民の浜		○	○	○		
17	倉橋町海越海岸				○		
18	呉市狩留賀海岸（ロマンチックビーチかるが）			○	○		
19	豊町蒲野海岸、白渦海岸、野坂海岸				○		
20	安浦町七浦海岸		○		○		
21	桂ヶ浜		○	○	○		
22	須之浦自然海浜保全地区		○				
23	中小島自然海浜保全地区		○				
24	呉港			○	○		○
25	音戸漁港周辺			○			○
26	田原漁港周辺			○			○
27	三津口湾			○	○		
28	大崎上島町大串海岸、野賀海岸	大崎上島町	○	○	○	○	
29	竹原市の場合海岸	竹原市		○	○		
30	竹原市大久野島海岸			○	○	○	
31	長浜海岸		○				
32	三原市すなみ海浜公園	三原市		○	○		
33	三原市須ノ上海岸、向田海岸、長浜海岸、大野浦海岸（佐		○		○	○	
34	柄鎌瀬戸自然海浜保全地区		○				
35	向島干汐海岸、大町海岸	尾道市	○	○	○		
36	向島立花余崎海岸、釣ヶ浜海岸				○		
37	瀬戸田サンセットビーチ			○	○		
38	高根自然海浜保全地区		○				
39	梶ノ鼻自然海浜保全地区		○				
40	百島自然海浜保全地区		○				
41	しまなみビーチ			○	○		
42	内海町横山海岸	福山市	○	○	○		
43	仙酔島		○	○	○	○	
44	松永湾				○		
45	グイビ自然海浜保全地区		○				
46	箱崎自然海浜保全地区		○				
47	クレセントビーチ			○			

※①国立公園・自然公園又は自然海浜保全地区の区域で、自然海岸（又は半自然海岸）が保全され、環境保全活動の拠点等として清潔にしておく場所

②レジャー（海水浴場等）又は公の用に利用され、又は供されている場所で、住民が集うもの

③地域住民の生活に密着し、住民活動等の一環として清掃されている場所

④無人島又は離島における海岸で、景観保全を図っていく場所

⑤海岸漂着物が著しく多い場所

図表 4-3-6 各主体の役割

県	海岸漂着ごみの状況を把握しながら、プラスチックの使用量の削減、プラスチックごみの流出防止や清掃・回収、情報の発信等の取組を主体的に展開します。
市町	海洋ごみの回収や運搬、処理の面で関係者の活動を支援し、海岸管理者は清掃等により管理地を清潔に保つよう努めます。
企業や団体	ごみの減量化に繋がる製品等の開発や積極的な導入、清掃・回収など主体的に取り組める活動を積極的に行います。
県民	再生品の利用やリサイクルのための分別収集、清掃活動への参加等を通じて、海洋ごみの発生抑制に協力します。

【指標】

項目	単位	現状値 (年度)	R8	R9	R10	R11	R12
3品目（ペットボトル、プラスチックボトル、レジ袋）の海岸漂着物量	t	1.55 (R7)	1.40	1.34	1.27	1.17	1.06
県内河川及び河口付近でのプラスチックごみの重量	t	0.85 (R6)	0.81	0.80	0.78	0.76	0.74
プラスチックごみ削減の必要性を理解して行動している県民の割合	%	54 (R7)	54	56	58	60	62

5 地域環境の維持・向上

(1) 総合的な環境保全対策の推進

【現状】

- 県・市町・企業等との環境保全協定の締結による、環境保全関係法令の規則等の補完、地域の実情に即した生活環境保全対策を実施しています（県内13社と締結）。
- 油流出等による環境汚染事故である水質汚染事故の発生件数は、近年は横ばいで推移しています。事故が発生した場合、関係機関と連携して被害の拡大防止を図るとともに、原因者に対して、再発防止を指導しています。（再掲）

図表 4-3-7 水質汚染事故発生件数（件）

年度	R2	R3	R4	R5	R6
水質汚染事故発生件数	140	124	150	100	96

資料：県環境保全課

【課題】

- 市町と連携した県内における環境悪化の未然防止及び環境の保全を図る必要があります。

- 依然として発生する水質汚染事故に対し、原因者に対する再発防止の指導、関係者への普及啓発及び関係機関との連携により、事故の未然防止と迅速な事故処理体制が継続して求められます。（再掲）

【取組の方向】

- 環境保全協定の締結及び監視
 - ・ 県内の主要企業と環境保全協定等の締結及び市町と連携した監視を実施します。
- 油等による汚染の防止（再掲）
 - ・ 市町、消防等の関係機関と連携した環境汚染事故発生時における緊急時体制の充実を図ります。
 - ・ 工場・事業場への注意喚起、関係者への普及啓発による未然防止、関係機関と連携した訓練・研修等を実施します。
- 市町に対する支援
 - ・ 環境法令に関する権限移譲を行った市町に対して、研修等による技術的な支援を実施します。
- 公害紛争処理の推進
 - ・ 県及び市町による公害苦情相談体制を維持するとともに、広島県公害審査会に調停等の申請があった場合は迅速な解決を図ります。
- 生活環境中の放射能の測定
 - ・ 隣接県の原子力発電所において事故が発生した場合等の影響を把握するため、生活環境中の放射能濃度等の常時測定を実施します。

【指標】

項目	単位	現状値 (年度)	R8	R9	R10	R11	R12
水質汚染事故 発生件数	件	122 (R2～R6 平均)	122	122	122	122	122

(2) 身近な緑地環境と優れた景観の保全・創造

【現状】

- 農山村地区等では、農用地や集落などで構成される多様な環境が存在し、その中で多くの生物が生息しており、この多様な環境が環境資源の提供、大気の浄化、水資源の涵養などの公益的機能を有しています。
- 都市域・都市近郊では、公園や広場、街路等の公共空間において、快適な緑地環境の整備を図っており、県内の都市公園⁹⁴等の面積は増加傾向にあります。
- 「ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例（県景観条例）」に基づき、景観指定地域や大規模行為届出対象地域の指定など、良好な景観形成に努めています。
- また、「景観法」（平成 16（2004）年）が制定されたことから、市町が景観行政団体として、主体的に景観行政を推進するよう取り組んでいます。

⁹⁴ 都市公園：都市公園法第 2 条で定義されたもので、国が設置する国営公園と、地方公共団体が設置する街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園等の都市公園がある。

- 県内の文化遺産のうち、国・県・市町の文化財に指定・選定・登録されている数は約 3,000 件です。また、周知の埋蔵文化財包蔵地は約 17,800 件で、全国的に件数の多い県になっています。

【課題】

- 農山村地域等では、過疎化・高齢化が進行しており、里山・農用地等の有する環境保全機能の維持が困難な地域も発生しています。
- 都市域や都市近郊では、引き続き、公園や緑地、街路樹等の整備・保全等により、安らぎのある快適な生活空間を創造していくことが求められます。
- 地域の特性を活かした景観の保全・創造を図ることが求められています。
- 県内の貴重な文化遺産を、県民共有の財産として保存し次世代に継承するとともに、県民の文化的向上に資するため、市町、所有者と連携して、活用を進めることが求められています。

【取組の方向】

- 身近な農用地等の保全
 - ・ 担い手をはじめとした多様な主体の連携により、農地や農業用施設の保全管理が持続可能となる体制づくりの支援と管理作業の省力化を推進します。
 - ・ そのため、農地・農業用施設の保全活動の維持に向け、縮小・分散化した活動組織の広域化や、多様な人材の参画による体制づくりを支援します。
- 身近な緑地の保全・整備
 - ・ 「自然環境保全条例」に基づく緑地環境保全地域や風致地区、緑地保全地区の指定による、市街地又はその周辺地域での緑地保全を推進します。
 - ・ 住区基幹公園や都市基幹公園の整備、街路樹の植栽、道路植樹帯の整備、法面緑化等によるまちのみどりの創造を推進します。
- 市町主体の景観行政の推進
 - ・ 市町が「景観法」に基づく景観行政団体となるよう支援を行い、地域の実情に応じた景観行政を推進します。
- 自然景観の保全
 - ・ 各種関連法規の適切な運用により、世界遺産に登録されている宮島、世界に誇る瀬戸内海の多島美、美しい森林や多くの農山村の集落景観を有する中国山地など県特有の豊かな自然景観の保全、創造、活用を図ります。
- 文化的景観の保全
 - ・ 文化的景観につながる史跡や名勝、天然記念物等の貴重な文化財を次代へと継承するため保存を推進するとともに、活用を図ります。

第4節 自然環境と生物多様性の保全

《目指す姿（5年後）》

自然公園⁹⁵等施設が、身近な自然や生きものとのふれあいの場として、安全で快適に楽しみながら県民に広く利用されているとともに、貴重な生きものに関する環境学習や保護活動の情報が得られ、自然環境保全や野生生物保護の重要性の理解が深まっています。

《背景》

- 世界では、令和4（2022）年12月に新たな生物多様性に関する世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、令和12（2030）年までに生物多様性の損失を止め回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現、令和32（2050）年までに「自然と共生する社会」の実現を目指し「30by30目標」などが設定されました。
- 国においても、令和5（2023）年3月に、「生物多様性基本法」に基づく「生物多様性国家戦略」を改定し、「30by30目標」の達成に向け「自然共生サイト」の認定等の取組が進められています。
- このような情勢を踏まえ、本県において生物多様性が豊かに維持され、その恩恵を私たちや将来世代があまねく享受できるよう「自然資源の持続可能な利用」と「生態系の健全な維持管理」を柱とした取組を進めます。
- なお、この第4節は、「生物多様性基本法」に基づく「生物多様性地域戦略」として位置付け、「生物多様性広島戦略」とします。

1 自然資源の持続可能な利用

【現状】

- 我が国を代表する優れた自然の風景地である国立公園やそれに準ずる国定公園は、「自然公園法」に基づき、国により指定されています。また、都道府県を代表する優れた自然の風景地である県立自然公園は、「広島県立自然公園条例」に基づき知事が指定しています。これら自然公園の保護と利用を適正に行うため、それぞれの公園ごとに公園計画が定められています。

県内には、瀬戸内海国立公園、比婆道後帝釈国定公園、西中国山地国定公園及び6か所の県立自然公園があり、それらの面積は、県土の約4%を占めています。

また、この他に、県内の優れた自然環境の保全を図るため、「広島県自然環境保全条例」に基づき、「自然環境保全地域⁹⁶」等の指定を行っています。

自然公園及び野外レクリエーション施設利用者は、近年、訪日観光客の増加により、利用者の約半数を占める宮島の利用者が増加しているものの、日本人観光客数については、人口減少や少子高齢化が進行していることや、猛暑日が増加し、外出を控えたことなどが影響していることから、利用者が減少しています。

⁹⁵ 自然公園：自然公園法に基づき、優れた自然の風景地を保護し利用することを目的として地域を指定する公園制度。国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3種類がある。

⁹⁶ 自然環境保全地域：自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、「自然環境保全法」や都道府県条例により定められた地域。高山性植物の自生地、優れた天然林、湿原等の特異な地質・地形などを主たる保全対象とし、これと一体をなす自然環境で保全の必要性の高い地域。

- 県内の自然海岸は、各種の開発行為等により、約 31.5%が残存するのみとなっており、藻場・干潟についても、沿岸域の環境変化や開発行為等により減少し、生物の生息や海水の浄化などの環境保全機能の低下が懸念されています。
このため、自然の状態が維持され、海水浴や潮干狩りで利用されている 19 カ所の海岸について、「広島県自然海浜保全条例」に基づき、「自然海浜保全地区」に指定しています。

【課題】

- 自然公園等施設は全体の 6 割の施設が整備後 30 年以上経過し、老朽化が進行し、修繕や更新が必要となっていますが、新たな課題（県下全域でのナラ枯れ、峡谷の浸食、大規模な電気設備更新、大規模橋梁の老朽化等）が発生し、安全で快適な利用に支障をきたしています。
- 自然公園等施設については、利用者のニーズや社会情勢の変化を踏まえ、民間ノウハウの活用も含め、中長期的に計画的な更新や改修等を行う必要があります。一方で、今後の人口減少社会を見据え、有効活用できていない施設等については地元自治体等と調整の上、施設等の規模の適正化を検討する必要があります。
また、情報発信が施設のコンテンツの紹介に留まっており、施設の魅力が県民に伝わっていないことから、情報発信を強化する必要があります。
- 自然海浜の保全、養浜等により海浜環境を整備する必要があります。
- 豊かな生物相が育まれている水辺は、身近に自然とふれあえる場所であるとともに、地域住民の散策、レクリエーションなどの憩いの場として重要な役割を果たしますが、これらに配慮した整備・管理などが十分ではありません。
- 「生物多様性国家戦略」において重要な目標である「30by30 目標」の達成のためには、法令等による保護に加え、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として登録を進めていく必要があります。

【取組の方向】

- 自然公園等の利用促進と保全対策の推進
 - ・ 自然公園等施設について安全で快適な施設利用ができるよう、中長期の計画的な更新、優先順位を考慮した改修を行うとともに、関係機関と連携し、自然公園等施設の利用促進に向けた取組を進めます。
また、多くの利用が見込まれる施設については、民間ノウハウを活用するなどし、県民のニーズ等を踏まえた改修やアクティビティの磨き上げを行うとともに、有効活用できていない施設等については、施設規模の適正化を行います。
加えて、自然公園等で休日を楽しむイメージが湧く動画などにより、楽しみ方の提案を行うことで、行動変容に繋がる効果的な情報発信を行います。
 - ・ 生物多様性を象徴する場の一つである自然公園等の良好な自然環境を保全するため、適切な整備・管理を推進します。
- 自然海浜の保全等
 - ・ 自然海浜の保全に努めるとともに、地域住民や漁業者等の連携による里海づくりや、養浜等による海浜環境の整備を推進します。

- ・ 県自然海浜保全条例に基づく自然海浜保全地区に対する条例等規定の適切な運用により、自然海浜の保全に努めます。
- 水辺の保全・再生
 - ・ 自然環境に配慮した河川の整備・管理を推進します。
 - ・ 海岸や海浜、藻場、干潟などの海の自然の保全と再生を図ります。
 - ・ 河川、海岸、港湾等の環境整備における親水施設等の整備を図ります。
- 法令等による規制
 - ・ 自然公園や環境保全地域等においては、関係法令等に基づく開発行為や動植物の捕獲・採取等の規制をするとともに、関係団体等と連携・協働しながら健全な自然環境の保全に努めます。また、鳥獣保護区特別保護地区等の存続により狩猟等を規制するとともに、鳥獣保護管理員による巡視等を行うことで、多様な野生鳥獣の保護及びその生息環境の保全を図ります。
- 「自然共生サイト」の登録促進
 - ・ 「自然共生サイト」の登録に取り組む民間事業者等と必要に応じて情報共有・連携を行い、登録を促進します。

【指標】

項目	単位	現状値 (年度)	R8	R9	R10	R11	R12
「暮らしている地域では、身近に自然を感じることができる」の偏差値	—	53.1 (R6)	53.4	53.6	53.8	54.0	54.2
自然公園等利用者数	万人	792 (R6)	792	792	792	792	792

2 生態系の健全な維持管理

(1) 希少種の保護

【現状】

- 本県は、中国山地を形成する 1,000m 級の山々の北部積雪地帯とそれに続く内陸の台地、気候温暖な瀬戸内沿岸部や島しょ部からなり、その複雑な地形と多様な気候によって、豊富な生物相を有しています。

一方で、県内に生育する 1 万 6 千種を超える野生生物のうち、絶滅のおそれのある野生生物として 1,161 種（うち 41 種は既に絶滅）が選定され、レッドデータブック⁹⁷（令和 4（2022）年 3 月改定）に取りまとめられており、そのうち緊急に保護対策を要する野生生物としてミヤジマトンボなど動物 7 種、ヤチシャジンなど植物 4 種が「野生生物の種の保護に関する条例」により、指定野生生物種等に指定され、捕獲が禁止されています（調査・研究のための捕獲や採取の場合は届出が必要）。

⁹⁷ レッドデータブック：野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種をリストにまとめたもの。

図表 4-4-1 絶滅のおそれのある野生生物の種の選定状況（令和 3（2021）年度）

分類群	県内 種数	カテゴリー別種数					選定 種数
		絶滅	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	情報不足等	
種子植物・シダ植物	2,928	4	111	153	151	38	457
コケ植物	719	0	37	9	5	3	54
藻類	1,258	0	1	2	13	16	32
地衣植物	382	1	3	5	7	0	16
菌類	700	0	7	9	26	0	42
海藻類	約 200	0	3	1	1	5	10
哺乳類	43	2	7	5	8	1	23
鳥類	302	1	6	9	17	14	47
爬虫類	16	0	0	1	4	0	5
両生類	19	0	1	8	4	1	14
魚類	548	2	9	9	21	16	57
昆虫類	8,318	15	43	48	89	36	231
貝類	708	16	40	25	22	27	130
その他無脊椎動物	412	0	4	4	21	14	43
合計	16,553	41	272	288	389	171	1,161

資料：県自然環境課

図表 4-4-2 指定野生生物種等の指定状況（令和 8 年 10 月改定予定）

種 名	分 類	種 名	分 類
ツキノワグマ	哺乳類	ヒメシロチョウ	昆虫類
アビ類 (シロエリオオハム、 オオハム、アビ)	鳥類	ミズニラ (シナミズニラを含む。)	シダ類
ダルマガエル	両生類	オグラセンノウ	種子植物
スイゲンゼニタナゴ	淡水魚類	ツルマンリョウ	〃
カワシンジュガイ	陸淡水産貝類	ヤチシャジン	〃
ミヤジマトンボ※	昆虫類	計 11 種類 (※は特定野生生物種。)	

資料：県自然環境課

【課題】

- 野生生物の生息・生育基盤は、種の絶滅や生態系の消失、里地里山の環境の変化、外来生物による生態系の攪乱、地球環境の変化等により脅かされ、生物多様性は危機に瀕している状況にありますが、生物多様性の保全を推進していくに当たって必要な野生生物の生息・生育状況に関する情報が不足しています。
- 県民の生物多様性に関する理解を促進し、保護意識を醸成するため、絶滅のおそれのある野生生物の情報を取りまとめたレッドデータブックを約 10 年おきに改定しており、野生生物の生息状況調査を実施する必要があります。
- また、平成 6（1994）年に制定した「野生生物の種の保護に関する条例」で指定する 11 種（以下「条例指定種」という。）について、野生生物をとりまく環境の変化や生息・生育状況やレッドデータブックの改定状況を踏まえ、見直しを行う必要があります。
- 産業構造・生活様式の変化や、過疎化・高齢化により、耕作放棄地や手入れ不足の森林が増え、野生生物の生育環境が大きく変化しています。

- 開発事業の実施に当たっては、環境影響評価⁹⁸等を通じて、野生動植物の生息・生育環境の事前把握や、その保全に必要かつ適切な配慮措置、野生動植物の生息・生育空間の創出など、地域の状況を踏まえた適正な環境配慮を推進する必要があります。

【取組の方向】

- 希少種の保護の推進
 - ・ 野生生物の生息・生育の状況把握を行い、レッドデータブックや条例指定種の見直しを行うとともに、野生動植物保護推進員と連携して、野生生物の捕獲・採取等の規制を推進し、生態系の保護を図ります。また、ミヤジマトンボやヒョウモンモドキなど、国内では広島でしか生息が確認されていない種については、積極的に保護に取り組みます。
 - ・ 絶滅のおそれのある野生生物については、人による管理を継続しながら野生生物の違法な捕獲・採取や生息・生育地への過度な立入りを防ぎ、生息・生育地を将来にわたり保全する取組を進めます。
- 適正な環境配慮の推進
 - ・ 開発事業の実施に当たっては、野生動植物の生息・生育環境の保全に必要かつ適切な配慮を行う等、地域の状況を踏まえた措置を講じるよう事業者への助言を行います。

(2) 生物多様性の保全活動の推進

【現状】

- 生物多様性の保全を推進していくに当たっては、県民参加による地域での長期的かつ活発な保全の取組とともに、生物多様性の重要性の理解を進めていくことが必要となりますが、現時点において、県民が生物多様性という言葉を知っている割合は、22.3%（令和6（2024）年ひろしまの森づくり事業県民アンケート調査結果）に留まっています。

図表 4-4-3 「生物多様性を保全することの意義」についての認知度

知っている	知らないが 言葉は聞いたことがある	聞いたことがない
22.3	30.9	46.8

※ひろしまの森づくり事業県民アンケート調査：県内に居住する20歳以上の男女1,000人に対して、インターネットにより調査を実施したもの。アンケートの内容は次のとおり。

地球上には何百万種類もの生物が存在し、これらの生物が、例えば食べる・食べられるなどの、お互いを利用し、支えあうといった繋がりの中で生きていることを「生物多様性」と呼びます。私たちの生活は、この生物多様性から様々な恩恵を受けており、空気や水、森などもその一つです。そのため、生物多様性を保全していくことは、私たちの生活に大きく関係するとても大切なことです。生物多様性を保全することの意義について、あなたは知っていますか。

資料：県森林保全課（ひろしまの森づくり事業県民アンケート調査（令和6年度））

⁹⁸ 環境影響評価：大規模な開発等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、事前に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づいて事業の内容を見直したり、環境保全対策を立案したりする手続のこと。

【課題】

- 県民一人ひとりのライフスタイルと行動を生物多様性の保全に結び付けていくための取組が不十分な状況にあるため、地域住民だけでなくボランティア等と連携した環境保全の取組や生物多様性に対する県民理解の醸成が必要です。

【取組の方向】

- 生物多様性保全活動に対する理解醸成
 - ・ 生物多様性の保全について学び、知ることが大切であることから、生き物観察会や希少種を中心としたパネル展示など、生態系の保全につながる啓発活動等を行い、生物多様性に対する県民の理解を高めます。
 - ・ 継続した取組を実施している「八幡湿原自然再生協議会」など、多様な主体の参画による生物多様性の保護、推進体制の整備を進めるとともに、活動状況をPRすることにより、県民のボランティア活動の参加意識の醸成を図ります。

【指標】

項目	単位	現状値 (年度)	R8	R9	R10	R11	R12
生物多様性の意義の 認知度	%	22.3 (R6)	25	29	33	37	40

(3) 野生生物との軋轢の解消

【現状】

- ニホンジカやイノシシなどの一部の野生鳥獣については、農林業への深刻な被害が生じています。近年鳥獣による農業被害額は減少傾向にありますが、高止まりしている状況となっています。また、ニホンジカの生息数は増加しており、農林業や交通機関等の生活環境への被害のほか、森林など自然植生の衰退を招き、地域の生態系に悪影響を及ぼしたり、希少植物の食害など生物多様性への影響が懸念されています。さらに、イノシシやツキノワグマによる人身被害も発生しています。

このような状況に対して、鳥獣保護管理事業計画、特定鳥獣管理計画、各市町が策定する鳥獣被害防止計画に基づき、市町や狩猟者団体と連携し、捕獲の強化や担い手の確保、育成等に取り組んでいます。

図表 4-4-4 野生鳥獣による農作物被害額（単位：百万円）

区 分	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
イノシシ	302	286	354	358	305	256	202	186
シ カ	33	42	44	53	48	52	54	74
サ ル	8	7	5	10	10	5	4	5
その他鳥獣類	64	54	73	92	97	90	79	93
計	407	389	476	513	460	403	339	358

*端数処理により合計が一致しない場合がある
資料：県農業生産課

図表 4-4-5 野生鳥獣による人身被害件数（人身被害者数）（単位：件（人））

区 分	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
イノシシ	3 (3)	8 (8)	5 (6)	6 (8)	6 (9)	16 (18)	7 (7)	9 (9)	6 (8)
ツキノワグマ	1 (1)	0	0	4 (4)	1 (1)	0	0	0	1 (1)

資料：県自然環境課

【課題】

- 農作物被害をもたらす一部の野生鳥獣や人身被害をもたらすイノシシやツキノワグマなどを人の日常生活圏に出没させない対策や、適切に個体群管理するなど、人の生活と野生鳥獣との軋轢を解消するための取組を継続して行う必要があります。
- 人の日常生活圏に出没したイノシシやツキノワグマなどへの対応のため、一定の条件を満たす場合には市町長の判断により銃猟による対応（緊急銃猟）を行うことができるよう鳥獣保護管理法が改正され、令和 7（2025）年 9 月に施行されました。緊急銃猟の実施には市町の体制を整えることが重要であることから、市町の取組を支援する必要があります。

【取組の方向】

- 人と野生鳥獣の調和的共存の推進
 - ・ 特定鳥獣等の継続的な生息状況調査により、適切な個体群管理を行います。
 - ・ 引き続き鳥獣保護管理事業計画、特定鳥獣管理計画、各市町が策定する鳥獣被害防止計画に基づき、市町と連携して適切な鳥獣の保護管理を行います。
 - ・ 野生鳥獣の個体群管理の担い手を育成するため、捕獲者の確保の取組や捕獲技術の向上を支援する技術研修会の開催などの取組を行います。
 - ・ 野生鳥獣による農作物への被害防止対策については、集落ぐるみで行う「環境改善」、「侵入防止」及び「加害個体の捕獲」による総合的な取組が重要であることから、一般社団法人広島県鳥獣対策等支援機構（通称「テゴス」）の専門知識を有する市町専任者により集落への支援を行います。
 - ・ イノシシやツキノワグマなどを人の日常生活圏に出没させない対策や、野生動物を誘因する未利用果樹の伐採や見通しの悪い藪の刈り払い、野生鳥獣に出合った時の対処方法を学ぶための講習会の開催、クマの人里への定着を防止するためのクマレンジャーによるパトロールの実施など、出没したときに被害を最小限に抑えるための取組を行います。
 - ・ 野生動物が市街地等に出没した際には原則追い払いにより対応します。また、同一場所に長時間居座るなど膠着状態が継続する場合においては、市町が円滑に緊急銃猟を実施できるよう、体制構築のための研修会の開催や、市町が実施する体制の整備、実地訓練の実施など、平時の準備に対する支援を行うとともに、市町から応援を求められた場合に適切に対応できるよう準備を行います。

【指標】

項目	単位	現状値 (年度)	R8	R9	R10	R11	R12
鳥獣による人身被害 件数	件	7 (R7)	0	0	0	0	0

(4) 野生鳥獣を介した感染症の防止

【現状】

- 令和2（2020）年度から令和5（2023）年度にかけて、県内の養鶏場にて高病原性鳥インフルエンザ⁹⁹が発生し、令和5（2023）年度には、死亡野鳥においても感染が確認されています。
- 豚熱¹⁰⁰ウイルスの侵入を監視する目的で実施している野生イノシシの豚熱検査において、令和3（2021）年度に県内で初めて豚熱ウイルスに感染した個体が確認されました。

図表 4-4-6 広島県内の高病原性鳥インフルエンザの発生件数

シーズン	R3 (R3 秋～R4 春)	R4 (R4 秋～R5 春)	R5 (R5 秋～R6 春)	R6 (R6 秋～R7 春)	R7 (R7 秋～R8 春)
死亡野鳥	0	0	3	0	0
家きん	1	6	1	0	0

資料：県自然環境課・県畜産課

図表 4-4-7 広島県内の野生イノシシの豚熱の感染状況

年度	R3	R4	R5	R6	R7
陽性件数	1	18	21	19	2
市町数	1	6	12	8	2

資料：県畜産課

【課題】

- 鳥インフルエンザは、A 型インフルエンザが鳥類に感染して起きる鳥類の伝染病であり、国内では、冬季に大陸から飛来する渡り鳥により鳥インフルエンザウイルスが運搬されていると推測されています。野鳥対策の適切な実施により、家きんの防疫対策につなげていく必要があります。
- 豚熱は、豚熱ウイルスにより起こる豚やイノシシの伝染病であり、野生イノシシからの感染が養豚業に大きな被害を与える可能性があるため、引き続き、監視や防疫に取り組む必要があります。

⁹⁹ 高病原性鳥インフルエンザ：水鳥やニワトリなどの鳥類に感染するウイルス。野生鳥獣の死亡や畜産に大きな影響を与える。

¹⁰⁰ 豚熱：豚やイノシシに感染するウイルス性疾患。致死率が高く治療法もないため、発生した場合に畜産業への影響が深刻。

【取組の方向】

○ 感染防止の徹底

- ・ 関係者が連携し、死亡野鳥のサーベイランス¹⁰¹について継続して行い、早期発見・回収によりウイルスの拡散防止に努めます。また、高病原性鳥インフルエンザが発生した場合に環境省により設定される野鳥監視重点区域において、野鳥の調査及び監視を行います。
- ・ 野生イノシシの感染状況の監視など、豚熱の感染拡大防止に努めます。

(5) 外来生物の侵入及び分布拡大防止

【現状】

- 海外から持ち込まれた外来生物が、人間の生活や生態系に大きな影響を及ぼしており、本県においても、アライグマやアルゼンチンアリ、セアカゴケグモなどの特定外来生物の生息が確認されています。また、平成 29（2017）年 8 月には、ヒアリが初確認されるなど、外来生物による生態系のかく乱や人的被害の危険性が高まっています。
- 近年では、国内でオオサンショウウオの外来種及び在来種との交雑種の生息が確認されています。在来種の生存が脅かされている状況を受け、国は令和 6（2024）年にオオサンショウウオの外来種及び交雑種を特定外来生物に指定しました。
- サクラやモモの樹木に寄生し木を枯らすクビアカツヤカミキリが近畿地方で確認されており、注意が必要です。

図表 4-4-8 広島県内で確認済みの特定外来生物

哺乳類	ヌートリア、アライグマ
鳥類	ソウシチョウ
は虫類	カミツキガメ、アカミミガメ
両生類	オオサンショウウオ（交雑種）、ウシガエル
魚類	ブルーギル、コクチバス、オオクチバス
昆虫類	ヒアリ類、アルゼンチンアリ、ツヤハダゴマダラカミキリ
甲殻類	アメリカザリガニ
クモ類	セアカゴケグモ、ハイイロゴケグモ、クロゴケグモ
植物	オオキンケイギク、オオハングウソウ、アゾラ、オオカワヂシャ

【課題】

- 外来生物による生態系のかく乱や人的被害を防ぐため、意図せず外来生物を持ち込むことの危険についての県民への普及啓発に加え、生息域の拡大の防止や、侵入初期段階での徹底的な防除及び拡散防止の継続が求められます。
- オオサンショウウオの外来種及び交雑種が広島市内で確認されており、在来種の保護のために適切な防除を行う必要があります。

¹⁰¹ サーベイランス：疾病や環境汚染などについて、継続的に監視・調査する仕組み。

- 県内ではまだ確認されていませんが、農業被害や人身被害の影響が大きいと考えられるクビアカツヤカミキリについて、発見時には早期の対応が必要となることから、関係者への周知を徹底する必要があります。

【取組の方向】

- 外来生物の侵入及び拡散防止、防除
 - ・ アライグマ・ヌートリア・アルゼンチンアリ・オオキンケイギクなど県内に定着し、生態系や農林水産業等に被害を及ぼしている外来種については、市町や県民、事業者等と広く連携・協働しながら防除に努めます。
 - ・ 侵入初期段階での防除活動や県民による防除活動の取組などを推進し、外来生物の定着や生息域の拡大防止を図ります。
 - ・ 港湾施設等におけるヒアリの侵入調査や、発見された際の県民に対する注意喚起及び初期防除対応に努めます。
 - ・ 特別天然記念物のオオサンショウウオ（在来種）の保護のため、関係機関と連携して交雑種・外来種の調査及び防除に取り組みます。
- 外来生物の侵入及び拡散防止のための普及啓発
 - ・ 購入したペット等の外来種が野外放出されないよう、普及啓発を行います。
 - ・ クビアカツヤカミキリについて、農業関係者や公園管理者等に対して発見された場合の対応について周知を徹底します。

第5節 環境負荷の少ない社会を支える人づくり・仕組みづくり

《目指す姿（5年後）》

県民や事業者が環境問題を自らの問題として捉え、環境と経済・生活のどちらかではなくどちらも追求する社会となるよう、環境保全に取り組む人材が育成され、地域や企業において具体的な活動が行われています。

《背景》

- 世界では、「持続可能な開発のための教育（ESD）」を通じて、持続可能な社会の創り手を育む取組が進められており、国においても「環境教育等促進法」に基づき、環境保全活動、環境教育、協働取組等の促進が図られています。
- 近年では、環境問題は、地球温暖化、資源循環、生物多様性の損失、海洋プラスチックごみ、気候変動への適応など、県民生活や事業活動と密接に関わる課題として複雑化しています。こうした課題に対応するためには、行政による施策だけでなく、県民、事業者、学校、地域団体、市町等の多様な主体が、それぞれの立場で環境に配慮した取組を進める必要があります。
- 本県においても、こうした動向を踏まえ、環境学習・自主的な環境活動等の推進、環境関連産業の振興、環境配慮の仕組みづくりの3つの視点から、環境負荷の少ない社会を支える人づくり・仕組みづくりに取り組みます。
- なお、第5節1は、「環境教育等促進法」第8条第1項に基づく「行動計画」に位置付けます。

1 環境学習・自主的な環境活動等の推進

【現状】

- 環境保全活動に取り組んでいる県民の割合は69.8%（令和5（2023）年度）であり、環境保全活動への県民の関心度は高まっている一方、実際の行動には十分つながっておらず、環境保全活動に取り組んでいる県民の割合の伸び率は鈍化傾向にあります。
- SDGsにおける環境・経済・社会の統合的向上やパートナーシップ（協働）の考え方に加え、小・中・高等学校の学習指導要領における「主体的・対話的で深い学び」の視点は、環境学習等の取組においても取り入れることが求められています。
- 広島県地球温暖化防止活動推進センター、ひろしま地球環境フォーラム、せとうち海援隊、道路・河川のアダプト活動など、県内では多様な主体による環境保全活動が行われています。

【課題】

- 啓発活動や環境学習が、県民の環境問題への理解を深めるだけでなく、日常生活や地域活動における実践意欲を高めるものとなるよう、更なる工夫が必要です。
- 地域で自主的に環境活動を行う団体等の取組を継続・発展させるため、活動機会の提供、担い手の確保、団体相互の連携を支援する必要があります。
- 県民や事業者が環境問題を自らの問題として捉えられるよう、更なる意識醸成と実践行動の促進に向けた取組が必要です。

【取組の方向】

- 県民への環境配慮・実践行動に向けた啓発広報の実施
 - ・ 環境月間や「ひろしま環境の日¹⁰²」等の機会を活用し、省エネ、節電、ごみの減量化・リサイクル、食品ロス削減、資源回収、ひろしまクールシェアの利用など、身近に取り組める環境配慮行動を分かりやすく発信します。
 - ・ 実施に当たっては、国・市町、ひろしま地球環境フォーラム、せとうち海援隊、自主的な環境活動を行う団体等と連携し、対象や内容に応じた効果的な媒体を活用します。
- 自主的な環境活動を行う団体等への支援
 - ・ 広島県地球温暖化防止活動推進センター、ひろしま地球環境フォーラム、せとうち海援隊、道路や河川のアダプト活動等を支援し、地域の自主的な環境活動の活性化を図ります。
 - ・ 個人や団体の環境保全活動、啓発ポスター等の顕彰を通じて、県民の環境保全意識の高揚と地域活動への参加促進を図ります。
- 家庭の省エネ行動の定着（脱炭素型ライフスタイルへの転換を促すための仕組みづくり・情報発信：再掲）
 - ・ AI やアプリ等を活用し省エネ行動による削減効果等が見える化し、各家庭の実際の行動につながるよう、「楽（たのしい、ラク）」、「得（トク）」の要素を加味するなど、生活に根ざした継続的な省エネ行動の定着に向けた支援を検討・実施します。
 - ・ 家庭における「うちエコ診断」の普及を通じ、エネルギー使用状況や省エネ効果の見える化、生活実態に応じた省エネ行動の提案や情報発信、省エネ性能の高い家電への更新や住宅の断熱化・省エネ化の促進などにより、県民が日常生活の中で効果を実感しながら、継続的に省エネ・脱炭素行動を実践・定着できる環境づくりを進めます。
 - ・ 適切に冷暖房を使用し、快適に過ごすことができるライフスタイル「クールビズ（COOL BIZ）」「ウォームビズ（WARM BIZ）」を推進します。
- 学校・地域・職場等における環境教育・環境学習の推進
 - ・ 環境に配慮した生活・事業活動を浸透させるため、SDGs を基調とした考え方を踏まえた、環境講演会、環境学習講師の派遣、体験型学習などを通じて、学校・地域・職場等における環境教育・環境学習を推進します。
 - ・ 環境に配慮した生活を浸透させるため、実際に目で見て、触れて、学ぶことができる「体験の機会のある場」の活用など、体験活動を通じた環境教育・環境学習を推進します。

¹⁰² ひろしま環境の日：地球温暖化防止のため、県民一人ひとりのエコ意識の高揚を図り、実践行動を促すことを目的として、平成 22（2010）年 6 月から毎月第一土曜日を「ひろしま環境の日」として定め、「エコドライブ・エコ通勤」、「エコな買い物」、「省エネ生活」などを呼びかけている。

【指標】

項目	単位	現状値 (年度)	R8	R9	R10	R11	R12
環境保全活動等に取り組んでいる県民の割合	%	69.8 (R5)	71	72	73	74	75
日常生活で環境保全を意識している県民の割合	%	—	76	77	78	79	80

2 環境関連産業の振興

【現状】

- 環境省の調査によれば、我が国の環境産業の市場規模は、平成 12（2000）年の 62 兆円から令和 5（2023）年には約 130 兆円に達しています。
- 本県には、臨海部を中心に鉄鋼、化学などの基礎素材型産業や、自動車を中心とする裾野の広い加工組立型産業の集積があり、これらが有する技術を生かしたエコビジネス育成のポテンシャルは高いと考えられます。

【課題】

- 2050 年カーボンニュートラルの達成や循環経済への移行に向けた世界的な動き等の社会環境の変化を捉え、今後の市場成長が見込まれる環境・エネルギー産業において、新規事業として製品やサービスを国内に展開し、さらには市場規模が大きく、成長率の高い海外市場へ販路を拡大することにより、広島県の将来の産業の柱として成長させていくためには、新たなビジネスが持続的に創出される仕組みを構築する必要があります。

【取組の方向】

- 環境・エネルギー分野の海外におけるプロジェクト創出支援
 - ・ 海外展開の事業計画を策定するためのノウハウ、現地ニーズ等の提供、現地企業とのマッチング制度（海外展開プログラム）を構築し、海外展開プログラムに参画する企業の事業創出を支援します。
 - ・ 海外の地方政府等と連携して現地の環境・エネルギーに関する課題解決に取り組み、企業の事業創出を支援します。
- 環境・エネルギー分野の新規ビジネス創出支援
 - ・ 事業計画を策定するためのノウハウ提供等、外部パートナーとの連携により、新規事業創出プログラムに参画する企業の事業創出を支援します。
 - ・ 新規事業の開発・実証案件を創出するための資金等を支援する補助制度により、新規事業に挑戦しやすい環境を構築します。

【指標】

項目	単位	現状値 (年度)	R8	R9	R10	R11	R12
環境・エネルギー分野の取組企業数	社	168 (R6)	179	188	198	207	217

3 環境配慮の仕組みづくり

(1) 事業者等による環境に配慮した取組の推進

【現状】

- 事業者が自主的に環境負荷低減を目指す環境マネジメントシステムについて、エコアクション 21 などの認証資格を新たに取得する事業者数は停滞しています。
- ひろしま地球環境フォーラム会員のうち、SDGs と関連付けて事業活動を行っている事業者の割合は年々増加傾向にあるものの、68.8%にとどまっています。
- 「環境影響評価法」、「広島県環境影響評価に関する条例」に基づき、一定規模以上の事業について、適切な審査、指導を行うとともに、手続きが終了した事業についても事後調査を指導しています。
- 県が実施する公共事業等について、計画段階から環境への配慮を自主的に行う仕組みを構築しています。

【課題】

- 環境経営や SDGs に取り組むメリット・方法が、多くの事業者十分に理解・把握されていないため、事業者が取り組みやすい情報提供と実践支援が必要です。
- 県民は、消費者として、環境負荷の少ない物品・サービスに加え、環境経営や SDGs に取り組む事業者を知り、その製品等を積極的に選ぶことを通じて、環境負荷の低減に貢献することが求められています。
- 県内の様々な主体が実施する、環境に関する調査・研究・活動などの取組・成果について、十分な発信や主体間の共有が図られていないという課題があります。
また、環境活動に取り組む団体において、人員や資金が十分でない一方で、環境活動を支援する企業等においては、支援先団体の情報が不足しているなど、双方をつなぐ情報発信と共有が必要です。
- 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業については、事業実施前に環境影響を予測・評価し、住民意見等を踏まえながら、十分な環境保全対策を講じていくことが引き続き求められています。

【取組の方向】

- 環境に配慮した事業活動等の普及促進
 - ・ 県民・民間団体・事業者・行政が相互に連携・協働しながら環境と経済が調和した地域づくりを進める「ひろしま地球環境フォーラム」などの関係団体と協力し、環境保全活動等の取組を推進します。
 - ・ ひろしま地球環境フォーラム等と連携した講演会やセミナー等を通じて、環境経営や SDGs に取り組むメリット、具体的な進め方、優良事例を紹介するとともに、環境経営に関する認証（エコアクション 21 等）の取得支援等により、事業者等の環境に配慮した取組を促進します。
 - ・ 環境負荷の少ない物品・サービスや、環境経営・SDGs に取り組む事業者の情報発信を通じて、県民や事業者による環境に配慮した選択を促進します。
 - ・ 県内の様々な主体（県民・民間団体・事業者等）が実施している環境に関する活動・調査等の取組内容・成果の共有や発信を通じて、活動主体間の連携や取組の深化、効果的な支援関係の構築等の付加価値を生む取組を推進します。

○ 事業実施における環境配慮の推進

- ・ 「環境影響評価法」、「広島県環境影響評価に関する条例」に基づき適切な手続を実施することにより、大規模開発行為等の環境負荷を低減します。
- ・ 公共事業の計画・設計・工事の各段階における環境配慮の状況等を点検し、環境配慮の積極的な推進に努めます。

【指標】

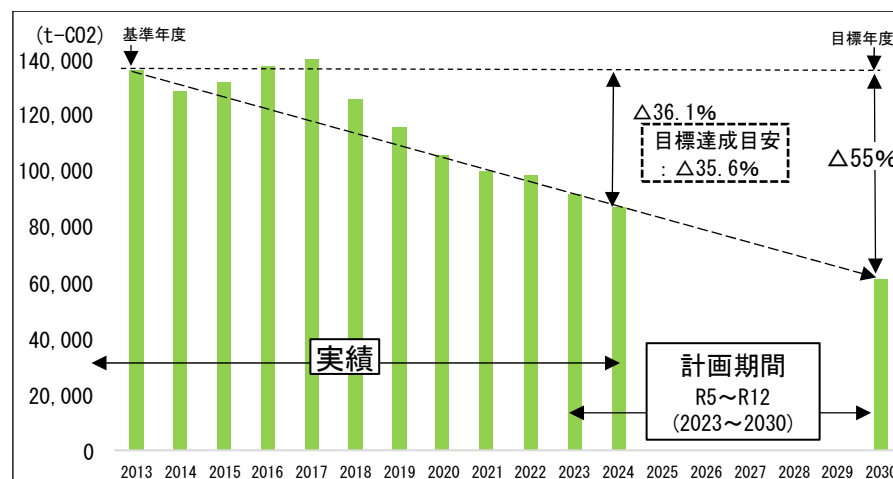
項目	単位	現状値 (年度)	R8	R9	R10	R11	R12
ひろしま地球環境フォーラム会員のうち、SDGsと関連付けて事業活動を行っている事業者の割合	%	68.8 (R7)	71	72	73	74	75

(2) 県自らの率先行動

【現状】

- 県は、環境の保全に関する各種施策を推進する行政主体であると同時に、県内の社会経済活動における一事業者、一消費者としても大きな位置を占めています。こうした立場から、「広島県地球温暖化対策実行計画」、「広島県自動車使用合理化計画」及び「広島県グリーン購入方針¹⁰³」により、省エネルギー・省資源行動へ取り組んでいます。
- 令和6（2024）年度の県の事務事業で排出される温室効果ガス排出量は、基準年度（平成25（2013）年度）と比較し、約36.1%の削減となっています。

図表 4-5-1 県の事務事業による温室効果ガス排出量の推移



※広島県水道広域連合企業団及び地方独立行政法人広島県立病院機構に移管した施設に係る温室効果ガス排出量を除く。

資料：県環境政策課

¹⁰³ 広島県グリーン購入方針：環境への負荷の少ない物品等（環境物品等）の購入に向けた本県の方針。国や地方公共団体が率先して環境物品等の購入を進めることにより、環境物品等の需要が増え、企業は環境物品等の開発・生産を積極的に行い、より多様な環境物品等をより低価格で入手することが可能となるなど需要面からの取組を促進し、環境への負荷の少ない社会を構築していくため策定。

- 令和 7（2025）年度のグリーン購入の調達実績は、5 分野で 90％以上の調達割合となっています。
- 調査・研究分野では、産業技術や保健・環境に関する総合的な試験研究に取り組むとともに、県立総合技術研究所や県立広島大学において、多様な環境問題についての研究を行っています。

【課題】

- 省エネルギー・省資源などの環境に配慮した行動について、更なる取組が必要です。
- 環境物品の購入が更なる環境物品の普及を促進していく好循環を作るため、グリーン購入の着実な取組を引き続き進めていくことが求められます。
- 引き続き、複雑化・多様化する環境問題に適切に対応した調査・研究を行い、調査・研究結果を広く活用していくことが求められます。

【取組の方向】

- 県自らの脱炭素やグリーン購入等による環境配慮率先行動
 - ・ 「広島県地球温暖化対策実行計画」に基づき、照明や信号機の LED 化、太陽光発電の導入等、省エネルギー・省資源行動など、県の事務事業における温室効果ガス排出削減を推進します。（再掲）
 - ・ 「広島県グリーン購入方針」に基づき、グリーン購入や公共工事における県登録リサイクル製品を含めた再生建設資材の利用等を率先して進めます。特に調達総数の 8 割以上を占める 3 分野（文具類、ごみ袋等、紙類）を重点分野とし、環境物品が積極的に調達されるよう取り組みます。
- 環境に関する調査研究と成果活用の推進
 - ・ 県立総合技術研究所、県立広島大学等と連携し、環境に関する調査・研究を推進するとともに、その成果を分かりやすく公表し、県民・事業者・市町の取組への活用を促進します。

【指標】

項目	単位	基準値 (年度)	現状値 (年度)	R8	R9	R10	R11	R12
県の事務事業で排出される温室効果ガス排出量	t - CO ₂	135,754 (H25)	86,717 (▲36.1%) (R6)	78,657 (▲42.1%)	74,265 (▲45.3%)	69,873 (▲48.5%)	65,481 (▲51.8%)	61,089 (▲55.0%)
重点3分野※における県のグリーン購入率	%	—	77.4 (R7)	81.9	86.4	91.0	95.5	100

※ 重点3分野とは、グリーン購入調達分野のうち、県における調達が多い3分野（文具類、ごみ袋等、紙類）

第5章 計画の推進

第1節 各主体の役割

本計画を着実に推進し、目指す姿を実現していくためには、県が施策を実施するだけでなく、社会を構成する全ての主体が、それぞれの立場に応じて自主的、積極的に取組を進める必要があります。

また、全ての主体はお互いに協力し合い、持続可能な地域づくりに向けた行動を取ることが必要です。

本計画を着実に推進するために各主体及び県の果たすべき役割は、次のとおりです。

1 県民

我々の日常生活は、直接的、間接的に環境へ負荷を与えており、地球温暖化問題をはじめとする様々な環境問題の一因になっています。

これは、制度的、技術的な面から環境の保全を図るだけではなく、県民一人ひとりが、環境問題への理解を深め、自らのライフスタイルを見直し、環境負荷を減らすことが、地域の環境や地球環境の保全に貢献する第一歩となることを示しています。このことを県民一人ひとりが認識し、日常生活において、できるだけ自主的・積極的に環境に配慮した行動が求められています。

このため、県民は、地域の環境を担う主体として、事業者、県及び市町等と連携・協働しながら、環境保全に向けた取組を推進するとともに、地域の環境保全活動に積極的に参加することが期待されます。

2 事業者

事業者は、事業活動が及ぼす環境への影響を考慮し、環境負荷の低減に取り組むとともに、深刻化する地球温暖化問題などの課題に対応した事業活動を行うことが求められています。

このため、事業者には自主的・積極的に環境に配慮した事業活動を実施していくことが必要です。特に、環境保全のための新たな技術の開発や、環境に配慮した製品・サービスの提供などにより、新たなビジネスチャンス・市場拡大チャンスを得ていくことが期待されます。

また、事業者としての社会的責任を認識し、県民、県及び市町等との連携を深め、地域の一員として環境保全に向けた取組を推進することが期待されます。

3 行政

(1) 市町の役割

本計画を推進するためには、地域における取組が非常に重要であり、地域住民と距離が最も近い市町には、地域の住民、事業者、民間団体等への支援や活動の促進など、地域に密着した施策の推進が求められています。

このため、市町には、住民、事業者、民間団体及び県等との連携・協働のもと、地域の特性に応じた環境の保全及び創造に関する方針を提示し、各主体の行動の促進等につながる施策を展開することが期待されます。

また、事業者・消費者という立場からも、環境への負荷の少ない行動を率先して実行することが期待されます。

(2) 県の役割

県は、本計画に掲げる基本理念、目指す姿を実現するために、広域的な取組を推進し、県民、事業者及び市町等の各主体間の連携促進や取組を支援し、その活動の仕組みづくりに努める役割を果たしていくことが必要です。

そのためには、本計画を着実に推進するとともに、各種の課題や分野に応じた個別の計画等を策定することにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ効果的に推進します。

なお、施策の推進に当たっては、県民、事業者、民間団体、市町、国及び関係府県等と連携・協働し、本計画に定める各種の環境の保全及び創造に関する施策の方向に基づき、具体的な取組を展開していきます。

また、県は事業者・消費者という立場からも、環境への負荷の少ない行動を率先して実行します。

第2節 計画の進行管理

- 計画の実効性を確保するためには、常に県民、事業者等との密接な相互連携や県内各市町、関係部局と連携を図り、総合的な視野に立って施策を講じることが必要です。
- 計画に掲げられた基本理念、計画の達成に向けた取組を総合的に点検・評価し、その結果を踏まえ、必要な見直しを継続的に行っていくことが重要であり、PDCAサイクル(計画の策定(Plan)⇒計画の実施(Do)⇒事業の実施状況の点検・評価(Check)⇒事業内容等の改善・見直し等(Action))によるマネジメントを一層強化していきます。
- 施策の成果を客観的に把握するため、成果指標を設定し、併せて、現況値の把握を行い、環境の状況を客観的に把握するため、参考指標を設定します。
- また、年度ごとに、各施策や事業の取組状況及び環境の状態を把握し、計画の点検・評価を行います。点検・評価の結果については、環境白書やホームページ等を活用して広く県民等に公表し、意見・提言を求めます。
- さらに、新たな国の動向など社会情勢の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

参考資料

1 指標一覧

施策構成		項目	単位	現状値 (年度)	R8	R9	R10	R11	R12
ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進	省エネルギー対策等の推進	温室効果ガス排出量 (県全体)	万 t - CO ₂	4,725 (▲19.9%) (R3)	4,091 (▲30.7%)	3,962 (▲32.9%)	3,832 (▲35.1%)	3,703 (▲37.3%)	3,574 (▲39.4%)
		二酸化炭素排出量 (産業)	万 t - CO ₂	3,467 (▲15.3%) (R3)	3,017 (▲26.3%)	2,934 (▲28.3%)	2,851 (▲30.4%)	2,768 (▲32.4%)	2,685 (▲34.4%)
		二酸化炭素排出量 (民生(業務))	万 t - CO ₂	214 (▲47.1%) (R3)	199 (▲50.9%)	183 (▲54.8%)	168 (▲58.7%)	152 (▲62.6%)	136 (▲66.5%)
		二酸化炭素排出量 (運輸)	万 t - CO ₂	515 (▲16.1%) (R3)	510 (▲16.9%)	502 (▲18.2%)	494 (▲19.5%)	486 (▲20.8%)	478 (▲22.1%)
		二酸化炭素排出量 (民生(家庭))	万 t - CO ₂	389 (▲32.8%) (R3)	324 (▲43.9%)	305 (▲47.3%)	285 (▲50.7%)	266 (▲54.1%)	246 (▲57.4%)
		二酸化炭素排出量 (廃棄物)	万 t - CO ₂	42 (▲6.4%) (R3)	33 (▲26.0%)	32 (▲28.0%)	31 (▲30.0%)	30 (▲32.0%)	30 (▲34.0%)
		次世代自動車導入割合	%	27.0 (R5)	32	34	36	38	40
		その他ガス排出量	万 t - CO ₂	200 (▲19.7%) (R3)	112 (▲32.6%)	108 (▲35.1%)	104 (▲37.6%)	100 (▲40.2%)	96 (▲42.7%)
	再生可能エネルギーの導入促進	太陽光発電導入量	千 kW	2,026 (R6)	2,088	2,119	2,150	2,181	2,212
		水力発電導入量	千 kW	403 (R6)	403	403	403	403	404
		再生可能エネルギー発電設備導入容量	千 kW	2,735 (R6)	2,815	2,854	2,894	2,934	2,974
	カーボンサイクルの推進	環境・エネルギー分野の取組企業数(カーボンサイクル分野)	社	0 (R7)	—	—	1	1	2
		手入れ不足の人工林の間伐面積	ha/年	836 (R7)	940	940	940	940	940
	気候変動への適応策の推進	気候変動適応策の認知度	%	11.9 (R7)	現状値より増加				
循環型社会の実現	循環経済への移行に向けた資源循環の推進	排出量(一般廃棄物)	万 t	81.8 (R6)	80.4	79.1	77.9	76.8	75.5
		1人1日当たりの排出量(一般廃棄物)	g	821 (R6)	820	810	805	799	790
		1人1日当たりの焼却量(一般廃棄物)	g	688 (R6)	687	679	674	668	661
		再生利用量(一般廃棄物)	万 t	13.2 (R6)	13.1	12.9	12.7	12.6	12.4
		再生利用率(一般廃棄物)	%	16.1 (R6)	16.2	16.2	16.3	16.3	16.4
		最終処分量(一般廃棄物)	万 t	7.3 (R6)	7.2	7.0	6.9	6.8	6.7
		排出量(産業廃棄物)	万 t	1,212 (R5)	1,169	1,155	1,141	1,127	1,112
		再生利用量(産業廃棄物)	万 t	896 (R5)	851	836	822	807	792

施策構成		項目	単位	現状値 (年度)	R8	R9	R10	R11	R12	
循環型社会の実現	循環経済への移行に向けた資源循環の推進	再生利用率（産業廃棄物）※	%	70.5 (R5)	70.8	70.9	71.0	71.1	71.2	
		最終処分量（産業廃棄物）	万 t	20 (R5)	17	16	15	14	14	
		廃プラスチック類の再生利用率（産業廃棄物）	%	79.2 (R5)	83.3	84.6	86.0	87.3	88.7	
		食品ロス発生量	万 t	9.9 (R6)	9.5	9.4	9.2	9.0	8.8	
		家庭系食品ロス発生量	万 t	2.9 (R6)	2.8	2.8	2.7	2.7	2.6	
		事業系食品ロス発生量	万 t	7.0 (R6)	6.7	6.6	6.5	6.3	6.2	
		食品ロス問題を認知して削減に取り組んでいる県民の割合	%	82.0 (R7)	85.4	86.6	87.7	88.9	90.0	
		がれき類の再生利用率（産業廃棄物）	%	94.0 (R5)	95.3	95.7	96.1	96.6	97.0	
	廃棄物処理システムの更なる充実・強化	産業廃棄物の不法投棄件数（10 t 以上）	件	1.2 (R2～R6 平均)	1	1	1	1	1	
		汚水処理人口普及率	%	91.0 (R6)	92.8	R9 以降は、次期汚水処理構想において目標設定予定				
地域環境の保全	良好な大気環境の確保	環境基準達成率：二酸化硫黄	%	100 (R6)	100	100	100	100	100	
		環境基準達成率：一酸化炭素	%	100 (R6)	100	100	100	100	100	
		環境基準達成率：二酸化窒素	%	100 (R6)	100	100	100	100	100	
		環境基準達成率：浮遊粒子状物質	%	100 (R6)	100	100	100	100	100	
		環境基準達成率：ベンゼン	%	100 (R6)	100	100	100	100	100	
		環境基準達成率：ジクロロメタン	%	100 (R6)	100	100	100	100	100	
		特定事業場（協定工場）から排出されるばい煙の排出基準適合率	%	100 (R6)	100	100	100	100	100	
		環境基準達成率：一般地域における騒音	%	95.6 (R6)	現状値より増加					
		環境基準達成率：道路に面する地域における騒音	%	93.4 (R6)	現状値より増加					
		環境基準達成率：航空機騒音	%	100 (R6)	100	100	100	100	100	
		環境基準達成率：新幹線鉄道騒音	%	75.0 (R6)	現状値より増加					

※ 令和12年度までに休廃止が予定されている大規模施設の影響を考慮した再生利用率。

施策構成		項目	単位	現状値 (年度)	R8	R9	R10	R11	R12
地域環境の保全	健全な水環境の保全・管理	環境基準達成率： 重金属等有害物質	%	100 (R6)	100	100	100	100	100
		環境基準達成率： 河川 BOD	%	93.9 (R6)					
		環境基準達成率： 海域 COD	%	35.7 (R6)	現状値より増加				
		環境基準達成率： 海域全窒素	%	88.9 (R6)	現状値より増加				
		環境基準達成率： 海域全りん	%	100 (R6)	100	100	100	100	100
		環境基準達成率： 地下水	%	89.8 (R6)	現状値より増加				
		特定事業場から排出 される排水の排水 基準適合率（重金属 等有害物質）	%	100 (R6)	100	100	100	100	100
		COD 汚濁負荷量 （瀬戸内海水域）： 生活系 COD	t / 日	14 (R5)	第 10 次水質総量削減計画 において目標値を設定予定				
		COD 汚濁負荷量 （瀬戸内海水域）： 産業系 COD	t / 日	16 (R5)	第 10 次水質総量削減計画 において目標値を設定予定				
		COD 汚濁負荷量 （瀬戸内海水域）： その他 COD	t / 日	6 (R5)	第 10 次水質総量削減計画 において目標値を設定予定				
	低減・土壌環境の保全	環境基準達成率： ダイオキシン類 （大気）	%	100 (R6)	100	100	100	100	100
		環境基準達成率： ダイオキシン類 （公共用水域）	%	100 (R6)	100	100	100	100	100
		環境基準達成率： ダイオキシン類 （土壌）	%	100 (R6)	100	100	100	100	100
		事業者によるダイオ キシン自主測定の出 基準適合率	%	98.5 (R6)	100	100	100	100	100
		化管法に基づく指定 化学物質の環境への 届出排出量：大気	t / 年	4,744 (R6)	現状値より削減				
		化管法に基づく指定 化学物質の環境への 届出排出量：公共用水 域	t / 年	230 (R6)	現状値より削減				
		化管法に基づく指定 化学物質の環境への 届出排出量：埋立処 分	t / 年	2,256 (R6)	現状値より削減				
	海洋流出防止対策	3 品目（ペットボ トル、プラスチック ボトル、レジ袋）の海岸 漂着物量	t	1.55 (R7)	1.40	1.34	1.27	1.17	1.06
		県内河川及び河口付 近でのプラスチック ごみの重量	t	0.85 (R6)	0.81	0.80	0.78	0.76	0.74
		プラスチックごみ削 減の必要性を理解し て行動している県民 の割合	%	54 (R7)	54	56	58	60	62

施策構成		項目	単位	現状値 (年度)	R8	R9	R10	R11	R12
地域環境の 保全	地域環境の 維持・向上	水質汚染事故発生 件数	件	122 (R2～R6 平均)	122	122	122	122	122
生物多様性の 保全	自然環境と 自然資源の持続可 能な利用	「暮らしている地域 では、身近に自然を 感じる事ができる」の偏差値	—	53.1 (R6)	53.4	53.6	53.8	54.0	54.2
		自然公園等利用者数	万人	792 (R6)	792	792	792	792	792
	生態系の健全 な維持管理	生物多様性の意義の 認知度	%	22.3 (R6)	25	29	33	37	40
		鳥獣による人身被害 件数	件	7 (R7)	0	0	0	0	0
環境負荷の少ない社会を支える人づくり・ 仕組みづくり	環境学習・自主的な 環境活動等の推進	環境保全活動等に取り 組んでいる県民の 割合	%	69.8 (R5)	71	72	73	74	75
		日常生活で環境保全 を意識している県民 の割合	%	—	76	77	78	79	80
	産業の振興 環境関連	環境・エネルギー分 野の取組企業数	社	168 (R6)	179	188	198	207	217
	環境配慮の 仕組みづくり	ひろしま地球環境フ ォーラム会員のう ち、SDGs と関連付け て事業活動を行って いる事業者の割合	%	68.8 (R7)	71	72	73	74	75
		県の事務事業で排出 される温室効果ガス 排出量	t-CO ₂	86,717 (▲36.1%) (R6)	78,657 (▲42.1%)	74,265 (▲45.3%)	69,873 (▲48.5%)	65,481 (▲51.8%)	61,089 (▲55.0%)
		重点3分野※におけ る県のグリーン購入 率	%	77.4 (R7)	81.9	86.4	91.0	95.5	100

※ 重点3分野とは、グリーン購入調達分野のうち、県における調達が多い3分野（文具類、ゴミ袋等、紙類）

2 施策体系ごとの法定計画の対応表

本計画の「第4章 施策の展開」と、関連法律に基づく法定計画とは、次の表のとおり対応します。各法定計画の中心となる施策を◎、関連する施策を○で記載しています。なお、1つの環境問題及びその解決に向けた取組は、他の環境問題とも密接に関連し合っていることが多々あるため、表に記載がない施策でも関連している場合があります。

関係法律に基づく計画 第4章	地球温暖化対策推進法に規定する地方公共団体実行計画（区域施策編）	気候変動適応法に規定する地域気候変動適応計画	廃棄物処理法に規定する廃棄物処理計画	食品ロス削減推進法に規定する都道府県食品ロス削減推進計画
第1節-1 省エネルギー対策等の推進	◎			
第1節-2 再生可能エネルギーの導入促進	◎			
第1節-3 カーボンサイクルの推進	◎			
第1節-4 気候変動への適応策の推進	◎	◎		
第2節-1 循環経済への移行に向けた資源循環の推進	○		◎	◎
第2節-2 廃棄物処理システムの更なる充実・強化			◎	
第3節-1 良好な大気環境の確保				
第3節-2 健全な水環境の保全・管理				
第3節-3 化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全				
第3節-4 プラスチックごみの海洋流出防止対策			○	
第3節-5 地域環境の維持・向上				
第4節-1 自然資源の持続可能な利用				
第4節-2 生態系の健全な維持管理				
第5節-1 環境学習・自主的な環境活動等の推進	○		○	○
第5節-2 環境関連産業の振興	○		○	
第5節-3 環境配慮の仕組みづくり	○		○	○

第4章 関係法律に基づく計画	瀬戸内海環境保全 特別措置法に規定 する瀬戸内海の環 境の保全に関する 府県計画	海岸漂着物処理推 進法に規定する地 域計画	生物多様性基本法 に規定する生物多 様性地域戦略	環境教育等促進法 に規定する行動計 画
第1節-1 省エネルギー対策等の推進				
第1節-2 再生可能エネルギーの導入促進				
第1節-3 カーボンサイクルの推進				
第1節-4 気候変動への適応策の推進				
第2節-1 循環経済への移行に向けた資源循 環の推進	○	○	○	
第2節-2 廃棄物処理システムの更なる充 実・強化	○	○		
第3節-1 良好な大気環境の確保			○	
第3節-2 健全な水環境の保全・管理	◎		○	
第3節-3 化学物質による健康リスクの低 減・土壌環境の保全	○		○	
第3節-4 プラスチックごみの海洋流出防止 対策	○	◎	○	
第3節-5 地域環境の維持・向上	○		○	
第4節-1 自然資源の持続可能な利用	○		◎	
第4節-2 生態系の健全な維持管理	○		◎	
第5節-1 環境学習・自主的な環境活動等の 推進	○	○	○	◎
第5節-2 環境関連産業の振興				
第5節-3 環境配慮の仕組みづくり	○	○	○	

3 用語解説

用語	語義
IoT	Internet of Things の略。これまで主にパソコンやスマートフォンなどの情報機器が接続していたインターネットに、産業用機器から自動車、家電製品までさまざまな「モノ」をつなげる技術。
アスベスト（石綿）	天然に存在する繊維状の鉱物のこと。繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、WHO（世界保健機関）ではアスベストを発ガン物質と断定。日本でも「大気汚染防止法」（昭和 43（1968）年）により、平成元（1989）年に「特定粉じん」に指定され、使用制限又は禁止されるようになった。
ESG 投資	従来のキャッシュフローや利益率などの、定量的な財務情報による投資判断に加えて、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）という非財務情報も考慮しておこなう投資手法。
ウォームビズ（WARM BIZ）	環境省が推奨する冬季の着衣工夫キャンペーン。暖房温度を下げ、エネルギー消費を削減する取組。
うちエコ診断	各家庭における、電気やガスなどのエネルギー消費量や温室効果ガス排出量が見える化し、ライフスタイルに合わせた具体的な対策を提案する、家庭向けの無料省エネ・CO ₂ 削減診断サービス。
AI	Artificial Intelligence（人工知能）の略。コンピュータがデータを分析し、推論・判断、最適化提案、課題定義・解決・学習などを行う、人間の知的能力を模倣する技術。
栄養塩類	植物プランクトンが増殖するうえで必要となる栄養物質（窒素、りん、ケイ素など）が、他の物質と結合して水に溶けているものの総称。海の生態系の基盤となす植物プランクトンにとっては、生育を支える重要な要素
栄養塩類管理計画	瀬戸内海における生物の多様性及び生産性の確保に向けて、あらかじめ指定した海域において、栄養塩類濃度（窒素及びりんそれらの化合物）を増加させる措置を可能とする計画
エコアクション 21	環境省が認定する環境経営システム。事業者による環境への取組を認証・登録する制度。
エコツーリズム	自然環境や歴史・文化を体験し、学ぶとともに、地域の自然環境や歴史・文化の保全に責任を持つ観光のあり方。
エコドライブ	二酸化炭素（CO ₂ ）や大気汚染物質の排出削減のための環境に配慮した運転。具体的には、駐停車時に原動機を停止する（アイドリングストップ）、経済速度で走る、無駄な荷物を積まない、無駄な空ぶかしをやめる、急発進・急加速・急ブレーキをやめる、渋滞などをまねく違法駐車をしないなどが挙げられる。
SDGs	Sustainable Development Goals の略。「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標（2015 年 9 月に国際サミットで採択）。17 のゴール・169 のターゲットから構成。
太田川流域振興交流会議	太田川の流域市町が連携し、流域内での振興や交流活動、水質保全活動、自然環境保全活動、普及啓発活動に関する事業の展開や情報交換を行うことにより、太田川流域の振興と交流の推進を図ることを目的としている。
オゾン層	オゾン層は地上 10～50km の大気圏にあり、約 20km 付近が最大濃度になっている。オゾンは酸素原子 3 個が結合してできた気体。成層圏内に上昇した酸素分子が上空の紫外線のエネルギーを受けて 2 個の酸素原子に分かれ単独になった酸素原子と別の酸素分子とが結合しオゾンとなる。
汚濁負荷量	陸域から排出される COD（化学的酸素要求量）、窒素及びりん等の汚濁物質の総量。「汚濁負荷量＝汚濁濃度×排出量」で計算する。
汚泥消化ガス	下水処理により発生する汚泥を嫌気性発酵（メタン発酵）させることにより発生するガス。下水処理場内での熱源や発電等への有効活用が広まってきている。

用語	語義
温室効果ガス	大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書による第二約束期間（平成 25（2013）～令和 2（2020）年）から追加された三フッ化窒素のほか、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の 7 物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、実質排出量をゼロにすること。
カーボンリサイクル	二酸化炭素（CO ₂ ）を炭素資源（カーボン）と捉え、これを回収し、多様な炭素化合物として再利用（リサイクル）すること。
海底耕うん	船で爪のある底曳網の漁具やスマルと呼ばれる鉄製の爪のある道具を曳きまわすことで、泥や砂泥の海底を耕すこと。海底を耕すことで、柔らかくしたり、酸素を含んだ海水を混ぜ込み、底生生物が生息しやすい状態にする。
海洋生分解性プラスチック	ある一定の条件の下で微生物などの働きによって分解し、最終的には二酸化炭素と水にまで変化する性質を持つもののうち、海洋中で生分解するプラスチック。
外来生物	国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物。
化石燃料賦課金制度	化石燃料の使用に対し課金する制度。脱炭素化へのインセンティブとして機能。
感染性廃棄物	感染性病原体を含むか、そのおそれのある廃棄物のこと。医療機関や研究機関から排出されることが多く廃棄物処理法上では、特別管理廃棄物とされている。
環境影響評価	大規模な開発等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、事前に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づいて事業の内容を見直したり、環境保全対策を立案したりする手続のこと。
環境カウンセラー	環境問題に関する専門知識や豊富な経験を有し、住民や事業者等の環境保全活動に対する助言を行う人材として環境省が実施する審査を経て登録されている。
環境基準	環境基本法第 16 条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。
環境保全アドバイザー	地域で行われる環境学習や環境保全活動について、助言・指導を行うことができる人材。県が実施または認定する養成講座を修了した者や地球温暖化防止活動推進員のうち、希望者をアドバイザーとして登録し、地域での活動を促している。
環境マネジメントシステム	企業等の事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価するためのシステム。①環境保全に関する方針、目標、計画等を定め（Plan）、②これを実行、記録し（Do）、③その実行状況を点検して（Check）、④方針等を見直す（Act）一連の手続。
気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）	Task Force on Climate-related Financial Disclosures の略。企業の気候関連リスク情報開示を促進する機構。
緊急銃猟	人の日常生活圏に出没したクマ類・イノシシに対して一定の条件のもとで銃猟を可能とする制度で、令和 7（2025）年に鳥獣保護管理法の改正により創設された。
クーリングシェルター	熱中症特別警戒アラートの発表時、極端な高温時に熱中症の健康被害を防ぐため、市町村が冷房設備のある施設（公共施設や民間施設）を一時的な避難場所として開放する制度。
クールシェア	エアコンの使い方を見直し、涼を分かち合う取組。例えば、家庭において複数のエアコン使用をやめ、なるべく 1 部屋に集まる工夫をしたり、公園や図書館などの公共施設を使用することで涼をシェアするなどの取組がある。
クールビズ（COOL BIZ）	環境省が推奨する夏季の軽装キャンペーン。冷房温度を上げ、エアコン使用を削減することで低炭素化を図る。

用語	語義
公益財団法人国際エメックスセンター	行政、研究者、事業者、市民等の各主体間の有機的ネットワークを構築し、国際的かつ学術的な交流を推進するとともに、調査研究及び研修の実施並びに活動に対する支援等の事業を行い、閉鎖性海域の環境の保全・創造及び多様な自然と人間が共生する持続的発展が可能な社会の構築に寄与することを目的として設立された組織。
公益社団法人瀬戸内海環境保全協会	瀬戸内海の環境保全に関する事業を行うことにより、瀬戸内海の環境保全に資することを目的として民間団体と関係地方公共団体によって組織されている。
光化学オキシダント	工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NOx）や揮発性有機化合物（VOC）などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなど酸化性物質の総称。
公共用水域	河川、湖沼、海域、港湾、沿岸海域など広く一般に開放された水域及びこれらに接続する下水路、用水路等公共の用に供する水域のこと。
高病原性鳥インフルエンザ	水鳥やニワトリなどの鳥類に感染するウイルス。野生鳥獣の死亡や畜産に大きな影響を与える。
サーベイランス	疾病や環境汚染などについて、継続的に監視・調査する仕組み。
産業廃棄物管理票（マニフェスト）	産業廃棄物の排出事業者が処理業者に処理委託する際、不法投棄の防止や適正処理の確保を目的に交付する管理票。
CCS	Carbon Capture and Storage の略。大気中や排出源から CO2 を回収し、地下に貯蔵する技術。
CCU	Carbon Capture and Utilization の略。回収した CO2 を建材や化学品など有用な製品に活用する技術。
COD（化学的酸素要求量）	Chemical Oxygen Demand の略。水中の有機物を酸化剤で酸化する時に消費される酸素の量で、湖沼・海域で環境基準値が定められている。この値が大きいほど汚濁の程度も大きい。
GX（グリーントランスフォーメーション）	脱炭素社会への転換に向けた産業・社会構造の変革。
次世代自動車	窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のことで、燃料電池自動車（FCV）、電気自動車（EV）、天然ガス自動車（CNG）、ハイブリッド自動車（HV）、プラグインハイブリッド自動車（PEV）、クリーンディーゼル自動車（CDV）などを指す。
自然海浜保全地区	市民が利用することが出来る貴重な自然海浜を保全するため、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、関係府県が条例により指定する瀬戸内海の海浜地及びこれに面する海面。
自然環境保全地域	自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、「自然環境保全法」や都道府県条例により定められた地域。高山性植物の自生地、優れた天然林、湿原等の特異な地質・地形などを主たる保全対象とし、これと一体をなす自然環境で保全の必要性の高い地域。
自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）	Taskforce on Nature-related Financial Disclosures の略。企業の自然資本関連リスク情報開示を促進する機構。
自然公園	自然公園法に基づき、優れた自然の風景地を保護し利用することを目的として地域を指定する公園制度。国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3種類がある。
自動車使用合理化	自営配送から委託配送への転換、複数の荷主との共同輸配送、公共交通機関の利用などにより、自動車の走行量を削減すること。
秋耕	稲刈り後の秋に耕起して稲わらを土に混ぜ込むことにより、土壌中に酸素がいきわたることでメタンガスの原料となる有機物が分解される。
臭気指数	においのものを人の嗅覚により測定する方法。採取した空気は無臭空気希釈して実際に人がにおいを嗅ぎ、においのしなくなったときの希釈倍率から算出する。

用語	語義
循環経済（サーキュラーエコノミー）	線形経済（リニアエコノミー）という天然資源の採取から廃棄まで一方通行型の経済システムと比べ、製品や資源の廃棄を減らして再利用を促進し、環境負荷を低減する経済システム。
小水力発電	小規模な水の落差や流量を利用して発電する方式。地域の水資源を活用した再生可能エネルギー。
水素	新エネルギーとして注目されており、さまざまな資源からつくることができ、エネルギーとして利用しても二酸化炭素(CO ₂)を出さないなどの特徴がある。燃料電池車や家庭用燃料電池「エネファーム」などに使用されている燃料電池は、水素から電気をつくりだしている。
スマートハウス	情報通信技術（ICT）を活用し、エネルギー管理・消費を効率化する住宅。太陽光発電や蓄電池と連携する。
生態系サービス	食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わりあう生態系から、人間が得ることのできる恵み。「国連の主導で行われたミレニアム生態系評価（2005年）」では、食料や水、木材、繊維、医薬品の開発等の資源を提供する「供給サービス」、水質浄化や気候の調節、自然災害の防止や被害の軽減、天敵の存在による病害虫の抑制などの「調整サービス」、精神的・宗教的な価値や自然景観などの審美的な価値、レクリエーションの場の提供などの「文化的サービス」、栄養塩の循環、土壌形成、光合成による酸素の供給などの「基盤サービス」の4つに分類している。
生物多様性	自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念。
せとうち海援隊	海浜における環境保全活動（海浜清掃・美化及び海岸・干潟生物調査）を実施する団体等を「せとうち海援隊」として認定し、その活動に対し①傷害保険、賠償保険への加入、②活動に必要な資材の提供、③活動状況のPR等により支援する制度。
瀬戸内海環境保全知事・市長会議	市長会議：瀬戸内海沿岸の府県市で構成され、瀬戸内海の環境保全及び快適な生活環境創造のための基本施策の推進、国に対する建議及び要望活動等を行っている。
ダイオキシン類	一般的には、有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びポリ塩化ジベンゾフランをまとめた略称。「ダイオキシン類対策特別措置法」では、これらに加えて、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニルをダイオキシン類と定義している。塩素原子の数と位置により多数の異性体があり、このうち2, 3, 7, 8-テトラクロロジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性が最も強く、生殖機能への影響、発ガン性や奇形を引き起こすおそれがあることなどが指摘されている。主な発生源として、ごみの焼却等により非意図的に副生成物として生成。
多量排出事業者	廃棄物処理法又は広島県生活環境の保全等に関する条例に基づくもので、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者であって、前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上（特別管理産業廃棄物は50トン以上）、条例は500トン以上ある事業場を設置している事業者のこと。
脱炭素先行地域	2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO ₂ 排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の令和12（2030）年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域で、「実行の脱炭素ドミノ」のモデル。
地球温暖化対策地域協議会	「地球温暖化対策推進法」の規定に基づき、地方公共団体、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化防止活動推進センター等が温室効果ガスの削減に向けた措置等について協議を行うために設置。
地球温暖化防止活動推進員	「地球温暖化対策推進法」の規定に基づき、地球温暖化対策の推進に熱意と見識を有する者の中から知事が委嘱した者。

用語	語義
DX (デジタルトランスフォーメーション)	デジタル技術を活用して、生活に関わるあらゆる分野（仕事、暮らし、地域社会、行政）において、ビジネスモデル、オペレーション、組織、文化などのあり方に変革を起こすこと。
電力固定価格買取制度（FIT）	平成 24（2012）年 7 月に施行された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき、再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電力を、国が定める固定価格で、一定期間、電気事業者に調達を義務付ける制度。
都市公園	都市公園法第 2 条で定義されたもので、国が設置する国営公園と、地方公共団体が設置する街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園等の都市公園がある。
特別管理産業廃棄物	産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの。
トレーサビリティ	産業廃棄物の処理状況が即時に排出事業者及び廃棄物処理業者によって確認できる状態のこと。近年、アプリケーション・サービス・プロバイダ（ASP 事業者）のサービスにおいて、全地球測位システム（GPS）を用いた運搬経路情報や処理状況の画像情報の提供など、IT を用いて排出事業者が適正な処理を確認できる仕組みが利用され始めている。
内部生産	湖沼、内湾など閉鎖性水域において、植物プランクトンの増殖（光合成）により有機物が生産されること。植物プランクトンの増殖には、窒素やりんが不可欠であることから、こうした栄養塩類の水域への流入量を削減することにより内部生産を抑制できる。
中干し延長	水稻を健全に生育するため、出穂期前に一定期間、水を抜いて土壌を乾かす中干し期間を延長することで、土壌中のメタン生成菌の働きが抑制する。
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）	高断熱などの省エネルギー化と再生可能エネルギー導入により、年間消費エネルギーをゼロ以下にする住宅。
ネット・ゼロカーボン社会	二酸化炭素（CO ₂ ）などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、再利用等による除去量とが均衡した、温室効果ガス排出実質ゼロの社会。
パーク＆ライド	都心の外周部や都市周辺部の鉄道駅等の駐車場を活用し、そこから都心部まで公共交通機関を利用すること。
排出量取引制度	温室効果ガスの排出枠を設定し、企業間で取引できる制度。排出削減を促進する政策手段。
ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設及びダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設又は焼却施設において発生し、集塵装置で捕集された粒子状の廃棄物のこと。
PFAS	有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して「PFAS」と呼び、1 万種類以上の物質があり、幅広い用途で使用されていたが、有害性が指摘されており、国内外で規制やリスク管理に関する取組が進められている。
BOD（生物化学的酸素要求量）	Biochemical Oxygen Demand の略。微生物が水中の有機物を分解する時に消費する酸素の量で、河川で環境基準値が定められている。この値が大きいほど、汚濁の程度も大きい。
干潟	干潮時に現れる砂泥質の平坦な場所。プランクトンなどの微生物や多種多様な生物の生息の場となり、海水を浄化する機能がある。水鳥の飛来場所にもなっている。
ひろしま環境の日	地球温暖化防止のため、県民一人ひとりのエコ意識の高揚を図り、実践行動を促すことを目的として、平成 22（2010）年 6 月から毎月第一土曜日を「ひろしま環境の日」として定め、「エコドライブ・エコ通勤」、「エコな買い物」、「省エネ生活」などを呼びかけている。
広島型カーボンサイクル	二酸化炭素（CO ₂ ）を炭素資源（カーボン）と捉え、広島県の強みを生かしながら、生産活動における再利用や、海洋中で二酸化炭素に分解される海洋生分解性プラスチック等の普及促進などにより、海洋を含む地球上において、炭素を循環させる仕組み。

用語	語義
ひろしま気候変動適応センター	気候変動適応法に基づく地域気候変動適応センターとして令和3（2021）年4月に県立総合技術研究所保健環境センター内に設置。
広島県アダプト制度	アダプトが「養子縁組をする」という趣旨から、住民等が主体となって道路や河川の清掃・草刈等を中心に、公共空間をわが子のように面倒をみていく活動を支援する制度。
広島県グリーン購入方針	環境への負荷の少ない物品等（環境物品等）の購入に向けた本県の方針。国や地方公共団体が率先して環境物品等の購入を進めることにより、環境物品等の需要が増え、企業は環境物品等の開発・生産を積極的に行い、より多様な環境物品等をより低価格で入手することが可能となるなど需要面からの取組を促進し、環境への負荷の少ない社会を構築していくため策定。
広島県地球温暖化防止活動推進センター	「地球温暖化対策推進法」の規定に基づき、地域における普及啓発活動の拠点として知事が指定するもので、本県では平成12（2000）年4月1日に（一財）広島県環境保健協会を指定。
ひろしま地球環境フォーラム	広島県の県民、団体、事業者、行政が相互に連携・協働しながら、環境にやさしい地域づくりを進める環境保全推進組織。
広島湾再生推進会議	広島湾の環境修復・保全を推進するため、関係省庁及び関係地方公共団体等が協力して、陸域（流域）と海域（沿岸部を含む）が連携した総合的な広島湾の再生を行うための行動計画を策定し、これを推進することを目的としている。
微小粒子状物質（PM2.5）	Particulate Matter の略。粒径2.5 μ m以下の微細な粒子で、肺の奥まで到達し健康影響が大きい。
富栄養化	水域に窒素やリンが過剰に供給され、植物プランクトンが過剰増殖する現象。
豚熱	豚やイノシシに感染するウイルス性疾病。致死率が高く治療法もないため、発生した場合に畜産業への影響が深刻。
浮遊粒子状物質	大気中に浮遊する粒径10 μ m以下の粒子（SPM）。呼吸器疾患の原因となる。
フロン類	炭化水素にフッ素が結合した化合物（フルオロカーボン）。CFC（クロロフルオロカーボン）とHCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）はオゾン層破壊物質。HFCs（ハイドロフルオロカーボン）は塩素を持たないためオゾン層を破壊しない物質だが、温室効果ガスの一つである。なお、フロン排出抑制法では、オゾン層保護法に規定されたCFC及びHCFC並びに地球温暖化対策推進法に規定されたHFCsを対象として、規制を行っている。
文化的景観	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの。
保安林	水源かん養、土砂崩壊等の災害の防備、生活環境の保全など、特定の公共目的のために、森林法に基づいて、農林水産大臣又は都道府県知事により指定された森林のこと。
マイクロプラスチック	一般に粒径5mm以下の微細なプラスチック粒子。海洋汚染や生態系への影響が懸念される。
藻場	アマモなど沿岸の海草が群生する区域。魚類の産卵場・生育場として重要な生態系。
有機薄膜太陽電池、ペロブスカイト太陽電池	有機薄膜太陽電池は、有機半導体材料を発電層として用いることを特徴とした太陽電池。ペロブスカイト太陽電池は、ペロブスカイト型の結晶構造を持つ物質を光吸収層とする太陽電池。いずれも、シリコン系と比べ製造コストが低いことが見込まれ、厚さが極薄で軽量かつ柔軟な次世代型太陽電池。
リスクコミュニケーション	化学物質や環境汚染などにより人類や生態系が受ける影響（リスク）について、企業や地域住民、消費者、行政などが意見交換・対話を通じて相互理解を深め、適切な対策につなげていく手法。
林業経営適地	現場条件がよく、一定規模の面積としてまとまっており、地域の関係者により持続的な林業経営を行う場所として特定された森林。
林地開発許可制度	森林を一定規模以上開発する場合に、県知事又は市町長の許可を受ける制度。
レッドデータブック	野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種をリストにまとめたもの。